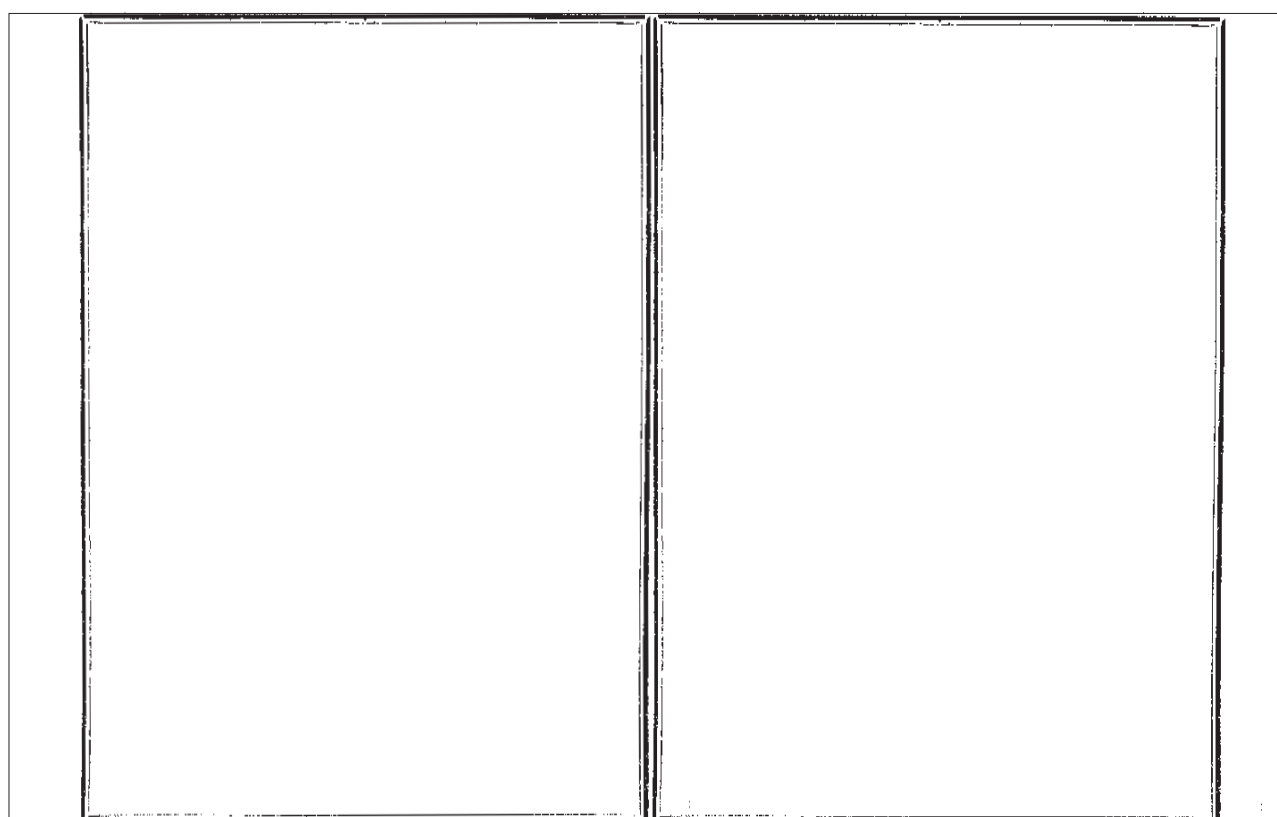
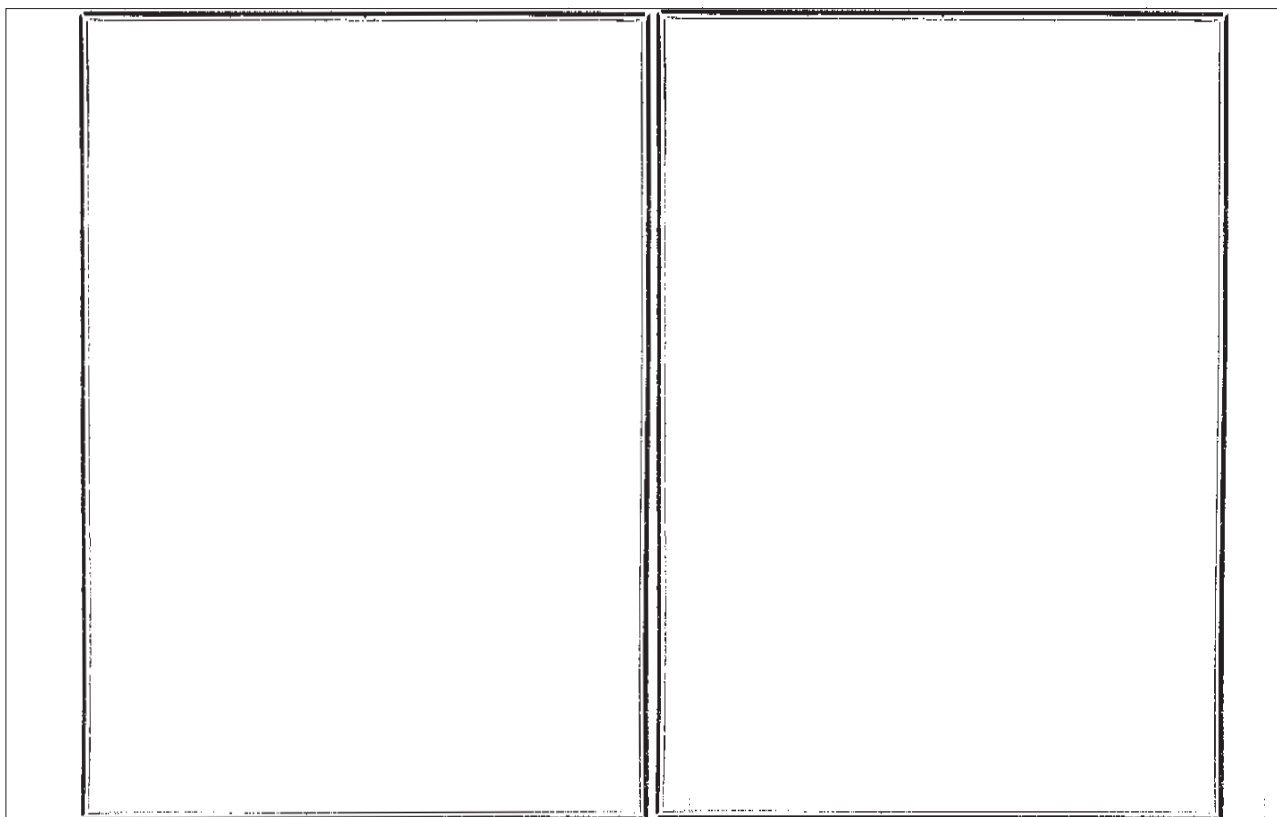
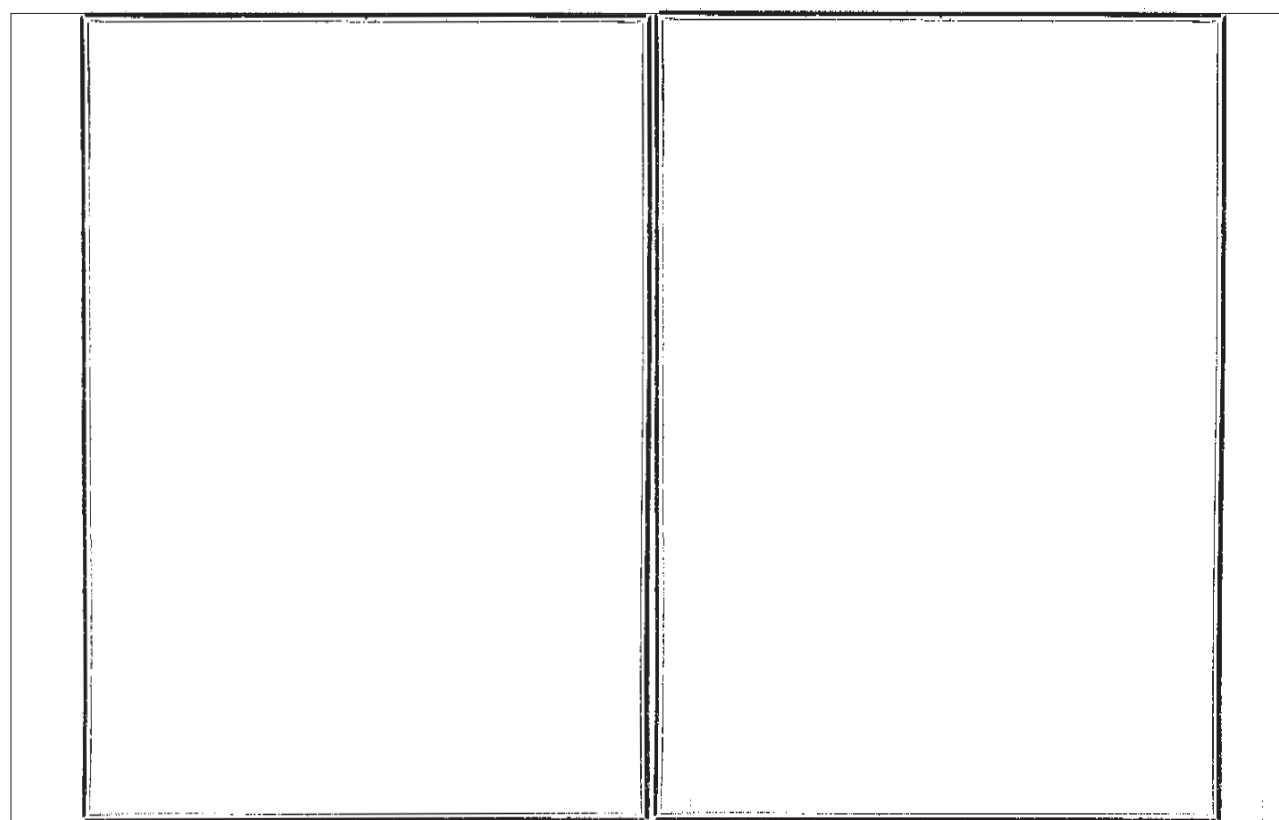
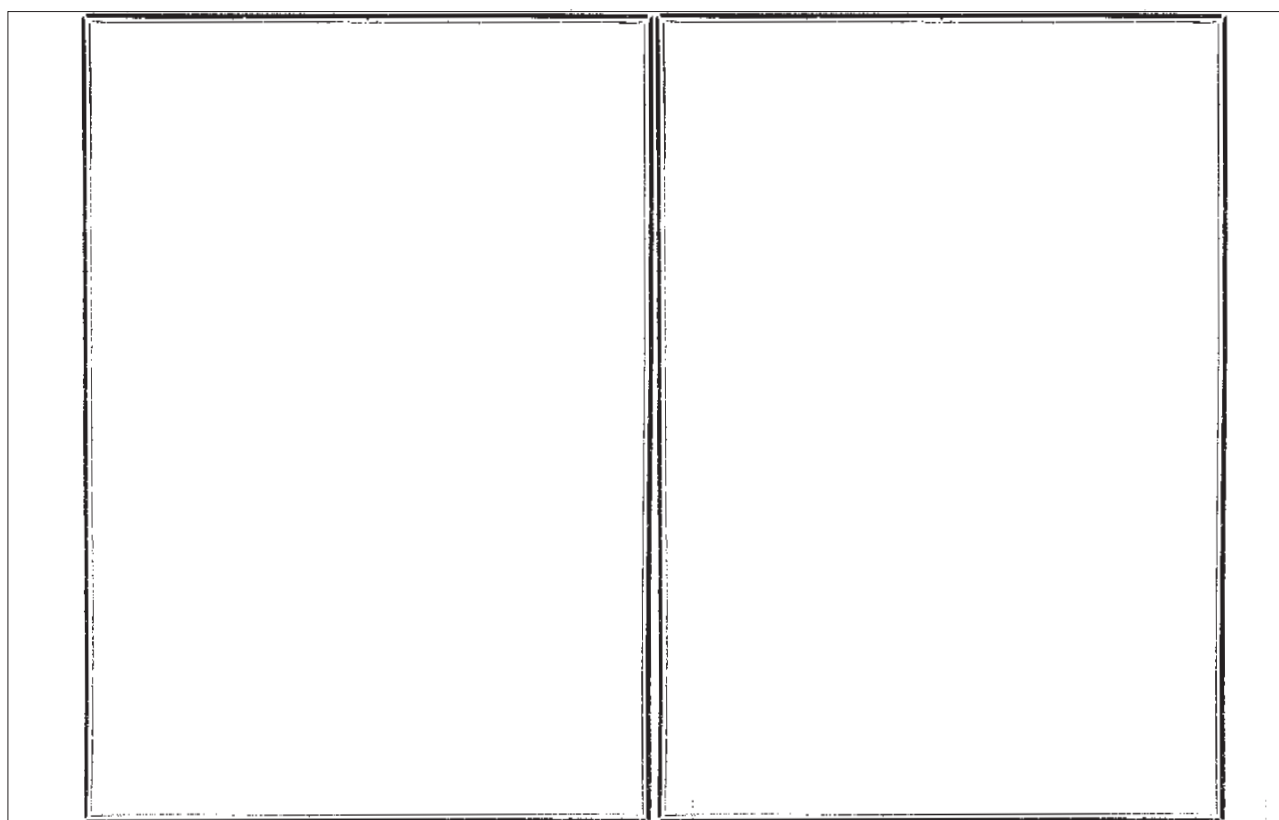


昭和十二年民團事務報告書

附 民團財產明細書

天津居留民團





昭和十二年天津居留民團事務報告目次

第一、總務部

一、參事會
 (一) 參事會 一一
 (二) 參事會 一一
 (三) 參事會 一一
 二、會計検査委員
 三、諸規則の制定及改正
 (一) 居留民團參事會執務章程改正 一八
 (二) 民團法規調査委員會規程改正 二〇
 (三) 天津居留民團會計主任規程制定 二二
 (四) 總務課金條例中改正 二二
 (五) 天津療病院諸料金條例中改正 二二
 (六) 民團出納規則中改正 二二
 (七) 民團吏員條例制定 二四
 (八) 天津居留民團長助役規程改正 二五

(九) 天津居留民團會計主任規程改正 二六
 (一〇) 街路幅員擴張計劃特別審査委員會規程制定 二六
 (一一) 民團吏員給與規程制定 二七
 (一二) 民團雇員規程改正 二九
 (一三) 民團備入規程改正 二九
 (一四) 民團委託員規程制定 三三
 (一五) 民團事務所處務規程改正 三三
 (一六) 民團藥劑介紹規程制定 三三
 (一七) 滯納處分事務取扱内規制定 五〇
 (一八) 居留民團物品會計規程制定 八四
 (一九) 居留民團徵收事務取扱規程制定 八九
 (二〇) 故田代將軍記念事業費特別會計條例制定 一〇三
 (二一) 雜種課金條例中改正 一〇三
 (二二) 公課金督促條例改正 一〇三
 (二三) 天津居留民團長助役條例中改正 一〇五
 (二四) 特別委員囑託 一〇五
 (二五) 課金調査委員 一〇五
 (二六) 法規調査委員 一〇六

(一) 不動産收用審査委員會 一〇八
 (ロ) 行路幅員擴張特別審査委員會 一〇八
 六、民會
 (一) 第四十次居留民會臨時會 一〇八
 (二) 第三十次居留民會通常會 一〇八
 (三) 第四十一次居留民會臨時會 一〇八
 (四) 第四十二次居留民會臨時會 一〇八
 七、豫備費支出の件 一一三
 八、土地買取の件 一一三
 九、埠頭利用暫定的諒解事項繼續の件 一一四
 一〇、領事裁判上訴審管轄移管に關する件 一一四
 一一、民團收支を金建に豫更する件 一一四
 一二、邦人教育費補助の件 一一五
 一三、元民團書記岩永道清、香川滿業務積領金損害賠償に關する件 一一五
 一四、民團機構改革 一一六
 一五、郵便電報取扱方の件 一一六
 一八、民團長事務代行 一一七
 一九、會計主任着任の件 一一七
 二〇、助役着任の件 一一七
 二一、庶務雜件 一一七

(一) 民團舉行諸會
 イ、式典 一一七
 ロ、其他諸會 一一八
 (二) 帝國陸海軍慰問並記念品贈呈の件 一二一
 (三) 入退營者事項 一二二
 (四) 諸件 一二三
 二二、支那事變に關する民團の行動概要 一二四
 二三、事變に因る物資對策に關する件 一二四
 二四、義勇隊に關する件 一三三
 二五、吏員及雇員囑託員の異動並に現在員 一三九
 二六、諸統計表 一六四
 イ、三口流計一覽表

第二、財務部

八、職業紹介統計表	一八〇
一、出納検査	一八二
二、民團課金及其他課金の徴収状況	一八二
(一) 昭和十二年度民團歳入現況表	一八二
(二) 過年度民團課金滞納現況表	一八七
三、電車會社及水道會社並に製氷會社の持株に對する利益配當の件	一八九
四、主要民團公課金負擔人員並に負擔額調	一八九
(一) 民團公課金額別負擔人員調	一八九
イ、土地課金	一九一
ロ、家屋課金	一九二
ハ、取得課金	一九三
ニ、營業課金	一九六
ホ、工巡費	一九七
ヘ、衛生費	一九七
(二) 主要民團公課金額別負擔人員調	一九七
イ、ダンサー	二〇一
ロ、常設興行	二〇一
ハ、日本人藝妓	二〇二
ニ、酌婦	二〇二
ホ、女給	二〇三
ヘ、中國人藝妓	二〇三
ト、遊戯場	二〇四
(四) 昭和十二年諸車月額鑑札發行表	二〇五
(五) 昭和十二年諸車年額鑑札發行表	二〇七
五、各種寄附金	二〇八
六、課金調査委員會	二一〇
(一) 課金調査委員會	二一〇
(二) 課金調査事項	二一〇
七、昭和十二年營業課金職業別負擔者數	二一三
八、土地家屋臺帳地籍圖に關する件	二一七
九、租界内道路敷地明細表	二一七
昭和十年居留民團歳入出決算	二一九

第三、工務部

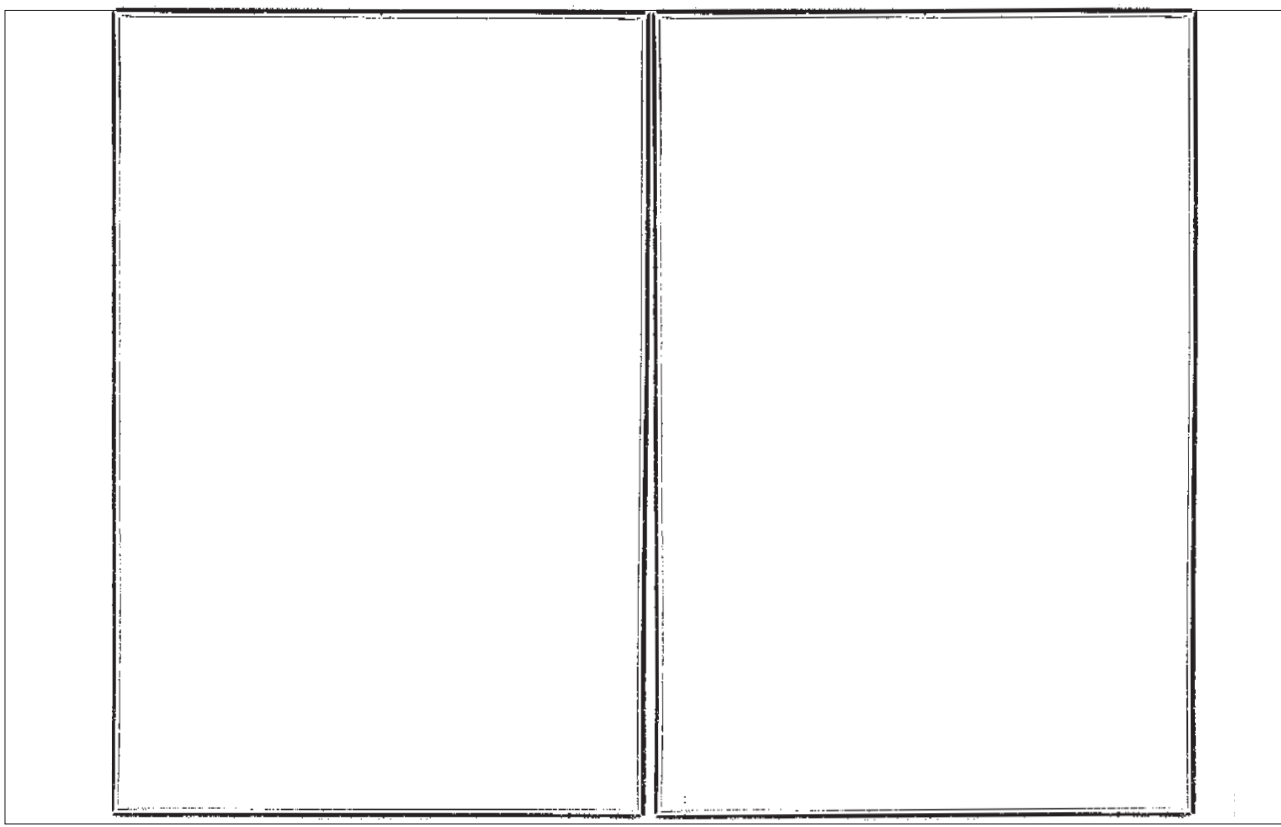
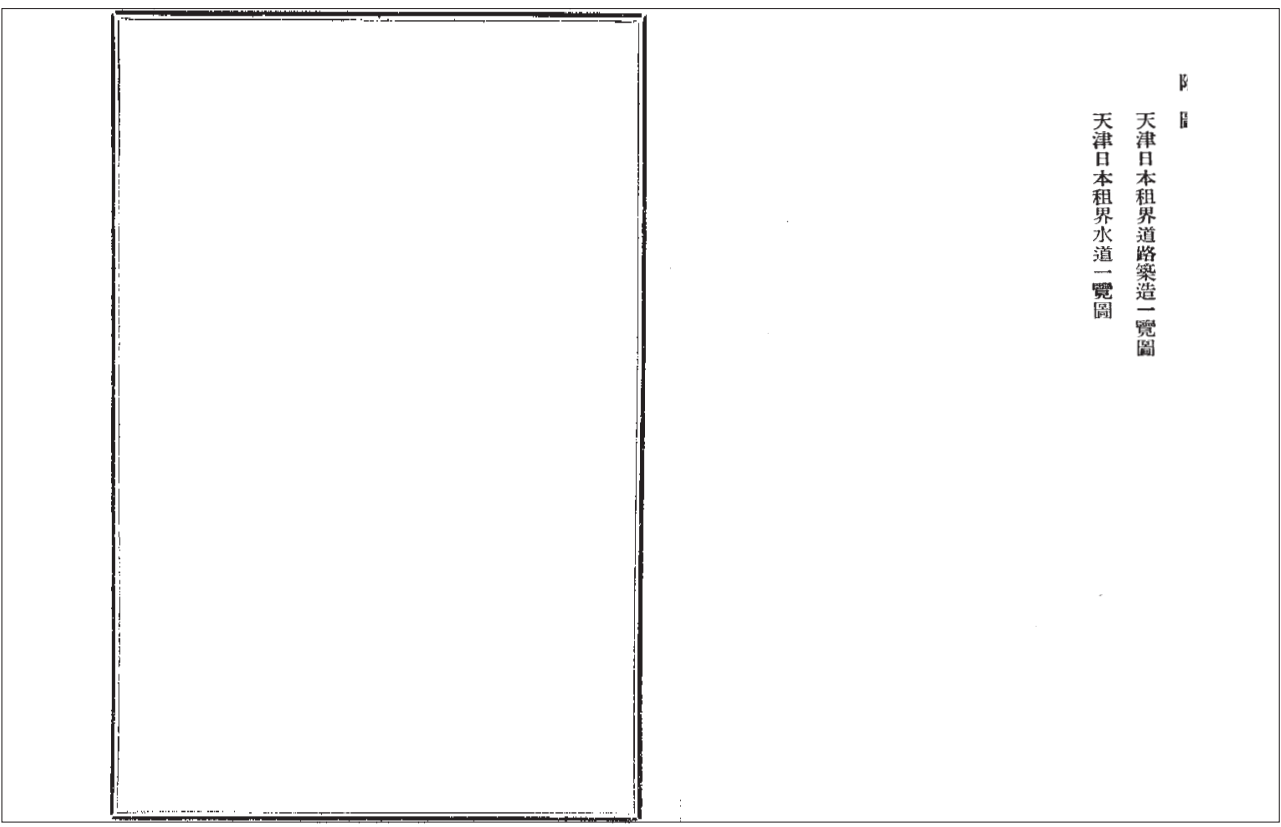
昭和十二年居留民團歳入出決算	二二六
昭和十二年度御下賜記念事業特別會計歳入出豫算	二二七
昭和十二年度居留民團歳入出追加豫算	二六二
昭和十二年度故田代將轉記念事業費特別會計歳入出豫算	二六六
一、土木	二六九
(一) 處理事項	二六九
(二) 工事施行	二六九
1、一般修道	二六九
イ、アスファルト乳劑補修道路	二六九
ロ、ソリヂェット補修道路	二七〇
ハ、セメント舗裝歩道補修	二七一
2、曙街一部道路築造工事	二七二
3、富島街道路擴張工事	二七三
4、松島街雨水排水改道工事	二七四
5、天津内堤防外水堤築造工事	二七六
6、開口街(大和橋立)下水本管敷設工事	二七七
7、橋立街(旭一壽)下水本管敷設工事	二七八
(三) 洪水に關する件	二七八
(四) 街樹	三一三
(一) 建築	三一六
(二) 處理事項	三一六
(三) 工事施工	三一六
1、消防隊新築工事	三一六
2、消防隊燈房工事	三一八
3、保淨課事務所及車庫新築工事	三一九
4、領事館門衛所新築工事	三二〇
5、民團事務所ボイラー室増設工事	三二一
6、クラツシヤ上家新築工事	三二三
7、土木倉庫新築工事	三二三
8、渡廊下新築工事	三二四
三、保淨	三二五
作業編成	三二五

<ul style="list-style-type: none"> (一) 道路掃除 三二六 (二) 道路撤水 三二七 (三) 除雪作業 三二八 (四) 公私設下水道掃除 三二八 (五) 塵芥收去 三二九 (六) 屎尿收去 三三〇 (七) 防疫消毒薬水の撒分 三三一 	<p>第四、業務部 三三三</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、水道 <ul style="list-style-type: none"> (一) 給水工事 三三二 (二) 配水管敷設及敷設替工事 三三二 イ、福島街配水管敷設替工事 三三三 ロ、埠頭配水管敷設替工事 三三三 ハ、蓬萊街配水管敷設替工事 三三六 (三) 雑工事 三三七 (四) 上水使用量及使用戸數 三三八 二、埠頭 <ul style="list-style-type: none"> (一) 白河状態 三四一 (二) 天津入港船舶統計 三四二 (三) 日界埠頭船舶及野隻數統計 三四三 (四) 日界埠頭民船駁船隻數統計 三四五 (五) 雜件 三四六
<p>第五、衛生部 三四七</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、傳染病 <ul style="list-style-type: none"> (一) 昭和十二年法定傳染病患者發生の概況 三四七 (二) 法定傳染病患者轉歸及治療成績 三四八 (三) 傳染病發生街區別 三五〇 (四) 既往十ヶ年間法定傳染病患者發生及死亡數 三五三 (五) 既往十ヶ年間法定傳染病々別患者發生率及死亡率 三五六 	

(11)

<ul style="list-style-type: none"> (一) 租 三五六 (二) コレラ防疫 三五九 (三) 腸チフスバラチフス 三六四 (四) 猩紅熱 三六六 (五) 藝妓及酌婦の健康診断 三六八 (六) 昭和十二年衛生試験成績 三七〇 (七) 昭和十二年依頼試験及同検査成績 三七二 	<ul style="list-style-type: none"> 三、出生 三七二 四、死亡 三七二 (一) 死亡者月別男女別 三七二 (二) 死亡者病名別及年齢別 三七三 (三) 既往十ヶ年間死亡者累年比較表 三七八
<ul style="list-style-type: none"> 五、夫に關する事項 三七九 六、療病院に關する事項 三七九 (一) 療病院收容傳染病患者 三七九 イ、昭和十二年療病院收容傳染病患者發生表 三七九 ロ、昭和十二年療病院收容傳染病患者及治療日數表 三八〇 ハ、昭和十二年療病院收容傳染病患者發生及治療成績表 三八一 	<ul style="list-style-type: none"> 七、實費診療所に關する件 三八四 八、結核豫防 三八五 (一) 結核兒童の調査 三八五 (二) 健康相談 三八五 (三) 結核患者の隔離收容 三八六
<ul style="list-style-type: none"> 九、其他 三八七 一〇、清潔法施行 三八七 附 民間財産明細書 三八八 資産の部 三八八 一、土地 三八八 二、建物及附屬物 三八八 三、上水道 三九〇 四、下水道 三九二 五、備品 三九三 六、有價証券銀行預金及現金 三九七 負債の部 三九八 一、負債 三九九 二、負債 三九九 	

天津日本租界道路築造一覽圖
天津日本租界水道一覽圖



昭和十二年天津居留民團事務報告

留民團施行細則第二十條に遵ひ昭和十二年一月より同年十二月に至る一箇年間に於ける本民團事務の概要及財産明細を報告すること左の如し

第一、總務部

一、參事會

(一) 參事會員

和十二年中に於ける會計主任及參事會員左の如し

會計主任

原田 万造 昭和十一年十二月就任 昭和十二年三月任期満了

參事會員

中村 三雄 昭和十一年十二月就任 昭和十二年十二月任期満了

早瀬 精一 全 昭和十二年十二月任期満了

報告事項 一月七日に於ける參事會事務報告開會回数五十二回其日程左の如し

報告事項	報告日	出席者	欠席者	議決事項
第一回	一月七日	原田 万造	中村 三雄	參事會開會
第二回	一月十七日	原田 万造	中村 三雄	參事會開會
第三回	一月二十七日	原田 万造	中村 三雄	參事會開會
第四回	二月六日	原田 万造	中村 三雄	參事會開會
第五回	二月十六日	原田 万造	中村 三雄	參事會開會
第六回	二月二十六日	原田 万造	中村 三雄	參事會開會
第七回	三月六日	原田 万造	中村 三雄	參事會開會
第八回	三月十六日	原田 万造	中村 三雄	參事會開會
第九回	三月二十六日	原田 万造	中村 三雄	參事會開會
第十回	四月六日	原田 万造	中村 三雄	參事會開會
第十一回	四月十六日	原田 万造	中村 三雄	參事會開會
第十二回	四月二十六日	原田 万造	中村 三雄	參事會開會
第十三回	五月六日	原田 万造	中村 三雄	參事會開會
第十四回	五月十六日	原田 万造	中村 三雄	參事會開會
第十五回	五月二十六日	原田 万造	中村 三雄	參事會開會
第十六回	六月六日	原田 万造	中村 三雄	參事會開會
第十七回	六月十六日	原田 万造	中村 三雄	參事會開會
第十八回	六月二十六日	原田 万造	中村 三雄	參事會開會
第十九回	七月六日	原田 万造	中村 三雄	參事會開會
第二十回	七月十六日	原田 万造	中村 三雄	參事會開會
第二十一回	七月二十六日	原田 万造	中村 三雄	參事會開會
第二十二回	八月六日	原田 万造	中村 三雄	參事會開會
第二十三回	八月十六日	原田 万造	中村 三雄	參事會開會
第二十四回	八月二十六日	原田 万造	中村 三雄	參事會開會
第二十五回	九月六日	原田 万造	中村 三雄	參事會開會
第二十六回	九月十六日	原田 万造	中村 三雄	參事會開會
第二十七回	九月二十六日	原田 万造	中村 三雄	參事會開會
第二十八回	十月六日	原田 万造	中村 三雄	參事會開會
第二十九回	十月十六日	原田 万造	中村 三雄	參事會開會
第三十回	十月二十六日	原田 万造	中村 三雄	參事會開會
第三十一回	十一月六日	原田 万造	中村 三雄	參事會開會
第三十二回	十一月十六日	原田 万造	中村 三雄	參事會開會
第三十三回	十一月二十六日	原田 万造	中村 三雄	參事會開會
第三十四回	十二月六日	原田 万造	中村 三雄	參事會開會
第三十五回	十二月十六日	原田 万造	中村 三雄	參事會開會
第三十六回	十二月二十六日	原田 万造	中村 三雄	參事會開會

報告事項 昭和十二年度課金調査委員決定ノ件
民團法規調査委員決定ノ件

問題事項 民團法規調査委員規則改正案

參事會執務章程案

特種品埠頭置場料臨時減額ノ件

軍旗奉還會長變更ノ件

民團各所有株式名義變更ノ件

民團長新任挨拶宴ノ件

一月二十七日

報告事項 侍從武官並旅順要港司令官御來津ノ件

汎太平洋平和博覽會ノ件

水道會社組織變更ノ件

軍沿線部隊慰問ノ件

問題事項

報告事項	報告日	出席者	欠席者	議決事項
第一回	一月二十七日	原田 万造	中村 三雄	侍從武官並旅順要港司令官御來津ノ件
第二回	二月六日	原田 万造	中村 三雄	汎太平洋平和博覽會ノ件
第三回	二月十六日	原田 万造	中村 三雄	水道會社組織變更ノ件
第四回	二月二十六日	原田 万造	中村 三雄	軍沿線部隊慰問ノ件
第五回	三月六日	原田 万造	中村 三雄	昭和十二年度課金調査委員決定ノ件
第六回	三月十六日	原田 万造	中村 三雄	民團法規調査委員決定ノ件
第七回	三月二十六日	原田 万造	中村 三雄	民團法規調査委員規則改正案
第八回	四月六日	原田 万造	中村 三雄	參事會執務章程案
第九回	四月十六日	原田 万造	中村 三雄	特種品埠頭置場料臨時減額ノ件
第十回	四月二十六日	原田 万造	中村 三雄	軍旗奉還會長變更ノ件
第十一回	五月六日	原田 万造	中村 三雄	民團各所有株式名義變更ノ件
第十二回	五月十六日	原田 万造	中村 三雄	民團長新任挨拶宴ノ件
第十三回	五月二十六日	原田 万造	中村 三雄	一月二十七日
第十四回	六月六日	原田 万造	中村 三雄	侍從武官並旅順要港司令官御來津ノ件
第十五回	六月十六日	原田 万造	中村 三雄	汎太平洋平和博覽會ノ件
第十六回	六月二十六日	原田 万造	中村 三雄	水道會社組織變更ノ件
第十七回	七月六日	原田 万造	中村 三雄	軍沿線部隊慰問ノ件
第十八回	七月十六日	原田 万造	中村 三雄	昭和十二年度課金調査委員決定ノ件
第十九回	七月二十六日	原田 万造	中村 三雄	民團法規調査委員決定ノ件
第二十回	八月六日	原田 万造	中村 三雄	民團法規調査委員規則改正案
第二十一回	八月十六日	原田 万造	中村 三雄	參事會執務章程案
第二十二回	八月二十六日	原田 万造	中村 三雄	特種品埠頭置場料臨時減額ノ件
第二十三回	九月六日	原田 万造	中村 三雄	軍旗奉還會長變更ノ件
第二十四回	九月十六日	原田 万造	中村 三雄	民團各所有株式名義變更ノ件
第二十五回	九月二十六日	原田 万造	中村 三雄	民團長新任挨拶宴ノ件
第二十六回	十月六日	原田 万造	中村 三雄	一月二十七日
第二十七回	十月十六日	原田 万造	中村 三雄	侍從武官並旅順要港司令官御來津ノ件
第二十八回	十月二十六日	原田 万造	中村 三雄	汎太平洋平和博覽會ノ件
第二十九回	十一月六日	原田 万造	中村 三雄	水道會社組織變更ノ件
第三十回	十一月十六日	原田 万造	中村 三雄	軍沿線部隊慰問ノ件
第三十一回	十一月二十六日	原田 万造	中村 三雄	昭和十二年度課金調査委員決定ノ件
第三十二回	十二月六日	原田 万造	中村 三雄	民團法規調査委員決定ノ件
第三十三回	十二月十六日	原田 万造	中村 三雄	民團法規調査委員規則改正案
第三十四回	十二月二十六日	原田 万造	中村 三雄	參事會執務章程案
第三十五回	一月六日	原田 万造	中村 三雄	特種品埠頭置場料臨時減額ノ件
第三十六回	一月十六日	原田 万造	中村 三雄	軍旗奉還會長變更ノ件
第三十七回	一月二十六日	原田 万造	中村 三雄	民團各所有株式名義變更ノ件
第三十八回	二月六日	原田 万造	中村 三雄	民團長新任挨拶宴ノ件
第三十九回	二月十六日	原田 万造	中村 三雄	一月二十七日
第四十回	二月二十六日	原田 万造	中村 三雄	侍從武官並旅順要港司令官御來津ノ件
第四十一回	三月六日	原田 万造	中村 三雄	汎太平洋平和博覽會ノ件
第四十二回	三月十六日	原田 万造	中村 三雄	水道會社組織變更ノ件
第四十三回	三月二十六日	原田 万造	中村 三雄	軍沿線部隊慰問ノ件
第四十四回	四月六日	原田 万造	中村 三雄	昭和十二年度課金調査委員決定ノ件
第四十五回	四月十六日	原田 万造	中村 三雄	民團法規調査委員決定ノ件
第四十六回	四月二十六日	原田 万造	中村 三雄	民團法規調査委員規則改正案
第四十七回	五月六日	原田 万造	中村 三雄	參事會執務章程案
第四十八回	五月十六日	原田 万造	中村 三雄	特種品埠頭置場料臨時減額ノ件
第四十九回	五月二十六日	原田 万造	中村 三雄	軍旗奉還會長變更ノ件
第五十回	六月六日	原田 万造	中村 三雄	民團各所有株式名義變更ノ件
第五十一回	六月十六日	原田 万造	中村 三雄	民團長新任挨拶宴ノ件
第五十二回	六月二十六日	原田 万造	中村 三雄	一月二十七日
第五十三回	七月六日	原田 万造	中村 三雄	侍從武官並旅順要港司令官御來津ノ件
第五十四回	七月十六日	原田 万造	中村 三雄	汎太平洋平和博覽會ノ件
第五十五回	七月二十六日	原田 万造	中村 三雄	水道會社組織變更ノ件
第五十六回	八月六日	原田 万造	中村 三雄	軍沿線部隊慰問ノ件
第五十七回	八月十六日	原田 万造	中村 三雄	昭和十二年度課金調査委員決定ノ件
第五十八回	八月二十六日	原田 万造	中村 三雄	民團法規調査委員決定ノ件
第五十九回	九月六日	原田 万造	中村 三雄	民團法規調査委員規則改正案
第六十回	九月十六日	原田 万造	中村 三雄	參事會執務章程案
第六十一回	九月二十六日	原田 万造	中村 三雄	特種品埠頭置場料臨時減額ノ件
第六十二回	十月六日	原田 万造	中村 三雄	軍旗奉還會長變更ノ件
第六十三回	十月十六日	原田 万造	中村 三雄	民團各所有株式名義變更ノ件
第六十四回	十月二十六日	原田 万造	中村 三雄	民團長新任挨拶宴ノ件
第六十五回	十一月六日	原田 万造	中村 三雄	一月二十七日
第六十六回	十一月十六日	原田 万造	中村 三雄	侍從武官並旅順要港司令官御來津ノ件
第六十七回	十一月二十六日	原田 万造	中村 三雄	汎太平洋平和博覽會ノ件
第六十八回	十二月六日	原田 万造	中村 三雄	水道會社組織變更ノ件
第六十九回	十二月十六日	原田 万造	中村 三雄	軍沿線部隊慰問ノ件
第七十回	十二月二十六日	原田 万造	中村 三雄	昭和十二年度課金調査委員決定ノ件

昭和十二年度御下賜金記念事業費特別會計歲入出豫算案	三月三日	昭和十二年度居留民團歲入出總豫算案	三月四日	御下賜金記念事業費特別會計歲入出豫算案	三月四日
昭和十二年度居留民團歲入出總豫算案	三月四日	御下賜金記念事業費特別會計歲入出豫算案	三月四日	御下賜金記念事業費特別會計歲入出豫算案	三月四日
臨時民團會計主任決定ノ件	三月十六日	臨時民團會計主任決定ノ件	三月十六日	臨時民團會計主任決定ノ件	三月十六日
民團會計主任決定ノ件	三月十六日	民團會計主任決定ノ件	三月十六日	民團會計主任決定ノ件	三月十六日
民會議案天津居留民團有給會計主任規程案	三月十六日	民會議案天津居留民團有給會計主任規程案	三月十六日	民會議案天津居留民團有給會計主任規程案	三月十六日
民會議案天津居留民團有給會計主任決定ノ件	三月十六日	民會議案天津居留民團有給會計主任決定ノ件	三月十六日	民會議案天津居留民團有給會計主任決定ノ件	三月十六日
民會並協議會開會日ノ件	三月十六日	民會並協議會開會日ノ件	三月十六日	民會並協議會開會日ノ件	三月十六日
民會日程ノ件	三月十六日	民會日程ノ件	三月十六日	民會日程ノ件	三月十六日
女給稅ノ件	三月十六日	女給稅ノ件	三月十六日	女給稅ノ件	三月十六日

昭和十二年度製水會社製水販賣價格協定ノ件	四月七日	昭和十二年度製水會社製水販賣價格協定ノ件	四月七日	昭和十二年度製水會社製水販賣價格協定ノ件	四月七日
機構調査ニ關スル件	四月七日	機構調査ニ關スル件	四月七日	機構調査ニ關スル件	四月七日
女給稅ニ關スル件	五月五日	女給稅ニ關スル件	五月五日	女給稅ニ關スル件	五月五日
小澤外務省事務官來津ノ件	五月五日	小澤外務省事務官來津ノ件	五月五日	小澤外務省事務官來津ノ件	五月五日
不動產收用審査委員會ノ件	五月五日	不動產收用審査委員會ノ件	五月五日	不動產收用審査委員會ノ件	五月五日
天津神社御造營ニ關スル委員會ノ件	五月五日	天津神社御造營ニ關スル委員會ノ件	五月五日	天津神社御造營ニ關スル委員會ノ件	五月五日
關西相撲軍隊慰問補助ノ件	五月五日	關西相撲軍隊慰問補助ノ件	五月五日	關西相撲軍隊慰問補助ノ件	五月五日
五味滿伯額面寄附ノ件	五月五日	五味滿伯額面寄附ノ件	五月五日	五味滿伯額面寄附ノ件	五月五日
追加民團會議案追加豫算案	四月七日	追加民團會議案追加豫算案	四月七日	追加民團會議案追加豫算案	四月七日
課金決定ノ件	四月七日	課金決定ノ件	四月七日	課金決定ノ件	四月七日
昭和十二年度居留民團歲入出總豫算案	三月四日	昭和十二年度居留民團歲入出總豫算案	三月四日	昭和十二年度居留民團歲入出總豫算案	三月四日
御下賜金記念事業費特別會計歲入出豫算案	三月四日	御下賜金記念事業費特別會計歲入出豫算案	三月四日	御下賜金記念事業費特別會計歲入出豫算案	三月四日
臨時民團會計主任決定ノ件	三月十六日	臨時民團會計主任決定ノ件	三月十六日	臨時民團會計主任決定ノ件	三月十六日
民團會計主任決定ノ件	三月十六日	民團會計主任決定ノ件	三月十六日	民團會計主任決定ノ件	三月十六日
民會議案天津居留民團有給會計主任規程案	三月十六日	民會議案天津居留民團有給會計主任規程案	三月十六日	民會議案天津居留民團有給會計主任規程案	三月十六日
民會議案天津居留民團有給會計主任決定ノ件	三月十六日	民會議案天津居留民團有給會計主任決定ノ件	三月十六日	民會議案天津居留民團有給會計主任決定ノ件	三月十六日
民會並協議會開會日ノ件	三月十六日	民會並協議會開會日ノ件	三月十六日	民會並協議會開會日ノ件	三月十六日
民會日程ノ件	三月十六日	民會日程ノ件	三月十六日	民會日程ノ件	三月十六日
女給稅ノ件	三月十六日	女給稅ノ件	三月十六日	女給稅ノ件	三月十六日

不在投票ニ付上海民團申請ニ關スル件
 華人妓館ニ關スル件
 民團事務所處務規程改正ニ關スル件
 六月二日
 議事項
 納涼場地貸下願出ニ關スル件
 豫備費支出ノ件
 民團吏員條例案
 天津居留民團民團長助役規程改正ノ件
 民團職員宿舍用地購入ノ件
 昭和十二年度居留民團歲入出追加豫算案
 租界内道路擴張ニ關スル件
 臨時民團會開會ノ件
 公金費事件附帶私訴提起ノ件

議事	不在投票ニ付上海民團申請ニ關スル件	華人妓館ニ關スル件	民團事務所處務規程改正ニ關スル件	六月二日	議事項	納涼場地貸下願出ニ關スル件	豫備費支出ノ件	民團吏員條例案	天津居留民團民團長助役規程改正ノ件	民團職員宿舍用地購入ノ件	昭和十二年度居留民團歲入出追加豫算案	租界内道路擴張ニ關スル件	臨時民團會開會ノ件	公金費事件附帶私訴提起ノ件
報	不在投票ニ付上海民團申請ニ關スル件	華人妓館ニ關スル件	民團事務所處務規程改正ニ關スル件	六月二日	議事項	納涼場地貸下願出ニ關スル件	豫備費支出ノ件	民團吏員條例案	天津居留民團民團長助役規程改正ノ件	民團職員宿舍用地購入ノ件	昭和十二年度居留民團歲入出追加豫算案	租界内道路擴張ニ關スル件	臨時民團會開會ノ件	公金費事件附帶私訴提起ノ件
議	不在投票ニ付上海民團申請ニ關スル件	華人妓館ニ關スル件	民團事務所處務規程改正ニ關スル件	六月二日	議事項	納涼場地貸下願出ニ關スル件	豫備費支出ノ件	民團吏員條例案	天津居留民團民團長助役規程改正ノ件	民團職員宿舍用地購入ノ件	昭和十二年度居留民團歲入出追加豫算案	租界内道路擴張ニ關スル件	臨時民團會開會ノ件	公金費事件附帶私訴提起ノ件

土地買收ニ關スル件
 妓館營業繼續願出ニ關スル件
 上訴審移管ノ件
 前線部隊慰問ノ件
 水道使用條例中改正ノ件
 行商人鑑札料條例改正ノ件
 職業紹介所設置ノ件
 療病院敷地ニ關スル件
 七月三十一日
 告事項
 前線慰問ノ件
 事變ニ關スル件
 慰問金ノ件
 八月二十五日
 告事項

議	土地買收ニ關スル件	妓館營業繼續願出ニ關スル件	上訴審移管ノ件	前線部隊慰問ノ件	水道使用條例中改正ノ件	行商人鑑札料條例改正ノ件	職業紹介所設置ノ件	療病院敷地ニ關スル件	七月三十一日	告事項	前線慰問ノ件	事變ニ關スル件	慰問金ノ件	八月二十五日	告事項
報	土地買收ニ關スル件	妓館營業繼續願出ニ關スル件	上訴審移管ノ件	前線部隊慰問ノ件	水道使用條例中改正ノ件	行商人鑑札料條例改正ノ件	職業紹介所設置ノ件	療病院敷地ニ關スル件	七月三十一日	告事項	前線慰問ノ件	事變ニ關スル件	慰問金ノ件	八月二十五日	告事項
議	土地買收ニ關スル件	妓館營業繼續願出ニ關スル件	上訴審移管ノ件	前線部隊慰問ノ件	水道使用條例中改正ノ件	行商人鑑札料條例改正ノ件	職業紹介所設置ノ件	療病院敷地ニ關スル件	七月三十一日	告事項	前線慰問ノ件	事變ニ關スル件	慰問金ノ件	八月二十五日	告事項

條 東員ノ定數 任期 解任及解任ニ關スル規定ノ悉クシテ之ヲ得
 條 東員ノ外民團長必要ト認メタル場合ハ雇員備人又ハ囑託員ヲ置クコトヲ得
 雇員、備人又ハ囑託員ニ關スル規定ハ參事會之ヲ定ム

附 則

六 公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(八) 天津居留民團長助役規程改正 (昭和十二年六月民會決議)
 (全 年六月十四日發布)

居留民團長助役規程中左ノ通り改ム

兩名ヲ天津居留民團長助役條例ト改ム

三條ヲ左ノ通り改ム

三條 民團長ノ給料及住宅料ハ左ノ範圍ニ於テ居留民會之ヲ決定ス
 年俸 銀壹萬圓以上銀壹萬圓五千弗以下
 住宅料 年額銀貳千弗以内
 其ノ他ノ給與ニ關スル規定ハ參事會之ヲ定ム

附則ヲ左ノ通り改ム

第一條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第二條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第三條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第四條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第五條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第六條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第七條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第八條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第九條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第十條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第十一條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第十二條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第十三條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第十四條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第十五條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第十六條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第十七條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第十八條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第十九條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第二十條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第二十一條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第二十二條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第二十三條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第二十四條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第二十五條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第二十六條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第二十七條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第二十八條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第二十九條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第三十條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第三十一條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第三十二條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第三十三條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第三十四條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第三十五條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第三十六條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第三十七條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第三十八條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第三十九條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第四十條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第四十一條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第四十二條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第四十三條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第四十四條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第四十五條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第四十六條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第四十七條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第四十八條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第四十九條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第五十條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第五十一條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第五十二條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第五十三條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第五十四條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第五十五條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第五十六條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第五十七條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第五十八條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第五十九條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第六十條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第六十一條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第六十二條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第六十三條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第六十四條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第六十五條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第六十六條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第六十七條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第六十八條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第六十九條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第七十條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第七十一條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第七十二條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第七十三條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第七十四條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第七十五條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第七十六條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第七十七條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第七十八條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第七十九條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第八十條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第八十一條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第八十二條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第八十三條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第八十四條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第八十五條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第八十六條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第八十七條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第八十八條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第八十九條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第九十條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第九十一條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第九十二條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第九十三條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第九十四條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第九十五條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第九十六條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第九十七條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第九十八條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第九十九條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム
第一百條	本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム

(27)

第六條	民團長ハ本會ヲ召集シ議長トナリ會議ヲ總理ス
第七條	本會ハ委員五名以上出席スルニテ議決ヲナスコトヲ得ス 本會ノ議事ハ出席委員ノ過半數ニヨリ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル處ニヨル
第八條	本會ハ目的ノ達成迄秘密會トス
第九條	本會ニ書記一名ヲ置キ民團吏員ヲシテ兼掌セシム
第十條	本會ノ必要ナル經費ハ居留民團ニ於テ之ヲ支辨ス
附 則	
本規程ハ昭和十二年六月十五日ヨリ之ヲ施行ス	
(一) 民團吏員給與規程制定 (昭和十二年六月三十日制定)	
民團吏員給與規程ヲ左ノ如ク定ム	
第一條 吏員ノ月俸ハ左ノ範圍内ニ於テ決定ス	
一、主事、技師	百八十弗以上 五百弗以内
一、主事補、技師補	百二十弗以上 三百弗以内
一、書記、技手	八十弗以上 二百弗以内
一、書記補、技手補	六十弗以上 百三十弗以内
第二條 本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム	
一、本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム	
二、本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム	
三、本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム	
四、本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム	
五、本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム	
六、本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム	
七、本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム	
八、本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム	
九、本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム	
十、本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム	
十一、本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム	
十二、本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム	
十三、本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム	
十四、本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム	
十五、本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム	
十六、本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム	
十七、本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム	
十八、本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム	
十九、本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム	
二十、本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム	
二十一、本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム	
二十二、本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム	
二十三、本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム	
二十四、本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム	
二十五、本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム	
二十六、本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム	
二十七、本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム	
二十八、本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム	
二十九、本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム	
三十、本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム	
三十一、本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム	
三十二、本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム	
三十三、本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム	
三十四、本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム	
三十五、本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム	
三十六、本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム	
三十七、本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム	
三十八、本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム	
三十九、本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム	
四十、本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム	
四十一、本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム	
四十二、本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム	
四十三、本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム	
四十四、本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム	
四十五、本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム	
四十六、本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム	
四十七、本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム	
四十八、本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム	
四十九、本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム	
五十、本團長ノ職權ハ左ノ通り改ム	

十二條 備人職務上怠慢、過失其他不都合ノ所爲アリタルトキハ免職又ハ減給ニ處ス
但シ減給ハ給料ノ四分ノ一以内トシ且ニヶ月以上ニ涉ルコトヲ得ス

附 則

附 則
昭和十二年六月三十日ヨリ之ヲ施行ス

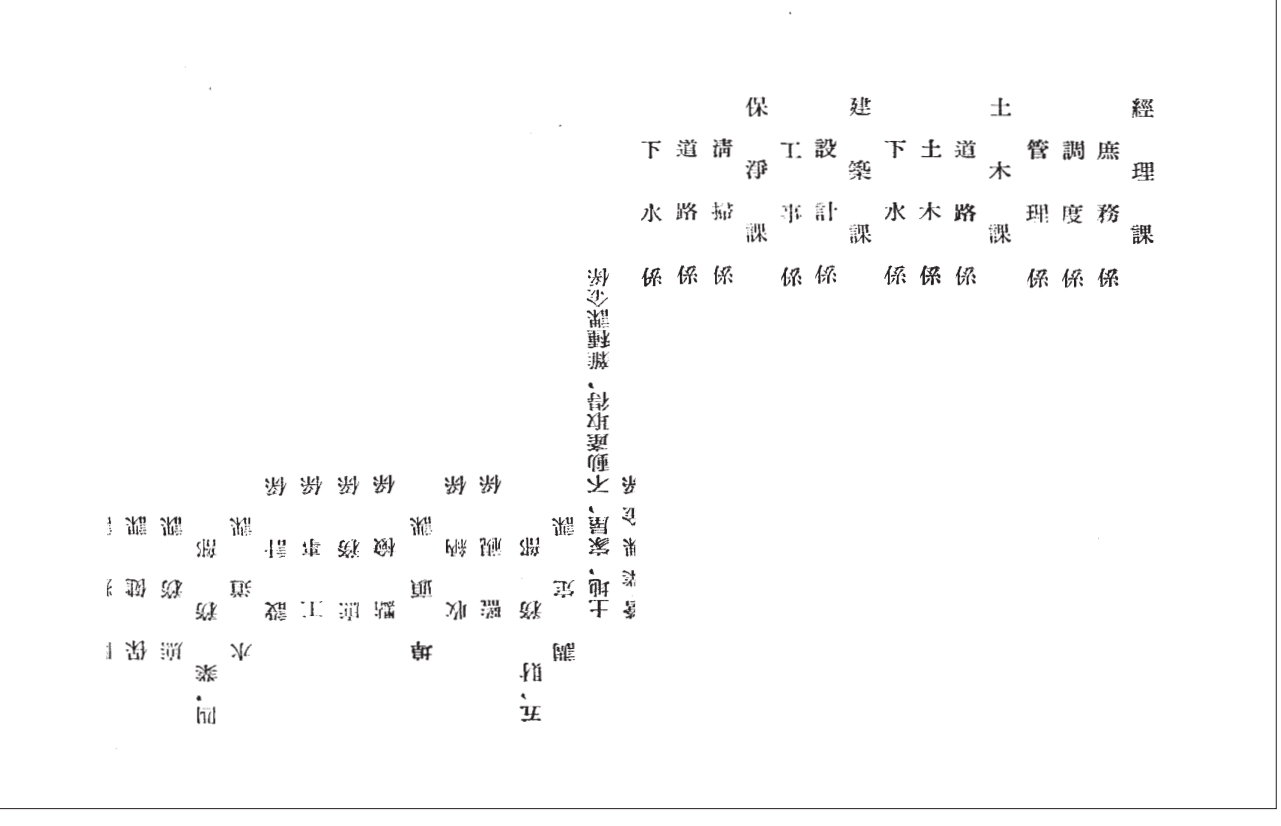
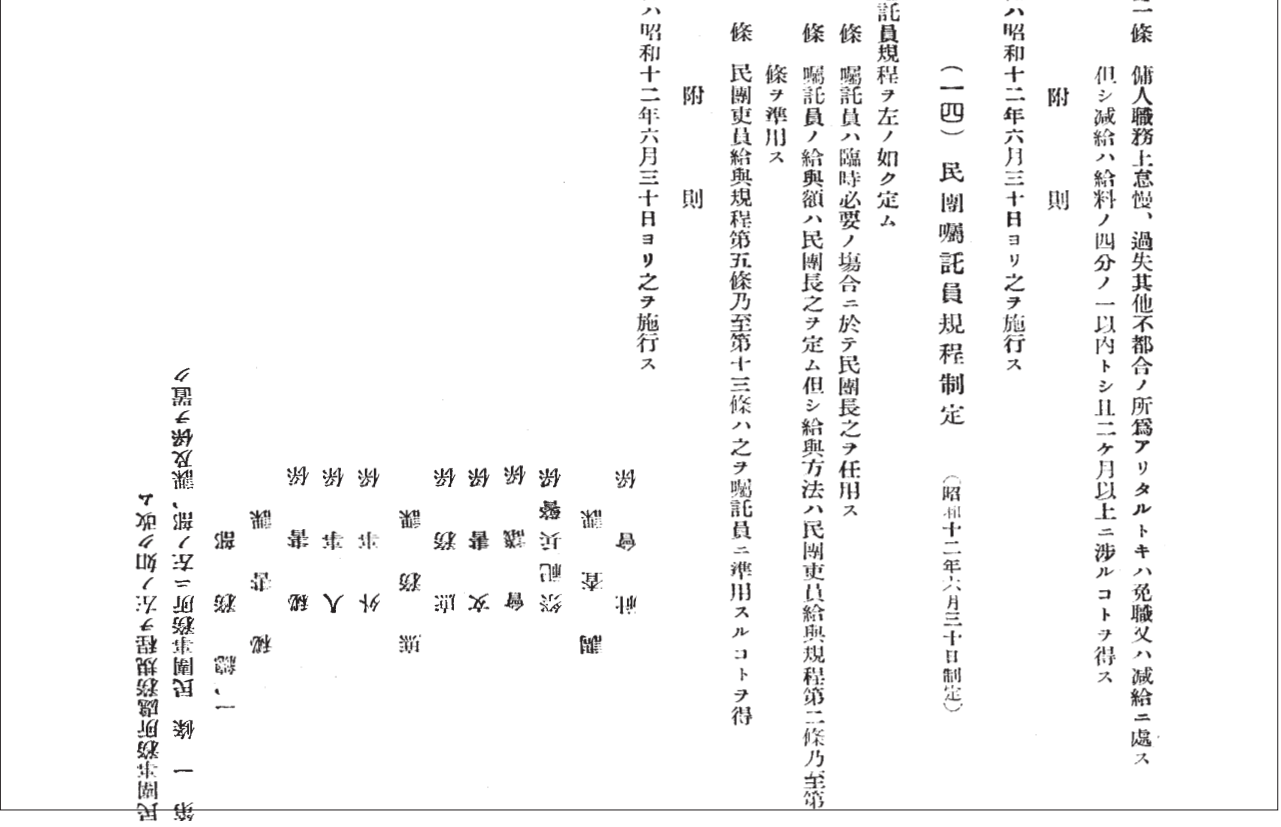
(一四) 民間囑託員規程制定 (昭和十二年六月三十日制定)

囑託員規程ヲ左ノ如ク定ム

- 一 條 囑託員ハ臨時必要ノ場合ニ於テ民間長之ヲ任用ス
- 二 條 囑託員ノ給與額ハ民間長之ヲ定ム但シ給與方法ハ民間吏員給與規程第二條乃至第三條ヲ準用ス
- 三 條 民間吏員給與規程第五條乃至第十三條ハ之ヲ囑託員ニ準用スルコトヲ得

附 則

附 則
昭和十二年六月三十日ヨリ之ヲ施行ス



内勤係	各部ニ部長又ハ並ニ次長、各課ニ課長ヲ置ク係ニハ係長ヲ置クコトヲ得
外勤係	部長ハ民團長ノ命ヲ受ク其ノ部ニ屬スル事務ヲ管掌ス
整理係	次長ハ部長ヲ輔ケ部長事務アルトキ之ヲ代理ス
會計係	課長ハ部長ノ指揮ニ從ヒ各自分擔事務ヲ處理スルモノトス
主計係	係長ハ課長ノ指揮ニ從ヒ各自分擔事務ヲ處理スルモノトス
出納係	
用度係	
六、考査課	

一、	民團長ノ職務ニ關シテ
二、	民團長ノ職務ニ關シテ
三、	民團長ノ職務ニ關シテ
四、	民團長ノ職務ニ關シテ
五、	民團長ノ職務ニ關シテ
六、	民團長ノ職務ニ關シテ
七、	民團長ノ職務ニ關シテ
八、	民團長ノ職務ニ關シテ
九、	民團長ノ職務ニ關シテ
十、	民團長ノ職務ニ關シテ
十一、	民團長ノ職務ニ關シテ
十二、	民團長ノ職務ニ關シテ
十三、	民團長ノ職務ニ關シテ
十四、	民團長ノ職務ニ關シテ
十五、	民團長ノ職務ニ關シテ
十六、	民團長ノ職務ニ關シテ
十七、	民團長ノ職務ニ關シテ
十八、	民團長ノ職務ニ關シテ
十九、	民團長ノ職務ニ關シテ
二十、	民團長ノ職務ニ關シテ

一、	法制ニ關スル事項
二、	例規ノ整理、編纂ニ關スル事項
三、	圖書、刊行ニ關スル事項
四、	事務報告書作製ニ關スル事項
五、	諸契約ノ締結ニ關スル事項
六、	固有土地、家屋貸下ニ關スル事項
七、	訴訟、訴訟、和解及異議ノ申立ニ關スル事項
八、	證明ニ關スル事項
九、	速記ニ關スル事項
十、	圖書、新聞ノ整理保管ニ關スル事項
十一、	所内取締ニ關スル事項

一、	民團長ノ職務ニ關シテ
二、	民團長ノ職務ニ關シテ
三、	民團長ノ職務ニ關シテ
四、	民團長ノ職務ニ關シテ
五、	民團長ノ職務ニ關シテ
六、	民團長ノ職務ニ關シテ
七、	民團長ノ職務ニ關シテ
八、	民團長ノ職務ニ關シテ
九、	民團長ノ職務ニ關シテ
十、	民團長ノ職務ニ關シテ
十一、	民團長ノ職務ニ關シテ
十二、	民團長ノ職務ニ關シテ
十三、	民團長ノ職務ニ關シテ
十四、	民團長ノ職務ニ關シテ
十五、	民團長ノ職務ニ關シテ
十六、	民團長ノ職務ニ關シテ
十七、	民團長ノ職務ニ關シテ
十八、	民團長ノ職務ニ關シテ
十九、	民團長ノ職務ニ關シテ
二十、	民團長ノ職務ニ關シテ

- 二、軍送迎行事並ニ慰問ニ關スル事項
- 三、警備消防ニ關スル事項
- 四、巡捕ニ關スル事項
- 五、祭典儀式並ニ諸行事ニ關スル事項
- 六、其他祭祀兵警ニ關スル事項

調査課

- 一、居留民福祉施設ニ關スル事項
- 二、救濟ニ關スル事項
- 三、社會事業ニ關スル事項
- 四、教育ニ關スル事項
- 一、一般調査ニ關スル事項
- 二、事業企劃ニ關スル事項
- 三、産業ニ關スル事項

社會係

- 一、特別價値ノ發出ノ保證及金擔保者ノ利益ノ維持及手、料、用、費、ノ、支、拂、ニ、關、ス、ル、事、項
- 二、物品ノ出納ノ整理及金擔保者ノ利益ノ維持及手、料、用、費、ノ、支、拂、ニ、關、ス、ル、事、項
- 三、物品ノ出納ノ整理及金擔保者ノ利益ノ維持及手、料、用、費、ノ、支、拂、ニ、關、ス、ル、事、項
- 四、物品ノ出納ノ整理及金擔保者ノ利益ノ維持及手、料、用、費、ノ、支、拂、ニ、關、ス、ル、事、項
- 五、物品ノ出納ノ整理及金擔保者ノ利益ノ維持及手、料、用、費、ノ、支、拂、ニ、關、ス、ル、事、項
- 六、物品ノ出納ノ整理及金擔保者ノ利益ノ維持及手、料、用、費、ノ、支、拂、ニ、關、ス、ル、事、項
- 七、物品ノ出納ノ整理及金擔保者ノ利益ノ維持及手、料、用、費、ノ、支、拂、ニ、關、ス、ル、事、項
- 八、物品ノ出納ノ整理及金擔保者ノ利益ノ維持及手、料、用、費、ノ、支、拂、ニ、關、ス、ル、事、項
- 九、物品ノ出納ノ整理及金擔保者ノ利益ノ維持及手、料、用、費、ノ、支、拂、ニ、關、ス、ル、事、項
- 十、物品ノ出納ノ整理及金擔保者ノ利益ノ維持及手、料、用、費、ノ、支、拂、ニ、關、ス、ル、事、項
- 十一、物品ノ出納ノ整理及金擔保者ノ利益ノ維持及手、料、用、費、ノ、支、拂、ニ、關、ス、ル、事、項
- 十二、物品ノ出納ノ整理及金擔保者ノ利益ノ維持及手、料、用、費、ノ、支、拂、ニ、關、ス、ル、事、項
- 十三、物品ノ出納ノ整理及金擔保者ノ利益ノ維持及手、料、用、費、ノ、支、拂、ニ、關、ス、ル、事、項
- 十四、物品ノ出納ノ整理及金擔保者ノ利益ノ維持及手、料、用、費、ノ、支、拂、ニ、關、ス、ル、事、項
- 十五、物品ノ出納ノ整理及金擔保者ノ利益ノ維持及手、料、用、費、ノ、支、拂、ニ、關、ス、ル、事、項
- 十六、物品ノ出納ノ整理及金擔保者ノ利益ノ維持及手、料、用、費、ノ、支、拂、ニ、關、ス、ル、事、項
- 十七、物品ノ出納ノ整理及金擔保者ノ利益ノ維持及手、料、用、費、ノ、支、拂、ニ、關、ス、ル、事、項
- 十八、物品ノ出納ノ整理及金擔保者ノ利益ノ維持及手、料、用、費、ノ、支、拂、ニ、關、ス、ル、事、項
- 十九、物品ノ出納ノ整理及金擔保者ノ利益ノ維持及手、料、用、費、ノ、支、拂、ニ、關、ス、ル、事、項
- 二十、物品ノ出納ノ整理及金擔保者ノ利益ノ維持及手、料、用、費、ノ、支、拂、ニ、關、ス、ル、事、項

- 四、土地及建物台帳ニ關スル事項
- 五、土地及建物ノ價格調査ニ關スル事項
- 六、土地境界及建築線ノ明示ニ關スル事項
- 七、土地ノ賃借又ハ賣買契約ノ履行ニ關スル事項
- 八、火災保險ニ關スル事項
- 九、街名及地番ノ整理ニ關スル事項

土木課

- 一、道路ノ設計及工事ニ關スル事項
- 二、道路ノ維持及修繕ニ關スル事項
- 三、道路占用工作物ノ執行規程ノ施行ニ關スル事項
- 四、道路其他ノ工事ノ受託事業ノ設計及工事ニ關スル事項
- 五、都市計劃其他ノ企劃ニ關スル事項
- 六、交通施設ノ密査ニ關スル事項
- 七、道路標識ニ關スル事項
- 八、上下水道ノ施設及工事ニ關スル事項
- 九、上下水道ノ維持及修繕ニ關スル事項
- 十、上下水道ノ管理ニ關スル事項
- 十一、上下水道ノ利用ニ關スル事項
- 十二、上下水道ノ災害防止ニ關スル事項
- 十三、上下水道ノ衛生ニ關スル事項
- 十四、上下水道ノ環境保護ニ關スル事項
- 十五、上下水道ノ省水ニ關スル事項
- 十六、上下水道ノ普及ニ關スル事項
- 十七、上下水道ノ技術開発ニ關スル事項
- 十八、上下水道ノ国際協力ニ關スル事項
- 十九、上下水道ノ政策研究ニ關スル事項
- 二十、上下水道ノ広報活動ニ關スル事項

(53)

一、氏名、年齢、本籍及現住所、來支又ハ來津ノ時期
 二、戸主及其續柄並配偶及扶養家族ノ有無
 三、學歷、技能、經驗、最近ノ職業及失業ノ原因
 四、職業、給料者ハ賃銀其他希薄條件
 五、其他參考ナルヘキ事項

第七條 求職者ハ係員ノ指示ニ從ヒ履歷書、戸籍謄本、身分證明書其他必要ナル書類ヲ提出スヘシ

第八條 求人又ハ求職ノ申込ヲ受理シタルトキハ求人票又ハ求職票ニ之ヲ登録ス

第九條 求人及求職申込ノ登録有効期間ハ登録ノ日ヨリ翌月末日迄トス

第十條 求人者又ハ求職者登録ノ有効期間ノ更新ヲ求メントスルトキハ其旨申込ムヘシ

第十一條 求職者ヲ紹介セントスルトキハ紹介狀ヲ交付ス
 前項ノ紹介狀ハ之ヲ他人ニ使用セシムルコトヲ得ス

第十二條 求人者紹介ヲ受ケタルトキハ便宜ノ方法ニ依リ速ニ其結果ヲ本民團ニ通知スヘシ
 雇傭不調トナリタルトキハ紹介狀ニ其旨ヲ附記シ記名捺印ノ上直ニ本民團ニ返付スヘシ

第十三條 求人者本民團ノ紹介ニ依ラスシテ被雇傭者ヲ雇入シ又ハ雇傭申込條件ニ變更ヲ生シタルトキハ直ニ其旨ヲ届出ツヘシ

第十四條 求職者本民團ノ紹介ニ依ラスシテ就職シタルトキ又ハ求職申込條件ニ變更ヲ生シタルトキハ直ニ其旨ヲ届出ツヘシ

(54)

第十五條 求人者又ハ求職者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ紹介ヲ拒絕ス
 一、本規程ヲ遵守セザルトキ
 二、虚偽ノ申告其他不都合ノ行爲アルトキ
 三、係員ノ指示ニ從ハザルトキ
 四、其他必要ト認ムルトキ
 附 則

本規程ハ昭和十二年七月十四日ヨリ施行ス

(一七) 滞納處分事務取扱内規制定 (昭和十二年九月二十五日制定)

第一章 總 則

第一條 滞納處分員ハ民團ノ課金、使用料、手数料及加入金ノ滞納處分ヲ執行スルモノトス

第二條 滞納處分員ハ常ニ國稅徵收法其他一般法令ヲ遵守スヘキハ勿論本取扱内規ニ依リ事務ヲ處理スヘシ

第三條 滞納處分員ハ滞納處分執行ニ當リ左記事項ニ注意スルコトヲ要ス
 一、滞納處分ハ強制處分ナルヲ以テ其ノ前提要件タル負擔義務ノ發生及滞納事實若

(55)

クハ督促狀ノ適法要件ヲ具備セルヤ否ヲ確認ノ上執行スルコト

一、滞納處分ハ財政的需要ヲ充タス手段ナルヲ以テ最モ容易ニ且完全ニ徵收ヲ爲シ得ル財産ヲ先ニ處分スルコト

一、成可ク第三者ニ關係ヲ有セサル財産ヲ選ビ或ハ第三者ノ權利行使ノ妨害トナルコトヲ避ケルコト

一、法規ニ明文ナキ事項ト雖滞納者又ハ利害關係者ノ利便トナルヘキ事項ハ之ヲ執行スルコト

第四條 滞納處分員滞納者ノ家宅ニ臨ミタルトキハ出張ノ要旨ヲ告ケ直ニ正規ノ差押ヲ爲スヘシ但搜索ヲ爲シタルトキハ調書ヲ作成スヘシ
 滞納者ノ事情止ムヲ得サルモノト認ムルトキハ滞納調書ニ延期ノ事由ヲ詳記シ本人ヲシテ納付期日ヲ指定セシメ調書ノ上歸還後課長ノ承認ヲ受ケヘシ但延期日數ハ十日ヲ超ユルコトヲ得ス

第五條 外國人(支那人ヲ除ク)ニ對シテハ當分ノ間差押處分ヲ爲サス成可ク本人ニ面接シテ納付ヲ督促シ速カニ完納セシムルノ處置ヲ取ルヘシ

第六條 滞納處分員實地ニ出張セントスルトキハ左記物件ヲ携帶スヘシ
 一、滞納調書用紙
 二、差押調書用紙
 三、封緘用紙

(56)

四、タンサン紙及其他必要ナル文具

第七條 滞納處分員ハ財產差押證書(第一號様式)ヲ携帶シ處分ニ臨ミ本人又ハ立會人ニ之ヲ示スヘシ

第八條 證書ヲ遺失シタルトキハ其ノ副本ヲ詳記シタル手續書ヲ差出シ再交付ヲ請求スヘシ此ノ場合ニ於テハ直ニ課長ヘ届出適當ノ處置ヲ講スヘシ

第九條 證書ヲ汚損シタルトキハ引換ヲ請求スヘシ
 證書ヲ汚損シタル物件ヲ携帶逃ビシ場合ハ直ニ所管警察官署ニ届出ヲ爲ス等適當ノ處置ヲ講スヘシ

第十條 他管ヨリ囑託ニ係ル滞納處分執行ニ關スル調書(第五號様式)ヲ受ケタルトキハ本内規ニ準シ之ヲ取扱フヘシ

第二章 差 押

第十一條 左記物件ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス
 一、滞納者及其ノ同居家族ノ生活上缺クヘカラサル衣服、寢具、家具及厨具
 二、滞納者及其ノ同居家族ニ必要ナルニ一ヶ月分ノ食料及薪炭
 三、實印其ノ他職業ニ必要ナル印章
 四、祭祀、禮拜ニ必要ナリト認ムル物品、石碑及墓地
 五、系譜其ノ他滞納者ノ家ニ必要ナル日記及書付類

(58)

(57)

<p>第十四條 通貨ヲ差押ヘタルキハ即日其ノ調書ト共ニ之ヲ内勤係ヘ引繼クヘシ</p> <p>第十五條 差押物件ハ差押物件整理簿ニ記載シ處理スヘシ</p> <p>第十六條 引揚物件ノ運搬夫ハ其ノ物件所在地ニ於テ適宜之ヲ雇入レ相當賃金ヲ定ムヘシ</p> <p>第十七條 引揚物件ニハ目録及貸金取極書(第七號様式)ヲ運搬夫ニ交付シ之ヲ本課宛送付スヘシ</p> <p>第十八條 物件引揚ニ際シ現金ヲ提供スルモノアルトキハ會計課ヘ即納セシメ直ニ財産ノ差押ヲ解クヘシ</p> <p>第三章 書 類</p> <p>第十九條 書類中削除、挿入及訂正等ヲ爲サルトキハ欄外ニ何字削除又ハ挿入若シハ何々訂正ト其ノ要旨ヲ記載シ認印ヲ爲スヘシ</p> <p>第二十條 差押調書(第二號様式)ハ三通ヲ作成シ立會人ト共ニ署名捺印シ其ノ一通ヲ本人ニ一通ヲ立會人ニ交付スヘシ但立會人無筆ナルトキハ代書シ印章無キトキハ捺印セシメ其ノ旨ヲ調書ニ記載スヘシ</p> <p>第二十一條 本人ニ於テ提供セシ職業上ニ必要ナル物件ノ差押ヲ爲ストキハ他ニ差押フヘキ財産</p>	<p>六、職務上必要ナル制服、祭服及法衣</p> <p>七、勳章其ノ他名譽ノ章票</p> <p>八、滞納者及其ノ同居家族ノ修學上必要ナル書籍及器具</p> <p>九、發明又ハ著作ニ係ル物ニシテ未タ公ニセサルモノ</p> <p>十、法令ニ依ル取引禁止物件</p> <p>(一)阿片煙及阿片吸食器 (二)模造通貨及證券 (三)獸疫ニ罹レル家畜</p> <p>十一、他ノ機關ニ於テ強制處分中ノ財産</p> <p>第十二條 動産及有價證券ノ差押ヲ爲サントスルトキハ左ノ各號ニ留意スヘシ</p> <p>一、差押物件ノ見積價格ハ督促手數料及滞納處分費ヲ控除シテ尙殘餘アリヤ否</p> <p>二、差押物件ニ關シ第三者ヨリ所有權ヲ主張スルモノアルトキハ其ノ事實相違ナキヤ否</p> <p>三、差押物件ニ關シ債權ヲ主張スルモノアルトキハ權利發生ノ時期及權利ノ分量等相違ナキヤ否</p> <p>第十三條 不動産又ハ權利ノ差押ハ豫メ其ノ種類、狀況及關係者ヲ調査シ課長ノ決裁ヲ經テ之ヲ行フヘシ</p> <p>債權ノ差押ヲ爲ストキハ債務者ニ對シ債權及所有權以外ノ財產權ノ差押ヲ爲ストキハ權利者ニ對シ何レモ差押通知書(第八號様式及第九號様式)ヲ發スヘシ</p> <p>債務者ノ提供スヘキ現金ハ時期ヲ定ラス直ニ(第十號様式)ニヨリ領收手續ヲ爲スヘシ</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(60)

(59)

<p>第二十九條 精査ノ結果物件ノ異動其ノ他滞納者ノ居所分明セシモノ又ハ分明ナラサル者ハ異動通知書(第六號様式)ニ其ノ要旨ヲ記載シ内勤係ヘ引繼クヘシ</p> <p>第五章 公 賣</p> <p>第三十條 差押ニ係ル動産、有價證券、不動産及第三債務者ヨリ給付ヲ受ケタル物件並債權及所有權以外ノ財產權ハ入札又ハ競賣ノ法ヲ依リ公賣ニ附スヘシ</p> <p>第三十一條 公賣ハ本民團所定ノ公告式ニ依リ公告(第十一號様式)シ其ノ翌日ヨリ十日以後ニ於テ執行スヘシ但シ公賣スヘキ物件カ腐敗又ハ破損スヘキ性質ノモノナルカ若クハ不相應ノ保存費ヲ要スルモノアルトキハ此ノ限りニ非ラス</p> <p>第三十二條 公賣ハ本民團又ハ公賣スヘキ財産ノ所在地ニ於テ之ヲ爲スヘシ但シ特殊ノ事情アルモノハ此ノ限りニ非ラス</p> <p>第三十三條 公賣ハ豫定價格ヲ決定シ其ノ調書(第十二號様式)ヲ公賣ノ場所ニ備ヘ置キ豫定價格以下ノ落札ヲ防止スルコトヲ要ス</p> <p>前項豫定價格ハ差押物件ノ時價ト徴收スヘキ金額トヲ見込ミ之ヲ決定スヘシ但シ特殊ナル物件ニ對シテハ鑑定人ノ評價ヲ受クルコトヲ要ス(第十三號様式)</p> <p>第三十四條 入札ハ買受希望者ヲシテ入札心得書所定ノ入札書ヲ封緘シテ提出セシムヘシ但シ入札心得書ハ別ニ之ヲ定ム</p>	<p>第二十二條 ノアラサリシコトヲ調書ニ記載スヘシ</p> <p>差押物件ハ封緘(第三號様式)ヲ施シ之ヲ立會人ニ保管セシメ保管證(第四號様式)ヲ發スヘシ但立會人保管ヲ肯セス又ハ物件ヲ隱匿破壞セシムル等ノ虞アリト認ムルトキハ即時引揚ケノ手續ヲ爲スヘシ</p> <p>封緘ハ離脱セサル構構着セシメ其ノ要部ニ檢印ヲ契スヘシ封緘箇所ハ差押調書ニ明記スヘシ</p> <p>第四章 再 調</p> <p>第二十三條 滞納者中住居不明ノ者アルトキハ其ノ附近ノ居住者、同業者、家主、組合事務所、巡警派出所、巡捕又ハ受持使等ニ就キ調査ヲ遂ケ其ノ要旨及年月日ヲ滞納調書願末欄ニ記載シ捺印ノ上之ヲ内勤係ヘ引繼クヘシ</p> <p>第二十四條 滞納者中赤貧者又ハ無財產者ニ關シテハ前條ニ據リ調査ヲ遂ケ其ノ實況ヲ報告スヘシ</p> <p>第二十五條 課長ハ滞納處分員ヨリ報告ニ係ル滞納者ノ居所不明、赤貧又ハ無財產等ノ事項ニ關シ事實相違ナキヤ否ヲ係員ヲシテ精査セシムヘシ</p> <p>第二十六條 不動産ニ關シテハ土地警察、家庭警察及領事館等ニ就キ事件願末ヲ精査スヘシ</p> <p>第二十七條 精査ノ狀況報告ハ第二十四條ニ準スヘシ</p> <p>第二十八條 精査ノ結果滞納者ノ居所分明シ又ハ處分進行ヲ相當ナリト認定シタルトキハ夫々適當ニ處分スヘシ</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(61)

第三十五條 公賣ノ場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ公賣財産見積價格百分ノ十以上ノ加入保證金又ハ契約保證金ヲ徵スヘシ

前項保證金ハ現金納付ノ外適當ト認メラル、有價證券ヲ以テ代用納付スルコトヲ得

保證金ハ保證ノ必要止ミタルトキハ夫々還付スヘシ

第三十六條 開札ハ豫メ公告シタル開札ノ場所及日時ニ於テ入札者立會ノ上ニ之ヲ爲スヘシ但シ入札者又ハ其ノ代理人在ラサルトキハ其ノ立會人ヲ要セス開札スルコトヲ得

落札者ヲ決定シタルトキハ賣却決定通知書ヲ以テ(第十四號様式)落札者ニ通知シ其ノ賣却代金ハ公賣代金納付書(第十五號様式)ニ依リ納付セシムヘシ

第三十七條 落札者ハ公賣代金ノ納付ヲ完了シタルトキハ不動産ニ付テハ所有權移轉ノ登記囑託又ハ其ノ他ノ手續ヲ爲スヘク動産ナルトキハ直ニ落札者ニ引渡シ物件領收證(第十六號様式)ヲ徵スヘシ

第三十八條 競賣ハ主トシテ動産ニ付テ之ヲ爲シ買受希望者ヲシテ希望價格ヲ呼稱セシメ豫定見積價格以上ニシテ最高價格ヲ呼稱シタル者ヲ競落者トスヘシ

競賣終了シタルトキハ競落書(第十七號様式)ヲ作成シ其ノ結果ヲ記録シ置クヘシ

第四十條 賣却決定書、公賣代金納付書及領收證ノ様式ハ競賣及隨意契約ノ場合ニ於テモ之ヲ準用ス

第四十一條 公賣ニ依リ換價處分ヲ爲シタルトキハ公告ヨリ完了ニ至ル迄ノ一切ノ事項ヲ記録シ關係書類ト共ニ編綴シ後日ノ立證資料ト爲スヘシ

(62)

第四十二條 財産ヲ公賣ニ付スルモ買受人ナキカ豫定價格ニ達セサルトキハ見積價格ヲ以テ當民團ニ於テ買上ヲ爲シ公賣處分ニ因ル權利ノ移轉トシテ登記等ノ手續ヲ了スヘシ

第四十三條 見積價格尠少ニシテ其ノ公賣費用ヲ償フニ足ラサル物件ハ隨意契約ニ依リ豫定見積價格ヲ下ラサル範圍ニ於テ賣買ノ契約ヲ締結スヘシ但數人ヨリ見積書ヲ徵シ其最高價格ノ者ト契約スヘシ

第四十四條 賣却財産ノ權利移轉ノ手續ハ滯納者ヲシテ期限ヲ指定シ之ヲ爲サシムヘク若シ之ニ應セサルトキハ滯納者ニ代位シ之カ手續ヲ爲スヘシ

第四十五條 滯納處分費ハ財産ノ差押、保管、運搬、公賣ニ關スル費用及通信費ノ如ク滯納處分ノ爲メニ要シタル直接ノ費用トス

第四十六條 滯納處分終了シタルトキハ計算書(第十八號様式)ヲ作成シ滯納者ニ交付スヘシ

第一號様式

用紙厚紙 縦二寸五分 横一寸五分

第 號	天津 居留民團
滯納者財產 差押證書	天津居留民團 「職氏名」

(63)

第二號様式

差押調書

天津 租界 街 番號 某

滯納者 何 某

何々 何個

一、差押財産ノ表示

右ハ昭和何年度何々何期分銀何程及督促手数料何程徵收ノ爲何月何日(本人)又ハ本人不在ニ付何某(立會ノ上)前記財産ヲ差押アルモノ也

昭和何年何月何日日本人宅ニテ

天津居留民團
滯納處分員 何 某團

何々 何番地 何 某團

立會人 何 某團

(64)

第三號様式

用紙 日本紙赤色

昭和 年 月 日

第 號

差押物件封緘紙

天津居留民團

此ノ封緘ヲ毀損シタル者ハ刑法第六十九條ニ依リ處罰セラルヘキモノトス

備考 一、滯納者其ノ他立會人ヲシテ其ノ差押財産ノ保管ヲ爲サシメタル場合ハ本調書ノ末尾ニ保管ノ旨ヲ記シ署名捺印セシメ保管證ニ代フルコトヲ得

二、本書ノ謄本ヲ立會人ニ交付シタルトキハ本調書ノ末尾ニ受領ノ旨ヲ記シ署名捺印セシメ受領證ニ代フルコトヲ得

(66)

第五號樣式

囑託ニ係ル滯納處分命令書

長 囑託 (昭和 年 第 月 日 附)

年度	稅目	徵收金		計	賦課地 現住所	氏名
		稅	手數料			
昭和 年 月 日	稅					
昭和 年 月 日	稅					
昭和 年 月 日	稅					

右囑託ヲ受ケタルニ付相當處分ノ上十日以内ニ復命スヘシ

要 處分濟 天津居留民團長何某 滯納處分員 印

(65)

第四號樣式

差押物件保管證

一、何々(別紙目錄ノ通)

右何々滯納者何某ノ差押物件無償ニテ正ニ保管致シ候也

昭和何年 月 日

何々

何

某

天津居留民團滯納處分員何某 印

(67)

第六號樣式

年度	期別	原簿 番號	種目	滯納者		異動事由	取扱者 認印
				住所	氏名		
年度	期分						
年度	期分						
年度	期分						

(68)

第七號樣式

天津居留民團財務部整理課

差押物件引揚及運搬貨取極書

滯納處分員 殿

物件名及數量	引揚 日期	滯納者	
		氏名	銀
昭和 年 月 日	昭和 年 月 日		
昭和 年 月 日	昭和 年 月 日		
昭和 年 月 日	昭和 年 月 日		

右支拂相成度候

天津居留民團財務部整理課 係

(70)	(69)
<p>第九號樣式</p> <p>何々權差押通知書</p> <p>一、差押財產權ノ表示</p> <p>(名稱、數量、性質、所在其ノ他重要ナル事項)</p> <p>何年度何々何期分滯納金督促手数料金何程徵收ノ爲メ前記ノ財產ヲ差押フルモノ也</p> <p>右通知ス</p> <p>昭和何年何月何日 天津居留民團長 氏 名印</p> <p>天津日本租界何街何番地</p> <p>(權利者) 何 某宛</p>	<p>第八號樣式</p> <p>債權差押通知書</p> <p>天津日本租界何街何番地</p> <p>債權者 何 某</p> <p>天津日本租界何街何番地</p> <p>債權者 何 某</p> <p>右債權者ノ滯納ニ係ル何課金何程、督促手数料及滯納處分費銀何程徵收ノ爲メ昭和何年何月何日債務者ヨリ支拂フヘキ何々銀何程(又ハ銀何程内銀何程)ヲ差押フルニ付昭和何年何月何日迄ニ本職ニ支拂フヘキモノトス</p> <p>此通知ヲ受ケタル後債權者ニ對シ支拂ヲ爲スモ其ノ支拂ハ無効タルヘシ</p> <p>右及通知候也</p> <p>昭和何年何月何日 天津居留民團長 氏 名印</p> <p>天津日本租界何街何番地 某宛</p> <p>備考 一、債務者官廳ナルトキハ其ノ仕拂命令官ノ官氏名法人ナルトキハ其ノ法人名ヲ記入スルモノトス</p> <p>二、債權ノ目的カ金錢以外ノモノナルトキハ其ノ名稱、數量其他重要ナル事項ヲ明記スルモノトス</p>

(72)	(71)
<p>第十一號樣式</p> <p>(4)公入札ニ依ル公告</p> <p>公告</p> <p>天津日本租界何街何番地 某</p> <p>右者昭和何年度何期分何々銀何程滯納ニ付國稅徵收法第十條ニ準據シ差押ヘタル左記財產ハ來ル何月何日日本民團ニ於テ入札ノ方法ヲ以テ公賣ヲ執行ス希望ノ者ハ本民團ニ就キ入札心得書並左記財產所在地ニ就キ現品點覽ノ上同日午前何時迄ニ入札書ヲ差出スヘシ</p> <p>開札ハ同日午前何時執行ス</p> <p>落札代金ハ昭和何年何月何日迄ニ本民團ニ納付スヘシ</p> <p>入札加入金及契約保證金ハ各自入札價格ノ百分ノ十トス</p> <p>右公告ス</p> <p>昭和何年何月何日 天津居留民團 記</p> <p>第一號 天津何街何番地 一宅地 何坪何合</p> <p>第二號 全 一 何畝何步何合 以上</p>	<p>第十號樣式</p> <p>證</p> <p>一銀何弗何拾仙也</p> <p>但シ天津日本租界何街何番地屋敷家主ヨリ生スル昭和何年何月分家賃</p> <p>右家屋所有者天津居留民團課金滯納ニ付昭和何年何月何日債權(家賃)差押ノ結果本團員受領候也</p> <p>昭和 年 月 日</p> <p>天津居留民團 滯納處分員 何 某團</p>

(ロ)競買ニ依ル場合ノ公告

公告

天津何街何番地
滞納者 何 某
右者昭和何年度第何期分何々銀何程滞納ニ付國稅徵收法第十條ニ依リ差押ヘタル左記財産ヲ來ル
何月何日本民間ニ於テ競買ノ方法ヲ以テ公賣ヲ執行ス希望ノ者ハ本民間ニ就キ競買人心得書並現
品點覽ノ上同日午前何時迄ニ競買申込ヲ爲スヘシ
競落代金ハ即日本民間ニ納付スヘシ

右公告ス

昭和何年何月何日

天津居留民團

記

一、戸 棚

精製前硝子戸二重物

一 組

一、陳列台

四脚引出付

三 個

以上

(74)

第十二號様式

公賣豫定價格調書

天津何租界何街何番地

滞納者 氏 名

右者何々滞納處分ニ係ル差押財産公賣豫定價格左ノ通り相定ム

昭和何年何月何日

天津居留民團長 何 某 團

第一號

天津何街何番地

一、宅地 何坪

右豫定價格一坪ニ付何程此合價銀何程

第二號

以上

第十三號様式

評價鑑定書

品目	數	量	評價格單價	評價格合價	事	由
何々	何	個	何々	何	程	何々

右前記價格ヲ有スルモノト鑑定ス

昭和何年何月何日

天津何街何番地

鑑定人 氏 名

名 團

(76)

第十四號様式

賣却決定通知書

天津日本租界何街何番地

滞納者 氏 名

天津日本租界何街何番地

一、宅地 何坪

此ノ代金何程

右天津居留民團課金滞納處分ニ依リ前記價格ヲ以テ落札決定(競落)ニ付之ヲ賣却ス

代金ハ來ル何月何日限リ當民間ニ納付スヘシ

昭和何年何月何日

天津居留民團長 何 某 團

天津日本租界何街何番地

氏名宛

第十五號樣式

公賣代金納付書

一、銀 何 程

但シ滞納者何某差押公賣物件宅地何坪外何件ニ對スル

公賣代金

右納付候也

昭和何年何月何日

天津日本租界何街何番地
氏 名 圖

(78)

(77)

第十六號樣式

領 收 證

一、自動車 ビツク號

一、蓄音機 コロンビヤ

但シ滞納者何某差押公賣物件

右代金納付ニ付引渡相成正ニ領收候也

昭和何年何月何日

天津居留民團長氏名宛

天津日本租界何街何番地
氏 名 圖

第十七號樣式

競 落 書

番 號 種 類 數 量

競落價格 競落人住所氏名

備 考

右何年何月何日民團課金滞納者天津何街何番地何某ノ所有財産本民團ニ於テ競賣シタル處前記ノ通り競落ス

昭和何年何月何日

天津居留民團長
又ハ滞納處分員 何 某 圖
天津何街何番地 氏 名 圖

(80)

(79)

第十八號樣式

計 算 書

天津日本租界何街何番地

滞納者 氏 名

種 目 入 額

種 目 支 出 額

通 公 賣 代

家 公 賣 代

戶 公 賣 代

合 計

右ノ通候也

昭和何年何月何日

天津居留民團長 氏 名 圖

督 促 手 數 料

滞 納 處 分 費

債 權 者 某 へ 交

付 金 何 々 課 金

債 權 者 へ 交 付

滞 納 者 へ 交 付

合 計

(81)

入札心得書

第一條 公賣ニ關シテハ心得書ニ規定スル條項ノ外法律命令ニ準據スルモノトス

第二條 公賣物件ハ別紙調書ノ通りニシテ何レモ登記簿等ノ表示ニ依ル

第三條 入札ニ加入セントスルモノハ豫メ實地ニ就キ土地建物ノ境界現狀ヲ詳知ノ上左記書式ニ依リ入札セラルヘシ落札決定後ニ於テ落札者ニ對シ本民團ハ公賣土地ノ境界指示其ノ他一切ノ責ニ任セズ

一、金 入札書 買受代金

但シ(物件ノ所在地並坪數ヲ詳記スルモノトス)

右公賣公告並入札心得書ヲ知ノ上入札致候也

年 月 日 住 所 氏 名 團

民團長 氏 名 宛

第四條 入札加入保證金ハ各自入札金額ノ百分ノ十以上トシ入札ノ期限迄ニ本民團會計課ヘ拂込マルヘシ但シ有價證券ヲ以テ代用スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ時價ノ九割トシテ

(82)

算定ス

第五條 代理人ヲ以テ入札セムトスル者ハ委任狀ヲ提出セラルヘシ

第六條 入札者ハ入札ノ當日當民團ニ於テ入札書用紙ヲ受領ノ上金額ヲ記入シ署名又ハ記名調印ヲ爲シ入札加入保證金ノ領收書ヲ同封ノ上入札ニ投入セラルヘシ

第七條 入札書ハ書留郵便物又ハ使丁ヲ以テ提出スルコトヲ得但シ所定時限後ニ到達シタルモノハ之ヲ受理セズ

第八條 入札場ハ係員及入札者ノ外入場スルコトヲ得ス

第九條 投入シタル入札書ハ如何ナル事由ニ因ルモ之ヲ變更シ又ハ取消スコトヲ得サルモノトス

第十條 左ニ該當スル入札書ハ無効トス

一、入札者タル資格ナキ者ノ入札

二、入札加入保證金所定ノ額ニ達セサル者ノ入札

三、入札者ノ記名調印又ハ署名ナキ入札

四、金額其ノ他主要部分ノ不明確ナル入札

第十一條 開札ハ所定ノ時限後出席入札者立會ノ上之ヲ行フモノトス但シ入札者出席セサルカ又ハ出席者一名ナルトキハ入札ニ關係ナキ本民團委員ヲ立會セシメ開札ス

第十二條 落札者決定ノ手續ハ左ノ各號ノ方法ニ依ルモノトス但シ開札ノ結果其ノ最高入札金額高カ當民團ノ公賣豫定價格以上ニ達セサルトキハ即時出席入札者ノ内第一回入札價格以

(83)

上ノ入札希望者ヲシテ再度ノ入札ヲ行ハシムルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テ尙公賣豫定價格ニ達セサルトキハ公賣ヲ取消スモノトス

一、公賣豫定價格以上ニ達シタル最高價ノ入札者ヲ以テ落札者トス

二、落札者トナルヘキ最高價格ニシテ同額ノ入札者二名以上アリタルトキハ直ニ其ノ入札者ヲシテ該入札金額以上ニ再度ノ入札ヲ爲サシメ其ノ高價入札者ヲ以テ落札者トス

三、前號ニ依リ入札ノ結果同額ナルトキハ抽籤ノ方法ニ據リ落札者ヲ決定ス

第十三條 落札者書面又ハ口頭ヲ以テ落札ノ旨通告ヲ受ケタル日ヨリ五日以内ニ買受代金ヲ本民團ニ納付シ同時ニ所有權移轉ニ要スル登録稅又ハ届出手数料ヲ當民團ニ提出スヘシ落札者ノ入札(加入)保證金(代用證券ヲ含ム)ハ之ヲ契約保證金(代用證券ヲ含ム)ト看做ス契約保證金ハ買受代金ノ一部ニ充當スルコトヲ得

第十四條 落札者落札ノ取消ヲ求メ又ハ所定ノ期限内ニ買受代金ヲ完納セサルトキハ落札ヲ取消シ別段ノ通知ヲ爲スコトヲ契約保證金又ハ之ニ代用シタル有價證券ハ違約金トシテ之ヲ本民團ノ所得トス

第十五條 公賣物件上ニ他人ノ物件ノ存在スル場合ト雖本民團ハ該物件ノ撤去其ノ他ニ付キ落札者ニ對シ何等ノ責ニ任セサルモノトス

第十六條 滞納者入札ノ時限迄ニ滞納金督促手数料延滞金及滞納處分費ヲ完納シタルトキハ本公賣ヲ取消ス之ニ對シ入札者ハ異議ヲ申立ツルコトヲ得サルモノトス

(84)

(一八) 居留民團物品會計規程 (昭和十二年十月一日制定)

居留民團物品會計規程ヲ左ノ通定ム

第一章 總 則

第一條 本規程ニ於テ物品ト稱スルハ民團ニ屬スル一切ノ動産ヲ謂フ、但有價證券及民團長特ニ定ムル物品ハ之ヲ除ク

第二條 物品ノ出納及保管ハ特別ノ規定アルモノヲ除クノ外本規程ニ依ル

第三條 物品ノ會計ハ年度ヲ以テ區分シ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル十二箇月ヲ以テ一年度トス。物品ノ會計ハ現ニ物品ヲ出納シタル日ヲ以テ年度ノ所屬ヲ區分スヘシ

第四條 物品ハ左ノ區分ニ依リ整理スヘシ

一、備 品

一、雜 品

一、消 耗 品

一、工 事 材 料

一、貸 與 品

一、圖 書

一、不 用 品

(85)

(86)

<p>第五條 財務部ニ物品出納吏一名ヲ置キ物品ノ出納及保管ヲ掌ラシム但必要アル場合ハ各部長ハ其ノ部ニ物品取扱者ヲ置キ物品ノ取扱及保管ヲ爲サシムルコトヲ得</p> <p>第六條 物品ノ出納ハ民團長ノ命令アルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス但特定ノ種類ノ物品ニ限リ直ニ出納ヲ爲シ事後承認ヲ受クルコトヲ得</p> <p>第七條 物品ノ出納ハ直ニ帳簿ニ記載スヘシ</p> <p>第二章 請 求</p> <p>第八條 物品ノ交付ヲ受ケントストキハ請求券ニ品目、數量及使用目的ヲ記載シ部長ノ認印ヲ受ケ物品出納吏ニ提出スヘシ</p> <p>第九條 購入物品ニシテ形狀、品質其ノ他特ニ指定ヲ要スルモノハ説明書仕樣書圖面又ハ見本ヲ添付スヘシ</p> <p>第十條 物品ノ購買及修繕ハ民團長ノ命令アルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス但購入一件銀五十弗未満ノモノニ付キテハ財務部長ノ代行スルコトヲ得</p> <p>第十一條 購入額一件銀五十弗以上ノトキハ特別ノ場合ヲ除キテハ二店以上ヨリ見積書ヲ徵スヘシ</p> <p>第三章 購買、修繕</p> <p>第十二條 物品ノ購入及修繕ノ手續ハ總テ財務部ヲシテ掌ラシムヘシ</p> <p>第四章 受入及保管</p> <p>第十三條 購入其ノ他ノ事由ニ依リ民團管理ニ屬スル物品ヲ受入レトストキハ物品出納吏之ヲ檢收シ民團長ニ報告スヘシ但特殊ノ物品ニ付キテハ當該所管部ノ吏員立合ノ上檢收スヘシ</p> <p>第十四條 各種物品ヲ受入レタルトキハ左記ノ關係帳簿ニ記載シ出納保管ヲ明瞭ニスヘシ</p> <p>一、備 品 備品台帳又ハ備品カード</p> <p>一、消耗品 物品受拂現品カード</p> <p>一、工事材料 工事材料出納簿</p> <p>一、貸與品 貸與品入別カード</p> <p>一、圖書 圖書台帳</p> <p>第十五條 各部ニ交付シタル物品ニ付キテハ當該部長之カ保管ノ責ニ任スヘシ</p> <p>第十六條 左ノ物品ハ帳簿ニ記載スルヲ要セス</p> <p>一、購入後直ニ消費スルモノ</p> <p>一、官公報、新聞雜誌及之ニ準スルモノ</p> <p>一、配用トシテ購入スル印刷物</p>	<p>第十七條 物品ハ左ノ各號ニ依リ價格ノ整理ヲ爲スヘシ</p> <p>一、購入品又ハ生産品ハ其ノ購入又ハ生産價格</p> <p>一、保管轉換品ハ其ノ轉換先ヨリ通知ヲ受ケタル價格</p> <p>一、前各號以外ノモノハ見積價格</p> <p>第十八條 物品ノ保管ハ物品出納吏、物品取扱者又ハ前記兩者ヨリ交付ヲ受ケタル者之ヲ爲ス右保管ノ責ニ在ル者故意、怠慢又ハ重大ナル過失ニ由リ保管物品ヲ亡失毀損シタルトキハ賠償ノ責ニ任スヘシ</p> <p>第十九條 物品出納吏ハ毎月末現在ニ依リ物品受拂月計表ヲ作製シ翌月十日迄ニ民團長ニ報告スヘシ</p> <p>第二十條 工事材料及特殊品ニ付キテハ所管部長ハ受拂月報ヲ作製シ翌月十日迄ニ民團長ニ報告スヘシ</p> <p>第五章 保管轉換</p> <p>第二十一條 物品ノ保管轉換ヲ爲サントストキハ保管證書ヲ作成シ正規ノ受拂ヲ爲スヘシ</p> <p>第六章 拂 出</p> <p>第二十二條 物品ノ拂出ハ物品出納吏其ノ領收證ヲ徵シ請求者ニ交付スヘシ</p> <p>民團事務以外ノ部箇所ニ於テ物品ヲ受領シタルトキハ物品到達ト同時ニ領收證ヲ物品出納吏ニ送付スヘシ</p> <p>第二十三條 物品ハ必要ノ程度之ヲ交付スヘシ但貯藏アルモノニシテ當時使用スヘキモノハ各部箇所物品取扱者ニ對シ一箇月分以内ノ需用概算高ヲ以テ交付スルコトヲ得</p> <p>概算拂ノ物品ニシテ年度末ニ至リ殘餘ヲ生シタルトキハ之ヲ返納セシムヘシ</p> <p>第七章 戻 納</p> <p>第二十四條 物品取扱者又ハ保管者ニ於テ其ノ物品ヲ財務部ニ戻納セムトストキハ戻納書ヲ物品出納吏ニ提出スヘシ</p> <p>第二十五條 物品出納吏戻納ノ物品ヲ受領シタルトキハ直ニ帳簿ニ記載整理スヘシ</p> <p>第八章 拂 下</p> <p>第二十六條 不用品拂下處分ハ總テ物品出納吏之ヲ爲スモノトス</p> <p>拂下タヘキ不用品アルトキハ正規ノ處分手續ヲ以テ物品出納吏ニ處分方ヲ請求スヘシ</p> <p>第二十七條 拂下處分ヲ爲サントストキハ物品出納吏ハ品目數量見積價格及其ノ事由ヲ具シ民團長ノ許可ヲ受ケヘシ</p> <p>第九章 引 繼</p> <p>第二十八條 物品出納吏交替シタルトキハ保管物品ノ現在調査ヲ作り前任者後任者署名捺印シ財務部長立會ノ上現品引繼ヲ爲スヘシ但帳簿ニ署名捺印シ現在調査ヲ省略スルコトヲ得</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(87)

(88)

<p>第十七條 物品ハ左ノ各號ニ依リ價格ノ整理ヲ爲スヘシ</p> <p>一、購入品又ハ生産品ハ其ノ購入又ハ生産價格</p> <p>一、保管轉換品ハ其ノ轉換先ヨリ通知ヲ受ケタル價格</p> <p>一、前各號以外ノモノハ見積價格</p> <p>第十八條 物品ノ保管ハ物品出納吏、物品取扱者又ハ前記兩者ヨリ交付ヲ受ケタル者之ヲ爲ス右保管ノ責ニ在ル者故意、怠慢又ハ重大ナル過失ニ由リ保管物品ヲ亡失毀損シタルトキハ賠償ノ責ニ任スヘシ</p> <p>第十九條 物品出納吏ハ毎月末現在ニ依リ物品受拂月計表ヲ作製シ翌月十日迄ニ民團長ニ報告スヘシ</p> <p>第二十條 工事材料及特殊品ニ付キテハ所管部長ハ受拂月報ヲ作製シ翌月十日迄ニ民團長ニ報告スヘシ</p> <p>第五章 保管轉換</p> <p>第二十一條 物品ノ保管轉換ヲ爲サントストキハ保管證書ヲ作成シ正規ノ受拂ヲ爲スヘシ</p> <p>第六章 拂 出</p> <p>第二十二條 物品ノ拂出ハ物品出納吏其ノ領收證ヲ徵シ請求者ニ交付スヘシ</p> <p>民團事務以外ノ部箇所ニ於テ物品ヲ受領シタルトキハ物品到達ト同時ニ領收證ヲ物品出納吏ニ送付スヘシ</p> <p>第二十三條 物品ハ必要ノ程度之ヲ交付スヘシ但貯藏アルモノニシテ當時使用スヘキモノハ各部箇所物品取扱者ニ對シ一箇月分以内ノ需用概算高ヲ以テ交付スルコトヲ得</p> <p>概算拂ノ物品ニシテ年度末ニ至リ殘餘ヲ生シタルトキハ之ヲ返納セシムヘシ</p> <p>第七章 戻 納</p> <p>第二十四條 物品取扱者又ハ保管者ニ於テ其ノ物品ヲ財務部ニ戻納セムトストキハ戻納書ヲ物品出納吏ニ提出スヘシ</p> <p>第二十五條 物品出納吏戻納ノ物品ヲ受領シタルトキハ直ニ帳簿ニ記載整理スヘシ</p> <p>第八章 拂 下</p> <p>第二十六條 不用品拂下處分ハ總テ物品出納吏之ヲ爲スモノトス</p> <p>拂下タヘキ不用品アルトキハ正規ノ處分手續ヲ以テ物品出納吏ニ處分方ヲ請求スヘシ</p> <p>第二十七條 拂下處分ヲ爲サントストキハ物品出納吏ハ品目數量見積價格及其ノ事由ヲ具シ民團長ノ許可ヲ受ケヘシ</p> <p>第九章 引 繼</p> <p>第二十八條 物品出納吏交替シタルトキハ保管物品ノ現在調査ヲ作り前任者後任者署名捺印シ財務部長立會ノ上現品引繼ヲ爲スヘシ但帳簿ニ署名捺印シ現在調査ヲ省略スルコトヲ得</p>	<p>第十七條 物品ハ左ノ各號ニ依リ價格ノ整理ヲ爲スヘシ</p> <p>一、購入品又ハ生産品ハ其ノ購入又ハ生産價格</p> <p>一、保管轉換品ハ其ノ轉換先ヨリ通知ヲ受ケタル價格</p> <p>一、前各號以外ノモノハ見積價格</p> <p>第十八條 物品ノ保管ハ物品出納吏、物品取扱者又ハ前記兩者ヨリ交付ヲ受ケタル者之ヲ爲ス右保管ノ責ニ在ル者故意、怠慢又ハ重大ナル過失ニ由リ保管物品ヲ亡失毀損シタルトキハ賠償ノ責ニ任スヘシ</p> <p>第十九條 物品出納吏ハ毎月末現在ニ依リ物品受拂月計表ヲ作製シ翌月十日迄ニ民團長ニ報告スヘシ</p> <p>第二十條 工事材料及特殊品ニ付キテハ所管部長ハ受拂月報ヲ作製シ翌月十日迄ニ民團長ニ報告スヘシ</p> <p>第五章 保管轉換</p> <p>第二十一條 物品ノ保管轉換ヲ爲サントストキハ保管證書ヲ作成シ正規ノ受拂ヲ爲スヘシ</p> <p>第六章 拂 出</p> <p>第二十二條 物品ノ拂出ハ物品出納吏其ノ領收證ヲ徵シ請求者ニ交付スヘシ</p> <p>民團事務以外ノ部箇所ニ於テ物品ヲ受領シタルトキハ物品到達ト同時ニ領收證ヲ物品出納吏ニ送付スヘシ</p> <p>第二十三條 物品ハ必要ノ程度之ヲ交付スヘシ但貯藏アルモノニシテ當時使用スヘキモノハ各部箇所物品取扱者ニ對シ一箇月分以内ノ需用概算高ヲ以テ交付スルコトヲ得</p> <p>概算拂ノ物品ニシテ年度末ニ至リ殘餘ヲ生シタルトキハ之ヲ返納セシムヘシ</p> <p>第七章 戻 納</p> <p>第二十四條 物品取扱者又ハ保管者ニ於テ其ノ物品ヲ財務部ニ戻納セムトストキハ戻納書ヲ物品出納吏ニ提出スヘシ</p> <p>第二十五條 物品出納吏戻納ノ物品ヲ受領シタルトキハ直ニ帳簿ニ記載整理スヘシ</p> <p>第八章 拂 下</p> <p>第二十六條 不用品拂下處分ハ總テ物品出納吏之ヲ爲スモノトス</p> <p>拂下タヘキ不用品アルトキハ正規ノ處分手續ヲ以テ物品出納吏ニ處分方ヲ請求スヘシ</p> <p>第二十七條 拂下處分ヲ爲サントストキハ物品出納吏ハ品目數量見積價格及其ノ事由ヲ具シ民團長ノ許可ヲ受ケヘシ</p> <p>第九章 引 繼</p> <p>第二十八條 物品出納吏交替シタルトキハ保管物品ノ現在調査ヲ作り前任者後任者署名捺印シ財務部長立會ノ上現品引繼ヲ爲スヘシ但帳簿ニ署名捺印シ現在調査ヲ省略スルコトヲ得</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

- 一、本規程ハ昭和十二年拾月一日ヨリ之ヲ施行ス
- 一、左記各號ハ別ニ之ヲ定ム
- 一、貯蔵物品、貸與品ノ名稱及略號
- 二、本規程ニ依ル帳簿、用紙、カード様式
- 三、民團物品規格
- 四、事務用什器ノ種類、仕様
- 五、本規程施行ニ關スル細則

(一九) 居留民團徵收事務取扱規程

(昭和十二年十月二十五日制定)

第一章 總 則

- 第一條 徵收事務ハ法規、例規ニ依ルノ外本規程ノ定ムル所ニ依リ之ヲ處理スヘシ
- 第二條 書類ノ配付ヲ受ケタルキハ直ニ調査ノ上夫々適當ニ處理ヲ爲シ重要ナルモノハ起案ノ上簡易アルモノハ其ノ文書ニ依リ決裁ヲ受クヘシ
- 第三條 證憑トナルヘキ文書及帳簿ノ削除又ハ挿入等ノ訂正ヲ要スルモノハ字體ヲ讀ミ得ル程度ニ存シ置キ朱線ヲ以テ抹消シ其ノ要旨及年月日ヲ記入シ當事者認印ヲ爲スヘシ

第四條 總テ計數ニ關スルモノハ必ス月計及累計ヲ附スヘシ

第二章 徵 收 簿

- 第五條 測定課若クハ其ノ他ノ部課ヨリ徵收スヘキ基礎額ノ通知ヲ受ケタルトキハ直ニ徵收簿ニ登錄シ徵收額算出ノ上精査シ其ノ正否ヲ確認スヘシ
- 第六條 徵收簿ノ様式ハ別ニ之ヲ定ム
- 第七條 徵收額ノ端數計算ハ左記各號ニ依リ取扱フヘシ
 - 一、一仙未満ノ端數アルトキハ其ノ端數ハ之ヲ切捨テ其ノ全額一仙未満ナルトキハ之ヲ一仙トス
 - 一、分割シテ收入スル金額ニ在リテハ其ノ總額ニ付前號ノ取扱ヲ爲ス
 - 一、分割シテ收入スル場合ニ於テ分割金額一仙未満ナルトキ又ハ之ニ一仙未満ノ端數ヲ生ジタルトキハ其ノ分割金額又ハ端數ハ最初ノ收入金ニ之ヲ合算ス
- 第八條 徵收簿トナリタルトキハ遲滞ナク納金傳票ニ依リ徵收簿ノ整理ヲ爲シ徵收ノ濟否ヲ明カニスヘシ
- 第九條 徵收簿ハ毎月五日迄ニ前月分ヲ各種別別ニ測定額、徵收額及未收入額ニ區分シ集計シ會計課ト對査スルコトヲ要ス

第三章 納 入 告 知

- 第十條 納入告知書ハ種目別ハ色分ト爲シ別ニ定ムル様式ニ依リ之ヲ調製スヘシ
- 第十一條 納入告知書ハ徵收簿ニ基キ左記各號ニ依リ作成シ納期日前十五日迄ニ必ス發付スヘシ
 - 一、納入告知書ハ其ノ發付年月日及番號ヲ記入ス
 - 一、納入人名義ハ正確ニ記載シ連帶納入義務者ノ場合ハ何某外人ト記載ス
 - 一、納入額ノ數字ハ壹、貳、參、拾ノ文字ヲ使用ス
 - 一、税目ハ歲入豫算ノ款項目例之「土地課金又ハ營業課金」ト記載ス
- 第十二條 納入告知書發付後賦課ノ錯誤其ノ他ノ事由ニ依リ賦課額ニ變更ヲ要スル場合ニ於テ未納ナルトキハ納入告知書ヲ更正シ又ハ別ニ之ヲ告知シ納入額トキハ其ノ追徵ヲ要スルモノハ直ニ不足額ヲ追徵シ過誤納トナリタルモノハ之ヲ還付スルノ手續ヲ爲スヘシ
- 第十三條 納入告知書ハ名宛人ノ住所又ハ居所ニ宛テ其金人若クハ郵便ニ依リ之ヲ送達ス
- 第十四條 納入告知書ノ送達ヲ受ケヘキモノカ其ノ受領ヲ拒ミ又ハ住所及居所ノ不明ナルトキ若クハ當民團所管地域外ニ在リテ送達不能ノ場合ニ於テハ公示送達ノ方法ニ依ルヘシ公示送達(第一號様式)ハ本民團所定ノ公書式ニ依リ之ヲ爲ス
- 第十五條 集金人送達スヘキ納入告知書ヲ受取リタルトキハ遲滞ナク送達ヲ爲シ傳票ノ告知年月日欄ニ送達シタル日附ヲ記載ノ上認印スヘシ

(92)

- 第十六條 集金人ハ納入告知書送達ニ當リ第十四條ニ該當スル場合ニ於テハ速カニ納入告知書ヲ添へ當該係ニ報告スヘシ
- 第十七條 集金人ヨリ前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ當該係員ハ巡捕ヲシテ再調セシムル等適當ノ方法ニ依リ其ノ事實ヲ精査ノ上處理スヘシ
- 第十八條 集金人ハ未納者ニ對シテハ出來得ル限リ催促ヲ爲シ完納セシムル様努力スヘシ
- 第十九條 再三催促ヲ爲スモ納入セサルモノ若クハ賦課其ノ他ニ付不服等ヲ申立ツルモノハ其ノ旨速カニ當該係員ニ報告スヘシ
- 第二十條 集金人ノ所持ニ係ル納入告知書ニシテ領收證ノ切斷シタルモノ又ハ現實ニ集金セルモノニシテ會計課ニ拂込未済ノモノナキヤ否時々檢査スルコトヲ要ス

第四章 督 促

- 第二十一條 納入告知書ヲ受ケタル者納期限迄ニ負擔金ヲ完納セサル場合ニ於テハ納期經過後二十日以内ニ督促狀(第二號様式)ヲ發付スヘシ
- 第二十二條 前項督促狀ノ納付指定期限ハ督促ノ日ヨリ七日トス
- 第二十三條 督促狀ノ送達ハ集金人又ハ郵便ニ依リ之ヲ爲スヘシ但シ集金人ノ送達ハ送達書(第三號様式)ニ依ルヘシ
- 第二十四條 滯納者督促狀ノ受領ヲ拒ミ又ハ其ノ住所不明ナルトキ若クハ當民團所管地域外ニ在リテ送達不能ノ場合ハ第十四條ノ例ニ依ルヘシ
- 第二十五條 督促狀ヲ發付スルトキハ徵收簿ノ未納額合計ト歲入内譯簿ニ於ケル未收入額ト照査

(93)

第二號様式
(甲)ノ(一) 延滞金ヲ徴收セラル場合

シ督促状交付決議簿(第四號様式)ニ依リ決裁ヲ受クヘシ
前項ノ場合ニ於テハ徵收簿ニ(督促)ノ印ヲ捺捺スヘシ

第二十三條 督促手数料ハ其ノ納期後納金額額上二部ニ赤書スヘシ

第二十四條 督促状納付指定期限内ニ完納セラル者アルトキハ滞納票(第五號様式)ニ依リ整理課へ引繼キ徵收簿ハ其ノ旨記載シ整理スヘシ

第二十五條 滞納票ヲ整理課へ引繼クトキハ滞納票引繼簿(第六號様式)ニ登録シ課長ノ決裁ヲ受クヘシ

第二十六條 本規程ニ依ル帳簿及様式類ハ昭和十三年度ヨリ之ヲ實施ス

第一號様式
公 告

天津何街何番地 何 某

一、銀 何 程 昭和何年度何々何期分
納付期限 昭和何年何月何日
納付場所 天津居留民團

右納入告知書昭和何年何月何日送達セムトシタルモ受領ヲ拒ミタル(其ノ住所及居所不明ナル)ニ付之ヲ公告ス

昭和何年何月何日
天津居留民團長 何 某 印

(94)

第二號様式
(甲)ノ(一) 延滞金ヲ徴收セラル場合

督	促	狀
第何號 天津何租界何街何番地 何 戶 昭何何年度 何 某	一、銀 何 程 昭和何年何期分何々 一、銀 拾 仙 督促手数料 右何年何月何日限天津居留民團へ納付スヘシ若シ其ノ期限ヲ過キ完納セラルトキハ直ニ財産差押ノ處分ヲ爲スヘシ	昭和何年何月何日 天津居留民團長 何 某 印

(95)

第二號様式
(甲)ノ(二) (中國人ノ分)

督	促	狀
第何號 天津何租界何街何番地 戶 姓名何 何 某 昭何何年度 何 某	一、洋 壹 角 督 催 費 一、洋 壹 角 督 催 費 右期限定於何年何月何日如數交付天津大日本租界局爲要 若過期不肯完納時將所有財產即爲施行扣押之處分	昭和何年何月何日 天津居留民團長 何 某 印

(96)

第二號様式
(乙)ノ(一) 延滞金ヲ徴收スル場合

督	促	狀
第何號 天津何租界何街何番地 何 戶 昭何何年度 何 某	一、銀 何 程 昭和何年何期分何々 何課金(又ハ何々) 一、銀 拾 仙 督促手数料 一、納期限ノ翌日ヨリ課金額百弗ニ付一日三仙ノ割合ニ依ル銀額何程 延滞金 右何年何月何日限天津居留民團へ納付スヘシ 指定期限迄ニ課金及督促手数料ヲ完納シタルトキハ延滞金ヲ徴收セス指定期限ヲ過キ完納セラルトキハ直ニ其ノ財産差押ノ處分ヲ爲スヘシ	昭和何年何月何日 天津居留民團長 何 某 印

第二號様式
(乙)ノ(二)(中國人ノ分)

第何號	天津何租界何街何番地	戶名	何某
昭和何年度		姓名	
督	昭何何年何期分何々		
備	一、洋 何 程 一、洋 壹 角 督 催 費 課金毎百元天利按三分收算銀額何程延利息 右開限定於昭和何年何月何日如數交納天津大日本租界局爲要 指定期限以内將課金及督催費完納時 免收延利息 若逾期不完納等時將所有財產即爲施行扣押之處分		
狀	昭何何年何月何日	天津居留民團長	何 某印

(98)

(97)

第三號様式(一)

送達シタル書名通數	
名宛人ノ住所居所及氏名	
受取人署名捺印	
送達年月日	
受取人ナキトキ又ハ受取人トキハ其ノ事由	
右之通り送達候也	
係印	

第三號様式(二)

送交公件名稱件數	
收公件人之住址及姓名	
收領人之署名蓋章	
送交年月日	
收領人不在時或收領人不同意由詳細閣於下欄	
右開公件如數送交無錯	
係印	

(100)

(99)

第四號様式

(用紙半紙西洋紙)

民團長	財務部長	課長	係	月日	期別	督催狀發付手數	督催狀發付手數	合計	發付指定期限	滯納者住所氏名

備考 一、滯納者多數ニシテ督催狀ノ發付同日ナルトキハ之ヲ合計シ何某外何名ト記載スルモ妨ケナシ
二、督催狀ノ發付ヲ取消シ督催手數料ノ徴收ヲ要セザルニ至リタルモノハ月日以下之ヲ添書シ其ノ事由ヲ住所氏名欄ニ簡明ニ記載スルモノトス
三、本簿ハ各係毎ニ別冊ニ調製シ各日毎ニ口座ヲ設クルモノトス
四、月計ヲ附シ更ニ年度末計ヲ附シ連年使用スルコトヲ得

第五號様式

昭和年度		期分	
種別	金額	納期限	年月日
何課金		督促狀付	月日
督手數料		指定期日	月日
延帶金	自年月日 至年月日	公告知書	月日
		告督促狀	月日
		徵收簿	第號
	年月日	摘要	納入
	處分額未及扱者印		街番地

一、摘要欄ニハ業名、電話番號、其ノ他整理上参考トナルヘキ事項ヲ記入スルモノトス
 二、調製ノトキ課長ノ認印ヲ要ス

(102)

第六號様式

昭和年度		期分	
種別	金額	納期限	年月日
何課金		督促狀付	月日
督手數料		指定期日	月日
延帶金	自年月日 至年月日	公告知書	月日
		告督促狀	月日
		徵收簿	第號
	年月日	摘要	納入
	處分額未及扱者印		街番地

備考
 一、本簿ハ各帳毎ニ之ヲ別冊トスルコトヲ得
 二、毎月月計及累計ヲ附スルモノトス

(104)

第一條 居留民團ノ課金、使用料、手数料、加入金等ヲ納期ニ完納セサル者アルトキハ督促ヲ爲シ督促手數料一通ニ付銀貳拾圓ヲ徵收ス

第二條 民團長ハ納期經過後二十日以内ニ納付期限ヲ指定シタル督促狀ヲ發スヘシ

第三條 督促狀ニ指定スル納付期限ハ督促狀發付ノ日ヨリ七日以内トス

第四條 督促狀ニ受領シ又ハ其ノ住所及居所不明ナルトキ若クハ民團所管地域外ニ在リテ送達不能ノ場合ハ公示送達ノ方法ニ依ルヘシ

第五條 督促狀ニ於テハ納入額百圓ニ付一日三圓ノ割合ヲ以テ納期限ノ翌日ヨリ完納又ハ財産差押ノ日ノ前日迄ノ日數ニ依リ計算シタル延滞金ヲ徵收スヘシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合又ハ延滞金ニ付民團長ニ於テ酌量スヘキ情狀アリト認ムルトキハ此ノ限ニ非ラス

一、納入告知書一通ノ課金或拾圓未滿ナルトキ

二、納期ノ繰上ケ徵收ヲ爲ストキ

三、納稅者ノ住所及居所カ民團所管地域内ニ在ラサル爲又ハ其ノ住所、居所共ニ不明ナル爲公示送達ノ方法ニ依リ納付ノ告知又ハ督促ヲ爲シタルトキ

第六條 督促手數料及延滞金ハ督促狀ニ記載シ告知書ハ別ニ之ヲ發セス滞納金ト同時ニ徵收ス

第七條 督促狀ニ指定シタル期限内ニ滞納金督促手數料及延滞金ヲ完納セサルトキハ居留民團

(103)

(一〇) 故田代將軍記念事業費特別會計 (昭和十二年十一月民會決議)

第一條 前支那駐屯軍司令官故田代一郎閣下遺族ヨリ忠靈塔基金トシテ贈ラレタル寄附金五百圓ヲ基金トシテ天津關係事業殘廢將士忠靈塔建設事業ヲ行フタメ積立金ヲ設ケ之ヲ特別會計トス

第二條 前條建設事業ノ方法積立金ノ繰入支出等ハ之ヲ民團長ニ一任ス

但シ民團長ハ右決定ニツキテハ審査委員行ヲ設クルコトヲ得

附則ニ左ノ一項ヲ加フ

本條例ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(一一) 雜種課金條例中改正 (昭和十二年十一月民會決議)

雜種課金條例中左ノ通り改正シ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一條 本文ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

「帝國臣民又ハ帝國法人ニシテ本民團ノ地區ニ於テ左ノ營業又ハ業務ヲ營ム者亦同シ但シ外國ノ政府又ハ公共團體若ハ之ニ準スヘキモノニ同種ノ課金ヲ納付スル者ハ此限リニアラス」

(一二) 公課金督促條例改正 (昭和十二年十一月民會決議)

現行公課金督促條例ヲ廢止シ左ノ通り改正ス

(105)	(108)
<p>法施行規則第八十八條ニ依リ處分ス 附則トシテ左ノ二項ヲ加フ 本條例ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 明治四十二年三月三十一日發布ノ公課金督促條例ハ之ヲ廢止ス (昭和十二年十一月民會決議) 全昭十二年十二月一日發布</p> <p>(二) 天津居留民團長助役條例 中改正</p> <p>天津居留民團長助役條例中左ノ如ク改ム 一、第四條ヲ左ノ如ク改ム 第四條 助役ノ年俸ハ六千弗以上八千弗以下トシ民團長之ヲ定ム 其ノ他給與ニ關スル規定ハ參事會之ヲ定ム 一、附則ニ左ノ一項ヲ加フ 本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス</p> <p>四、特別委員漏託</p> <p>昭和十二年中漏託せる委員左の如し</p> <p>(一) 課金調査委員</p> <p>昭和十二年一月十二日依囑</p>	<p>委員長 赤山今朝治 副委員長 佐藤政作 池田善吉 張世萬 金山作次郎 鍛冶部一郎 吉田芳太郎 胡田重次郎 中司清 古田治四郎 佐々木長次郎 佐々木山太郎 菊地新一 鹿田多三郎 清水一太郎</p> <p>(二) 法規調査委員</p> <p>昭和十一年十二月依囑</p> <p>村上成幸</p>

(107)	(108)
<p>今井長太郎 原田万造 濱村良平 勝田重直 神崎登 中村三雄 植前香 山田九藏 小林陽之助 三角武雄 杉坂富之助</p> <p>法規調査委員會</p> <p>昭和十二年中に於ける法規調査委員會審議事項左の如し 十二月十六日</p> <p>一、法規調査委員會規則中改正ノ件</p> <p>五、各種特別委員會</p>	<p>イ、不動産收用審査委員會 民團長及赤山今朝治、鍛冶部一郎、胡田重次郎、長野勤、野崎誠造、原田万造、植前香、を 委員とする首題の委員會を數回に亘り開會官局街道路地一橋街間擴張に伴ふ土地、建物の 收用或は買収審査並に吏員宿舍建設用土地買収に關する件等に付研究審査ありたり</p> <p>ロ、街路幅員擴張特別審査委員會 七月一日、十一月十三日の二回に亘り租界内街路幅員擴張計劃に關し民團長及原田万造、早 瀬精一、富成二、大内專、小澤昇、中村三雄、植前香、古田治四郎、込山二太郎、赤山今 朝治、佐々木清一、森川照太を委員とし首題の委員會を組織し審査ありたり</p> <p>六、民會</p> <p>(一) 第四十次居留民會臨時會 昭和十二年三月十一日於公會堂第四十次居留民會臨時會開會議案並に結果左の如し</p> <p>議事日程</p> <p>第一、天津居留民團有給會計主任規程案 可決 第二、天津居留民團有給會計主任決定ノ件 可決</p> <p>(二) 第三十次居留民會通常會 昭和十二年三月二十八日より全三十日迄三日間に亘り於公會堂第三十次居留民會通常會開會議案</p>

七、豫備費支出ノ件

本年中に於ける豫備費支出の件總領事の認可を得て左の通り各款に補充したり
申請月日 認可月日 豫算別 補充金額

六月四日	六月廿一日	昭和十一年度 居留民團歳出豫算	經常部 水道費	一、八〇〇〇〇
〃	〃	〃	第六款 給水工事費	一〇、八〇〇〇〇
〃	〃	〃	第七款 衛生費	二、〇〇〇〇〇
〃	〃	〃	第九款 衛生費	三、三〇〇〇〇
〃	〃	〃	第十款 救助費	一、〇〇〇〇〇
〃	〃	〃	第十一款 課金徴收費	一、七〇〇〇〇
〃	〃	〃	第十二款 雜支出	二、三〇〇〇〇
〃	〃	〃	臨時部 衛生費	一、五〇〇〇〇
〃	〃	〃	第六款 敷地買取費	四、〇〇〇〇〇
〃	〃	〃	第十二款 敷地買取費	四、〇〇〇〇〇
合	計	全		二、三、九〇〇〇〇

八、土地買收の件

第四十一次臨時民會の協賛を経て民團職員宿舍用地として三島街四番地及伏見街二七番地所在土地約五二〇坪を買収せり

九、埠頭利用暫定的諒解事項繼續の件

從來國際運輸株式會社天津支店と日界埠頭利用に付暫定的諒解事項の證書を交換し居りし處十一月二十六日其の更改期に際し協議の結果時局に鑑み向ふ六ヶ月間現行通り繼續することとし此旨覺書を交換せり

一〇、領事裁判上訴審管轄轉移に關する件

一、昭和十二年七月十六日及昭和十二年十二月十六日在天津日本總領事館を経て外務大臣廣田弘毅宛北支に於ける帝國領事裁判の上訴審か總て長崎裁判所の管轄たることは關東法院の管轄たるに比し時間費用手續等諸種の點に付不便宜ならざるを以て關東法院に移管方の請願書を民團長及商工會頭等提出し尙司法大臣及對滿事務局總裁へも本件發庭方を依頼せり

二、昭和十二年十二月二十八日關東高等法院檢察官長下田勝久宛前項同様の請願書を提出せり

一一、民團收支を金建に変更する件

從來本民團の收支は銀幣を以て基準とせるも最近邦貨の流通を見るに至りたるに依り適當の時期に於て邦貨を以て基準とすべきが妥當と認め第四十二次臨時民會に於て左記の通り協賛を経たり

- 一、本民團の收支は邦貨を以て基準とす
- 二、前項實施の期日は民團長之を定む
- 三、前項實施に際しては本民團各條例中銀幣とあるは金銀に改む

一二、邦人教育費補助の件

最近邦人々口激増に伴ひ共益會の經費増大し教育費の負擔困難となりたる爲め同會に對し毎年民會に於て定めたる額を邦人教育補助金として支出方第三十次通常民會にて決議せり

一三、元民團書記岩永道清、香川滿業務債領金
損害賠償に關する件

一、昭和十二年六月在天津日本帝國總領事館領事村上成幸宛、原告天津居留民團代表者白井忠三訴訟代理人大本幹一、被告岩永道清に對し民團收入金銀七萬二千四百五十八兩を繼續債領せる損害賠償請求の私訴狀を提出したる處同年同月十八日被告は原告に對し前記金額を支拂ふべし訴訟費用は被告の負擔とすとの判決ありたり

二、前項事件に付元民團書記津野勝氏が負補填すべく損害賠償額の内へ銀參萬元を昭和二十二年十二月三十一日迄に賠償の爲昭和二十二年一月十一日それが擔保として民團に對し同人所有の日本租界芙蓉街番地所在家屋全部の上に抵當權を設定し債務の引受けを爲すに至りたる

(116)

一四、民團機構改革

一、昭和十二年六月在天津日本帝國總領事館領事村上成幸宛原告天津居留民團代表者白井忠三訴訟代理人大本幹一、被告香川滿に對し民團收入金銀三千七百二十二兩を繼續債領せる損害賠償請求の私訴狀を提出したる處同年七月十二日被告は原告に對し銀二千九百六十一兩二十兩を支拂ふべし訴訟費用は被告の負擔とすとの判決ありたり(判決額に相違あるは事件發覺後原告に對し食料品代金及銀五百元を辨償したる殘額なるに依る)

一五、郵便電報取扱方の件

六月三十日民團從來の機構を改革して五部十七課を設け之に伴ふ人事の異動を行ひたり

一六、民團設立三十週年記念に關する件

七月一日嘗て大連中央電報局長へ昭和七年以來月地發着郵送電報料豫納取扱方依頼中の處天津共益會に於て取扱ふこととなりたるに付同會に移讓し豫納供託金還付方を通報し其の手續を了す

一七、聖旨傳達式の件

(115)

一八、民團設立三十週年記念に關する件

本年九月一日は本民團設立三十週年に該當するを以つて之が記念祝典を舉行豫定の處時局に鑑み無期延期すること、なり告知せり

十月二十六日於總領事館に於て民團長、正副議長、參事會員參列當民團に對する聖旨傳達式を舉行四手非待從武官より聖旨を傳達せられ金貳千圓を下賜せらる

一八、民團長事務代行

昭和十二年四月十八日より全月二十四日迄及六月十六日より全月二十八日迄十一月十日より全月十五日迄民團長出張のため臨時民團長代理として上野壽選任せられ事務を代行せり

一九、會計主任着任ノ件

第四十次臨時民會に於て決定任命せし會計主任小瀬慶、三月二十五日着任前任者より事務引續を了せり

二〇、助役着任ノ件

十一月二十九日臨時民會に於て決定せられたる助役前田鐵雄十二月十七日着任せり

二一、庶務雜件

(一) 民團舉行諸會

イ、式典

一、招魂祭

駐屯軍、領事館、民團合同主催の下に四月二十七日塘子河新運動場に於て舉行

一、管外土木材料置場地鎮祭
六月十九日午後四時全新築地に於て舉行

一、民團事務所増築工事地鎮祭
六月十九日午後五時全地に於て舉行

一、消防隊舎上棟式
六月十九日午後五時半全新築地に於て舉行

一、消防隊舎竣工式
十二月九日正午新築隊舎に於て舉行

一、岡崎部隊其他戦死者慰靈祭
十二月二十一日午後三時海光寺菩提に於て岡崎部隊及民團主催の下に舉行

一、其他諸會

一、佐藤亞細亞第二課長歡迎會
一月十二日午後六時半神戸館に於て共益會及民團主催の下に舉行

一、白井民團長就任披露宴
一月十六日午後六時半公會堂に於て舉行し、在津記者團に一月二十一日午後六時日本俱樂部に於て舉行す

一、丸茂大連市長歡迎會

(118)

(117)

一月二十九日正午日本俱樂部に於て共益會民團主催の下に舉行

一、前田旅團要港部司令官歡迎會

二月四日午後八時敷島に於て共益會及民團主催の下に舉行

一、陸軍記念日祝賀會

陸軍記念日は單に軍部のみの記念日に非ず邦人舉つて祝賀すべきものなりとの説識者間に台頭せしを以つて駐屯軍、領事館、共益會、郷軍分會等と協議せし結果駐屯軍提示の案に基き三月十日左の通り舉行す

1、午前六時半サイレン吹鳴す(民團)

2、午前七時郷分會員を海光寺に召集陸軍墓地並天津神社に参拜

3、正午公會堂に於て野宴(駐屯軍)

4、學校生徒児童遊行列行進

5、午後五時日露戦死者慰靈祭(日露戦友會)

6、午後七時公會堂に於て記念講演會(郷軍分會)

7、終日花火を打揚ぐ(駐屯軍)

8、記念日軍歌の普及(講演會各學校にて指導合唱)

9、映畫(映畫館並講演會場上映)

10、記念日記の事掲載(兩新聞及雜誌)

一、下村第三艦隊司令官歡迎會

三月二十一日正午日本俱樂部に於て舉行(共益會、民團)

一、天長節奉祝會

軍官民合同奉祝會終日盛大に舉行されたり

一、小野寺主計中將歡迎會

五月二十一日午後七時半神戸館に於て舉行(共益會、民團)

一、海軍記念日祝賀會

駐屯軍、海軍武官、領事館、共益會、郷軍分會等と協議の結果陸海軍記念日祝賀會を組織することとなり幹部を左の通り決定し五月二十七日午後零時半大和公園に於て祝賀式舉行尙夜間は公會堂に於て記念講演と映畫の夕を催し當時を追想せしめ餘興として晝間公會堂に於て童謡、手踊、華人曲藝等を公開供覽し公園内一圓イルミネーションにて裝飾し園内に授産所を設置し眞實賑費をなす各町内會は隨意裝飾せしめ興を添へたり

陸海軍記念日祝賀會幹部

一、會長 民團 長

一、副會長 郷軍分會 長

一、顧問 共益會理事 長

一、顧問 總領事 長

一、顧問 參謀 長

一、顧問 海軍武官

(120)

(119)

(122)

益會及民團

一、一月六日海軍大學生來津に付慰問品(天津案内)贈呈
 一、一月二十七日より二月五日に至る間在支部隊所在地に東渡波を出張せしめ軍談及漫談開演慰問に供せり
 一、二月二十八日駐屯軍交代隨遣兵士に對し記念品(紙紗二枚箱)贈呈(共益會及民團)
 一、三月三十日第十四編隊來津に付慰問品(紅錫包五十本罐入)贈呈(共益會及民團)
 一、五月六、七、八の三日間關西相模天龍一行興業中駐屯軍將兵を三回に分ち招待(共益會及民團)
 一、六月二十日及七月十一日天津體育會野球部、平津米國軍野球團仕合に際し特別席を設け在津部隊將兵一同を招待(共益會及民團)
 一、七月十六日より全月十九日に至る間原田、佐々木兩參事會員は吏員二名滬同民團を代表し慰問品携行役台附近第一線部隊慰問をなせり
 一、九月五日天津警備隊長小笠原少佐轉任に付記念品(銀製花瓶)贈呈
 一、十一月二十一日支那駐屯第二聯隊長貴嶋大佐轉任に付記念品(銀製花瓶)贈呈
 一、十二月十三日池上憲兵少佐轉任に付記念品(銀製花瓶)贈呈
 (三) 入退營者事項
 1、三月二日午後一時天津神社に於て本年度現地除隊兵奉告祭舉行し餞別品を贈呈す
 2、十一月十五日午後四時天津神社に於て本年度入營者奉告祭舉行

(121)

一、會計主任 民團會計主任
 一、庶務 民團庶務主任
 一、保定、滄州陷落祝賀に關する町内幹事會
 九月二十日午後二時會議室に於て協議す
 一、保定、滄州陷落祝賀會
 九月二十六日午後二時大和公園に於て共益會、鄉軍分會、民團合同主催の下に舉行し終つて旗行列進をなせり
 一、在津記者團招宴
 十一月三日午後七時神戸部に於て開催(共益會民團)
 一、南京陷落祝賀に關する町内幹事會
 十二月十一日午後五時會議室に於て舉行
 一、南京陷落祝賀會
 十二月十四日午後一時商業學校々庭に於て共益會、鄉軍分會、民團合同主催の下に舉行し終つて旗行列進をなせり
 一、前田助後就任披露宴
 十二月二十五日午後六時東興樓に於て舉行
 (二) 帝國陸海軍慰問並記念品贈呈の件
 一、一月六、七兩日午前、午後四回に亘り皇宮電影院に於て映畫上映東機局部隊將兵招待(共

(124)

一、十二月十四日(南京陷落日)北京に中華民國臨時政府を開設せらる
 二、支那事變に關する民團の行動概要
 七月七日夜半蘆溝橋に於ける我軍に對する不法射擊事件以來支那軍警の態度は日を追ふて悪化し遂に戰時狀態となりたる爲め民團にありても戰時體制の下に異常なる緊張をなし全員無言の裡に各々部門を別ちて其の任務達成の爲め民團長初め吏員八十餘名は不眠不休の努力をなし入津部隊の迎援宿營準備應急食糧給與等前線部隊の慰問に或は邦人郵便物配送、食糧購入配給、慰問金品受付等各方面に亘りて全機能を挙げ萬全を期すべく共益會、鄉軍、國防婦人會、愛國婦人會其他の婦人團體、宗教團體町内會、青年學校、女學校、等の生徒の援助を得て活躍を續けたり其の業務の大要を別列すれば左の如し
 一、迎 接 係
 イ、東 站 出 張 所
 七月十二日到着の通報あるや民團よりも所要人員を派し各宿營他への案内、湯茶の給與設備標葉、キヤラメル等を慰問に供し又は物資購入先の紹介、其他種々用務を辨する等の要務に當り殊に二十九日支那軍夜襲に際しては同様に在りたる民團吏員は守備兵と共に士氣を作り彈藥運び及防備を固め殊に攻撃最も急なる午前四時半情況傳令の爲め安田屈員は決死の覺悟を以て彈丸飛來の中を果敢にも日本租界内と連絡の使命を達成したり斯くして空軍の爆撃によりて敵を掃蕩したるも佛國租界の交通遮斷、敗殘兵の狙撃等ありて危険多き爲め一時東站

(123)

3、昭和十二年度入營者左記二十七名に對し民團、共益會より軍帽一個、軍服一着宛贈呈す
 中村安雄 見玉昇次 杉浦敬三 河端素六
 河井隆郎 川上四郎 島田慶明 大川徳男
 宇土辰治 清水葛吉 平山末男 谷木米五郎
 竹本益重 高橋五三 鈴木均 林田隆四郎
 小俣積生 大野新英 小林忠雄 福島巳之進
 山口八朗 中村喬一 橋本義數 及川徳義
 青木國夫 澤田都夫 熊田俊夫
 (四) 諸 件
 一、二月一日民團報吹鳴機を濱路街商業學校樓上に増設す
 一、四月十三日白井民團長小淵會計主任集金制による徴税に關する件、社會事業の内容、常置特別委員會制度の内容等を調査の爲め大連市へ出張
 一、六月十六日白井民團長上海方面へ自治調査の爲出張
 一、民團事務所を増築中(自七月六日)間公會堂に移轉執務す
 一、七月八日事變勃發と共に當分の内務日夜間勤務を續行し休日をして執務することとす
 一、八月一日より天津市治安維持會を河北中山公園社會局舊址へ開設し高淺壽氏委員長となり王竹林外十人委員として職務執行する旨通牒あり

(125)

出張所を休止し八月三日より再開したり、如上の爲め電話不通連絡不能の不便を痛感したるに拘はらず其の任務遂成に活動を爲したり

一、租界警備其他

時局に伴ふ租界警備に關し軍部、總領事館、警察署、郵軍分會、共益會、民團各代表者集會の下に七月十三日以降十數回に亘り租界警備連絡委員會を開催し防空上の非常電鈴設備、租界外居住避難邦人の處置其他警備諸般に付協議し警備上遺憾なからしめたり、右に伴ひ左の如く處置せり

- 1、義勇隊を召集し軍司令官の部下に入らしめ租界警備に協力せしむ
- 2、町内會代表者を數回に亘り招致し空襲時の心得並處置、緊急時自警團組織の件、租界外居住邦人避難者收容の件等に付指示或は協議せり
- 3、租界遠隔地工場、會社等代表者を招致し緊急時に處する自衛並に避難等に件に付協議せり

ロ、慰問 係

事變勃發と共に豐台部隊及通州方面にある部隊等に慰問使を七月十七日及十九日の兩日皇軍前線部隊に派し二十九日通州に於ける邦人、叛亂保安隊の殘廢に遭ひたる際は之れが救済及義捐の爲義捐金品を募り八月九日同地に赴き避難者を慰問したり

此他、軍恤兵金、軍慰問金其他難人窮民救済金交付等の事務を爲し多大の感謝を受けたり

七月二十三日及二十五日張家口保安隊叛亂により居住民避難者約百名來津に付妙法寺へ收容

(126)

し又は内地歸還等の幹旋を爲す

爾來戰病者收容の第一、第四兵站病院及野戰豫備病院、駐屯軍病院等に數度に亘りて蓄音機及レコード其他を寄贈し、且慰問興行團一行の來津せるを機に即次慰問を爲さしめたり其他軍の依頼により數萬の慰問袋を町内會國防婦人會、各學校の團體にて調製方幹旋せり病細部を列記せば左の通り

- 1、通州避難邦人慰問の部
 - 一、八月八日民團遊邊使は第一回慰問使として居留民寄贈の衣類七九四點を携行十日現地に到着親しく避難者を慰問し慰問品を贈呈
 - 一、八月十七日民團的場、龍亭兩吏員は第二回慰問使として義捐金品を携行十九日現地に到着
- 2、避難者及全地警備隊當島部隊を慰問左の金品を贈呈
 - 現金銀四千貳百貳拾 金九百圓也
 - 衣類外 壹千貳百八拾點
- 3、急用必需品 拾種類
 - 一、八月二十一日通州避難邦人負傷者うち天津各病院に入院治療中の安田正子外七名に對し見舞金壹封及着衣類數點を贈呈せり
 - 一、九月十六日入院治療中の安田正子外七名に見舞金壹封宛を贈呈せり
 - 一、九月二十三日共立醫院に入院治療中の鮮人趙承日死せし爲死體處置及葬儀を行ひ遺族に弔意金壹封を贈呈せり

(127)

一、九月三十日共立醫院患者鮮人徐石岳負傷快癒歸郷に際し旅費の一部として金壹封を贈呈せり

ロ、華人窮民救済の部

天津水曜會有志を始め幾多の同情者より贈金されたる華人窮民救済義捐金銀七千六百弗也及金四百圓也を九月六日白井民團長より天津治安維持會高凌霨委員長に手交し高委員長は華人を代表し民衆に對する厚情に酬ひんと誓ひ友邦提携の實を擧げたり

ハ、皇軍慰問の部

- 一、七月十七日原田、佐々木兩參事會員及瀧澤秋本兩吏員は慰問品を携行豐台駐屯軍司令部を訪ね慰問品を贈呈
- 一、七月十九日早瀬、小澤兩參事會員及瀧澤秋本兩吏員は慰問品を携行通州駐屯軍司令部を訪ね慰問品を贈呈
- 一、八月五日天津兵站司令部に慰問袋を贈呈
- 一、八月十八日支那駐屯軍病院へ傷病將士慰問の爲晒木綿外慰問品を贈呈
- 一、八月十九日通州駐屯軍司令部兵部隊に通州避難者慰問使の携行せる煙草壹箱を贈呈
- 一、八月二十八日事變以來市街警備の重任にある天津警備隊及兵站司令部將士の勞苦を稿ふ爲しチョコレート其他慰問品を贈呈
- 一、九月六日前線出動途上にある難登部隊外六部隊の屯營を慰問し煙草及糧を贈呈
- 一、九月二十二日奥國人ジョン、ウイルナー寄贈の大型蓄音機貳台及レコードを軍病院及第一兵站病院に豐台宛贈呈

(128)

一、十月三日大倉洋行寄贈の雜誌一千冊を第一兵站病院へ寄贈

一、十月十八日一般寄贈の古雜誌を軍病院外兵站病院三ヶ所贈呈

一、十月二十一日蓄音機ポーター貳台及レコードを第四兵站病院へ贈呈

一、十一月二日菊花六百鉢を軍病院外兵站病院三ヶ所へ贈呈

一、十一月二十二日福昌公司社員寄贈の種五種を第一兵站外二病院へ贈呈

一、十一月二十三日奥國人ジョン、ウイルナー寄贈の大型コロントゲーム四台を軍病院外兵站病院三ヶ所に贈呈

一、十一月二十四、二十五、二十六、三日間演藝團ニコラ會一行を招聘し兵站病院三ヶ所を巡回慰問せり

一、十一月二十六日蓄音機ポーター一台及レコードを野戰豫備病院に贈呈

一、十二月六日一般寄贈の古雜誌八百五拾冊を軍病院外兵站病院三ヶ所へ贈呈

一、十二月十日奥國人ジョン、ウイルナー寄贈の大型自働ピアノ壹台を軍司令部を通じ陸軍備行社に贈呈

一、十二月三十日蓄音機ポーター四台及レコードを軍病院及兵站病院三ヶ所へ贈呈

天津居留民團救皇軍慰問金 (昭和十二年十二月三十一日現在)

陸軍軍恤兵金 (支那駐屯軍司令部へ獻納)

(120)

金	八、八六八、五三
銀	七、三二一、九〇
(岩井部隊へ献納)	
銀	二〇、〇〇〇
△傷病將士慰問金 (支那駐屯軍病院へ献納)	
金	六〇二、〇〇
銀	六五、〇〇
△皇軍慰問民團寄託金	
一、北支出動皇軍慰問資金	
金	三、六九三、〇五
銀	五、九九五、〇四
一、傷病將士慰問資金	
金	一、三五二、六六
銀	二、六七五、一〇

(130)

△海軍將士慰問資金 (天津駐在軍武官室へ献納)	
金	二五〇、〇〇
銀	七七〇、〇〇
△陸海軍慰問金取扱總計	
金	一四、七六六、二四
銀	一六、七四七、〇四
ハ、給 興 係	
部隊食給興に付各部隊關係者より斡旋方の依頼により各料理店及食堂に其の炊事を依託しありたるも租界外よりの避難者かそれら供給者の案屋に宿泊せしめ炊爨不可能となり遂に兵站部の命により民團に於て之れを受持ち一方國防婦人會又は女學生其他町内特志婦人其他有志の援助を得て不眠不休の努力を續け是れ等に從事せる人々も物資欠乏の折柄として糧飯と梅干の簡易なる食事を取りて事變の渦心にあるを認識し窮乏に絶へつ、遂次其の任務の履行に努力したり	
一、工 務 係	
部隊到着と共に宿營地の準備、馬繋場の設置、配水工事等租界内及總站、東站、飛行場等に全能力を擧げて之れが設備を實施し尙防衛材料、陣地構築材料等の購入紹介等の斡旋を爲し	

(131)

其他工務關係の要務を擔任し適時應急の處置を爲しつ、ありたるも雨期に入りて天津近郊の雨水増大、甚だしく爲めに飛行場の排水白河上流各地の防水工事、架橋工事及敵軍の堤防破壊により天津近郊の浸水膨大せる爲め之れが應急防備又は堤防修築工事等天津市浸水防禦の爲め遂次工事の施行を繼續し今尙結氷時に於ける處道に付最善の防備工事を実施しつ、ありて此の間工事實施の現場視察及水量實測、防水計劃等の爲め軍當局、海河工程局、と共に暑寒の間を數次に亘りて出張調査の任に當りて此の災禍を免る、を得る如く努力しあり

一、配 給 係

租界内に於ける主食物欠乏を告ぐるに至る爲め民團は大連より米、味噌、醬油を購入し之を實費販賣すべく之れが對策として關係方面を通じて手配し第一回を八月五日に第二回を全十一日第三回を八月十八日に配給し本供給に當りては町内會等を通じて又は個人の申込をも受けて配給し華人方面には小麦粉を大連方面より購入食糧飢饉の虞れより免からしめ且野菜魚肉搬入供給につき種々施設を爲し爾來其他の主食物に付ては各關係官廳と共に物資對策委員會の下に引續き努力し來り現今に至るも物資の移入及價格の調節等に留意し物價の昂騰を防禦すべく不斷の制調を繼續しつ、あり

一、用 度 係

事變勃發と共に多數の部隊其他の公人等來津に伴ひ諸物資の需用増大し爲めに租界内に於ける家具什器其他の供給至難を告ぐるに至りて之れが調停及依託の爲め天津各界に及びて東奔西走するの已むなきに至りたるも用度班員の活躍に待つこと頗る大なるものありて遂に調停の

(132)

順調を得るに至りたり

一、衛 生 係

事變直後夏季疫病最も懸念の際なるを以て之れが防疫施設に一般の考慮を拂ふべき折柄本夏季は例年に無き降雨量多にして河川の増水と共に濕氣充満し季候不順にして夏初期の傳染病發生の虞れ多く殊に兵員の増大すると共に折しもコレラ、チフス等の發生を見るに至りたるを以て總領事館、警察署、軍當局とも共力して防疫委員會を組織して租界内外各所に検査所を設置し専ら其の擴大を防禦すべく多數の係員をして献身的に之れが防疫に努力せしめ遂に此の危険界を脱するを得たるは特記すべきものなり

一、郵 便 係

七月廿九日事件後支那側郵便局は全然事務の取扱を抛棄するに至り、爲めに邦人向郵便物の收配を停止するの已むなきに至りたるを以て軍當局は臨時野戰郵便局を旭街郵便局跡に開設し通信自由の便を圖るに至れり、然れ共同所は收配不能の爲め配達事務は民團の取扱ふ所となり商業學校生徒、町内會委員の加助を得て之れが處理に任じ更に租界内二十ヶ所に郵便所を設け郵便切手、葉書の賣捌を爲し爾來十一月二十五日に至り軍用郵便所へ引續を了する間其の任務の履行に努力し邦人間に多大の便益を圖るを得たり

一、保 淨 係

七月二十九日事件勃發と共に華人の日本租界交通遮斷、從業苦力の逃亡等の爲保淨作業停頓せるのみならず、使用貨物自動車各機關より徴發せられ運搬能力を減したると共に本夏期

は長期に亘りて降雨夥しく塵芥汚物の腐敗早く之が除却に快速を要するを以て其の係員の努力は層一層の奮勵を要したる而已ならず此他搬水車を利用して各所遠隔にして水利の悪しき地區への飲料水配給及各部隊の汚物の除去等臨時の作業にも従事して之が圓滑迅速なる任務を達成するを得たり

一、庶務及調査係

前記各班管掌以外の諸般業務施行並に團務實施に伴ふ諸會議、協議會の開催、之れに伴ふ分擔割當記録案及各部隊に居留民其の他よりする對外交渉、各種物資の調査、宿營地の斡旋調査、本調査は租界内容屋敷底の折柄大部隊の收容を要する爲め前記兵隊の活躍に適合する如く多大の努力を繼續して之が任務を全ふるを得たるものなり

此他各部隊の前進に伴ふて日滿雙方より皇軍慰問團及商工視察團等多數團體の來津に伴ひ之れが迎接及文書の往復各部隊との連絡、戰病死者の遺骨凱旋見送連絡、居留民増加に伴ふ人口調査其他の諸調査業務を繼續しつゝあり

一、社 會 係

職業紹介所を民團内に設置して事變勃發後に於ける求職、求人増加に備へたるに急激に増大したる諸般事業に伴ふ公署及地方要求に對應することを待たるのみならず現今尙ほ事變の餘波を受けて相當の人員を斡旋しつゝ、ありて社會事業の一部として其の効果を擧ぐるに至りたり

(134)

附 記

以上記述したる諸行事は今次事變勃發當時に於ける團員其他の任務を中心として其の概要を掲記したるものにして爾餘細部に互る記事は之れを省略したるものなるも爾來天津在住の邦人のみの人口にありても事變前のそれと比し約倍數に垂んとする現今にありては民團平時業務にありても事變の餘波を受けること大にして其の増加率は昔日の比にあらず従つて團員全部に亘りて一層の緊張味を以てするに非ざれば之れが任務の遂行を期し難き状態にあり殊に本年民團機構の改革以來之れに伴ふ團員の増加を得たるも折柄事變後邦人人口増加及其の居住地域が天津各租界内に擴大せられつゝ、あるの今日之れを全面的に或は渡航制限解除時等諸般の考察を爲すに至らば更に又一段の機構増加を伴ふものと推察する、を以て従つて本事變事務報告は獨り之れを事變當時の一現象としてのみ觀るに止まらず他の諸般事務報告と相俟つて大局の考察資料の一端として参照せらるべきものと云ふべきなり

二、事變に因る物資對策に關する件

日支事變勃發後軍事輸送輻輳し天津の食糧品其他物資は極端に缺乏し物價は高騰し緊急之が對策を構ぜざる可らざるの状態となりたれば總領事の招集に依り軍部、總領事館、民團共益會其他主なる商社代表より成る物資對策委員會、八月一日以降十月廿七日迄五回に亘り開催せられ主要食糧品其他物資の購入、輸送、配給等の件に付き協議せり。然して居留民食糧品に關しては民團は物資對策委員會の決議に基づき之が配給實施を委ねられたり。食糧品の大部分に付きては滿鐵會社商工課の斡旋に依り國際運輸會社に依託せり配給方法につきて

(133)

(136)

品名	仕入金額	拾貳萬貳拾四圓九拾錢也
鹽 鮭	100	500
食 鹽	100	500
メリケ	100	500
シ 粉	100	500
砂 糖	100	500
ザラメ	100	500
別食物	100	500
梅 干	100	500
仕入金額金拾貳萬貳拾四圓九拾錢也		
食糧品拾二月末日現在在庫品		
白 米	六、九四三俵	
味 噌	八八俵	
醬 油	四〇俵	
醬 油	四四五俵	
九 升 入		

(135)

品目	一回	二回	三回	四回	五回	六回	七回	八回	計	仕入金額
白 米	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	8,000	1,310,000
味 噌	100	100	100	100	100	100	100	100	800	120,000
醬 油	100	100	100	100	100	100	100	100	800	120,000
淨 庵	100	100	100	100	100	100	100	100	800	120,000
相 良 洋 行										
島 喜 洋 行										
瑞 喜 洋 行										
大 連 醬 油 公 司										
永 田 洋 行										
五 福 號										

は初期に於ては民團直營の下に各町内會を通じ實費を以てて販賣し拾月廿一日以降は左記小賣商人をして公定價格を以てて販賣せしめたり

向日本租界内居住支那人に對しては民團直營の下に小麥粉の實費販賣をなせり右食糧品輸入に就ては軍部の特別なる厚意に依り總て免稅の取扱を受けたり民團取扱食糧品に關する、仕入數量金額、手持品、賣揚額左の如し

(142)

(141)

曾我部貞雄	西村義司	上月義雄	中川勇雄	池田榮次郎	緒方喜助	川端末次郎	片山善郎	曾根藤一郎	清家雪雄	上杉雄三	玉置勝三	友田知修	乃村榮吉	中村好則	石田好則	森屋照正
岩本利治	高木彰三	山本新三	松永泰三	井上源治	藤見楠治	岡本繁隆	兒本至冬	松尾八十一	新宮克己	中澤義光	堀井梅石	吉田繁雄	佐藤繁雄	時乘正二	幸加木榮二	西鶴正二
本田多喜雄	坂田金次	千代作一郎	保阪正二	岡本保孝	二宮保孝	八木保孝	道野勝次	吉田新吉	金秋桃太郎	安田廣三郎	野田保雄	松本俊雄	遠藤優三	門田孝三	中島喜三	
松原環	房安四郎	林光造	坂口大次郎	海野寅次郎	藤雄光茂	伊達正一	楠山清一	大前榮太郎	上田久良三	土井逸治	上杉健二	佐藤清信	見光清一	栗浪祥一	横倉治吉	久米秀雄

(144)

(143)

小松尾憲二	土井正元	木村周市	中山芳樹	島村秀一	相村茂一	岡下繁助	塚口繁門	井上癸丑夫	淺野京藏	藤村正雄	中條立雄	片山敬吾	財前登吾	大前吉次
吉波喜茂	八木秋雄	佐々木禮吉	藤下禮吉	竹下禮吉	得能次郎	高瀬義雄	峰松一郎	本州五郎	原常造	大日向太	三向基次	田北武三	杉浦敬三	上出正七
田代友治	島田喜一	大沼三郎	山田三郎	古川一吉	佐野良吉	小田寛一	松尾直一	鶴田永敏	德永敏次	白井大勝	岡本吉市	筒井重信	高橋重信	清水政夫
丸井康司	杉本長	尾木倫太郎	岩多武松	倉田五郎	川本定一	池田四男	渡邊四男	森田諒	峰晴人	清水道三	橋口福三	塚田隆義	住吉愛吉	國生正巳

特別班員退隊
北岡清次郎 持田政次郎

三、教育訓練
本隊員の教育訓練に就ては屢々駐屯軍と本隊間に於て打合研究中のところ警備特別訓練班を編成し平時訓練を實施し有事に際しては之を義勇隊基幹として所要警備班を編成することに一決し七月に至り第一回訓練を開始せんとせしに日支事變勃發のため實施不可能となれり本年申實施せし主なる行事左の如し

(145)

一月一日	新年拜賀式舉行	支那駐屯軍陸始觀兵式に参加
一月八日	侍從武官出迎	
二月十一日	紀元拜賀式舉行	
二月十五日	侍從武官見送	
三月一日	東機局及海光寺入營部隊出迎	
四月二十七日	東機局及海光寺歸還部隊見送	
四月二十九日	支那駐屯軍天長節觀兵式に参加	
五月二日	春季射擊會實施	
自七月十七日	日支事變租界防禦戰闘に参加す	
至八月十七日	明治節拜賀式舉行	
十一月三日	四、隊員の表	
1、表	1、表	
田村 俊次	古田 治四郎	白方 二三吉
渡邊 辰夫	大内 專	梶井 帝志
林田 數馬	早川 鏡	中垣 俊郎
		土屋 利兵衛
		鈴木 和雄
		中村 陣市

(146)

尾方 倉七 官 益 一

2、弔 意

本年申左記隊員諸氏逝去に際し弔詞を呈し靈前に供養して弔意を表せり

三月十日 豫 備 員 北 岡 清 次 郎

七月十八日 豫 備 員 持 田 政 次 郎

3、義勇隊葬

七月二十九日未明支那正規兵及工安局員の東站襲撃に際し戦死せし特別班員故白孝哲の葬儀は義勇隊葬として十一月五日午後四時朝鮮人會館に於て執行す

五、本隊の經費

昭和十二年度豫算は經常部銀貳千弍百弍拾弍圓に於て十二月末現在支出左の如し

支 出 額 銀四百四拾弍圓八拾七圓

残 額 銀壹千五百拾八圓八拾拾圓

支出額の寡少なるは義勇隊改編並日支事變勃發のため訓練を中止せしに因る但し日支事變に出動のため事變費として左の通り支出せり

銀壹千七拾弍圓

金參拾四圓六拾貳錢

六、本隊の被服及器具

本隊の被服及器具は漸次整備されつ、あれ共尙防禦用被服の新調及被服器具等新調更新を要

(147)

七、日支事變參加の概要

するものあり適當なる時機に整備するを要す

蘆溝橋に於ける支那軍の不法發砲事件發するや北支の時局愈々切迫せるの感を深からしむ駐屯軍に於ては極力現地解決に努力すると共に萬一に備へる爲め駐屯部隊の大部を全方面に出動せしめられたり依つて天津の警備は駐屯軍殘留の一小部隊と本隊とを以つて之に充當せらるゝの止むなきに至り七月十七日義勇隊一部の召集を要求せらる

本隊は直ちに警備特別訓練班員中長以下四十名を召集し警備班甲第一小隊を編成し七月十九日軍司令官の隷下に入りしめ小笠原警備隊に配屬せしめらる全小隊は演武館に位置し租界内の巡察警備をなすと共に三島街陸軍倉庫の警備を擔任す然るに事件は一時解決の曙光を見稍々小隊を得たるを以つて二十三日に至り自任に在りて待機を命ぜられたりしも支那軍の不誠意なる行動は皇軍國辱の謂を切らしめ全面的日支衝突の導因となれり、全小隊は二十六日再び租界警備の任に付き強いて二十九日支那正規兵及工安局員等の日界、停車場、其他軍事主要地點に攻撃を開始せるや本隊は命に依り非常召集を行ひ二十九日三十日の兩日に亘り警備班甲第二、第三小隊全乙第一、第二小隊給與班救護班特別班等を逐次編成し總員五百七拾餘名軍司令官の隷下に入り八月六日に至る間不眠不休力戰奮闘したる本隊の任務を完ふしたりと云へし

二十九日午前二時日界の攻撃を受くるや警備班甲第一小隊は旭街北端一福島街軍病院間日支境界線の警備を擔任し數回に亘る敵の猛襲を撃退し強いて三十日以後第二第三小隊と共に華

(148)

街方面掃討攻撃戰に参加し小笠原警備隊と協力し彈丸雨飛の間を突撃し敵を金鋼橋以北に壓迫撃退せり

警備班乙第一第二小隊は二十九日召集結するや日界内の警備をなすと共に土藝の作成運搬或は三井洋行前架橋作業に協力し華街攻撃に際しては第二線として華街に進出す

救護班は日界内の救護作業を擔任すると共に三十一日以後第一線より逐次後送されたる七百餘名の戦傷兵を共立學堂に收容し之が診察をなし錦州方面患者後送の援助をなす

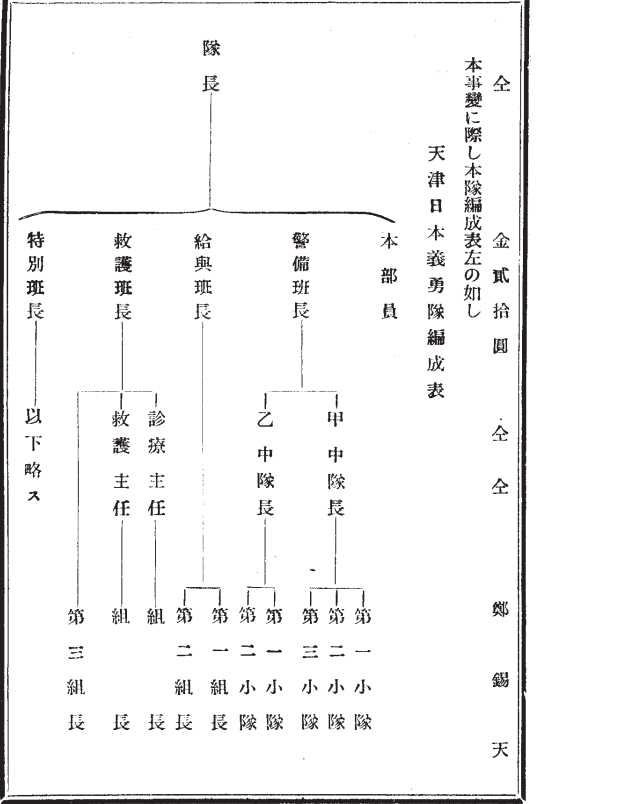
給與班は本隊の給與を擔任し寡員克く警備、救護の各班に給與の萬全を期し其の任務遂行に遺憾なからしめたり

特別班は停車場其他の雜役勤務に服し屢々危險區域に行動し繩然として任務を遂行せり之が爲め二十九日未明東站に於て戦死一、旭街に於て負傷三、を出すに至りたり

上記の如く本隊員不眠不休の活動は軍民共に稱讃措く能はざる處となり特に軍司令官は七月十三日田村隊長を軍司令部に招致し「今次事變に際し軍が天津の防禦を完ふし得たるは義勇隊の援助に據るところ大なり」と激賞せられ本隊に對し特賞を戦死傷者に對し香料、見舞金等左の如く下附せらる

特 賞	金壹萬圓	特別班戰死者	白 孝 哲
香 料	金壹百圓	全 全	李 廷 華
見 舞 金	金五拾圓	全 全	李 廷 華
全 全	金貳拾圓	全 全	李 廷 華

(150)	(149)
<p>警備班長(兼甲中隊長) 佐藤勝義</p> <p>上田茂</p> <p>岡副班長 古川賢思</p>	<p>隊長 天津日本義勇隊人名表</p> <p>本部員</p> <p>古田治四郎 桑原與惣八 大内 要 尾方倉七 小山田正吉 早瀬 精一 須谷忠治 有岡八太郎 佐佐木克己</p> <p>本部員</p> <p>淺野光夫 伊藤治三郎 葛西 鐵藏 青木武夫 津未繁生 小松 幸次郎 渡邊壽一 池田孝造 吉武 靜雄 西廣寅治 中戸川孝造 蘆原 正三 太田義一 桑原義男 柏木長之助 小倉彰 河口中義男 村田 市一 本村金市 大田中政男 武田 林治 上村勝義 大屋市郎 村井 清</p>



(152)	(151)
<p>警備班附</p> <p>井上寬生 吳鷹之助 大井正義 野々市兵次</p> <p>梅本喜久造 龜井勝義 飛永重壽 今井忠雄</p> <p>池野米吉 遠藤保雄 久保田喜雄 今井忠雄</p> <p>伊壺丈夫 原田善治 川上善治 高根澤廣吉</p> <p>緒田村正治 長坂繁實 松本實 山田正亮</p> <p>山崎松一郎 櫻井巳代司 佐藤康雄 青木馬吉</p> <p>堀島寅次 宮下留治郎 宮下留治郎 佐藤健次</p> <p>宮下留治郎 石川堅太郎 宮下留治郎 關口美和雄</p> <p>小池喜久功 松井堅助 赤堀謙三 米澤春喜</p> <p>猪岡幸夫 住吉屋要 國岸實久雄 中島隆</p> <p>高德捨吉</p>	<p>甲第二小隊長 副團理市</p> <p>齋藤巳之助 岡田正敬 津川 未幸</p> <p>竹內政雄 岡村富德 茶谷小太郎 津川 未幸</p> <p>宮澤明治郎 吉田富德 鈴木公平 津川 未幸</p> <p>河村次吉 杉山勲作 本田權治 河田政之助</p> <p>高嶺弘一 金田喜代次 恒久康英 大倉源市</p> <p>藤倉浩一 佐竹喜代次 倉田久吉 峰 晴進</p> <p>清水真二 三浦光三 奧田文雄 米澤健太郎</p> <p>鶴見真七 今井留三郎 今井留三郎 分部健太郎</p> <p>笹谷虎七 今井留三郎 今井留三郎 分部健太郎</p> <p>倉知照治 今井留三郎 今井留三郎 分部健太郎</p> <p>第三小隊長</p> <p>島崎嘉四郎 肥田勝時 淺井 博三</p> <p>渡邊竹雄 木村芳雄 大野 關治</p> <p>松井茂一 新田俊雄 仲野 一治</p> <p>加納九藏 山口太郎 山福 正二</p>

(154)

(153)

山田半右衛門 川端末次 森山作藏 二宮保孝 岡本正二 乙第二小隊 小隊長 井上源治 中川勇雄 本多梅吉 山本新三 高田彰三 岩本利治 本田多喜雄 犬飼吉次 里見幸太郎 杉浦敬三 田北敏夫 松島敏夫	楠川時三 石井儀一 伊達正茂 藤雄光 池田榮次郎 保阪三郎 松永泰三 島田慶五郎 坂田金次 正木勝造 宮田良造 澤井市郎 北村光次 清水政夫 東山重信 高橋重信 中條立雄	藤本繁沙 岡本隆一 新實壽一 緒方喜助 小林清男 五十嵐重吉 千綾作一 奥山健次 林安四郎 房木幸平 渡邊理市 上出正七 加藤正義 國生正巳 水野光三 三角基次	管原道之 古川嘉一郎 植松儀一 藤見楠禪 海野寅次郎 坂口大次郎 上月義司 西村貞雄 曾我部貞博 松原正博 野原清美 財前登吾 片山敬吾 中村福二郎 北村福二郎
森屋照正 池田鎮雄 門田孝三 遠藤優德 松本俊修 乃美耕修 野田深潔 池田清信 德光清信 乙中隊 中隊長 乙第一小隊 小隊長 渡邊孟見 安田廣三郎 金秋桃太郎 清家雪雄 上田久良三 松尾八十一 齊藤政雄	西米秀雄 久米治作 横倉政吉 栗浪祥介 有田祐太郎 佐藤光一 椋章武 白方二三吉 中尾義一 堀井梅石 上杉健二 大町克己 新宮克己 小野達夫 道野勝次 兒平冬多	中島喜三九 中村好一 石村榮吉 中村榮次郎 赤山武男 大田虎楠 稗田保雄 中隊附 玉置勝雄 岩下永 上杉逸三 土井新治 吉田恒夫 富成恒夫 大前榮太郎 八木殿	幸加木榮藏 藤田忠太郎 時乘正二 佐藤繁雄 吉村繁雄 友田知一 大日向彌輔 島邑九一 中澤義光 森安太郎 木下千代夫 曾根藤一郎 片山善二郎 岡本正二郎

(156)

(155)

池松四男 川本定一 第三組 組長 佐野貞吉 古川一惠 山本熊次郎 八木茂 朝川定稔 小田稔 石代友治 冲田信一 兒島晋吉 藤田正二郎 伊藤盛美 山田廣市 澤田啓三郎	鳥飼秀一 山下芳樹 長谷部義範 倉田莊一 岩瀬五郎 山田三郎 大田喜一 吉波康司 丸井明 中川勝一 豐島又明 野上寅雄 土谷良一 久野清一 吉田忠常 貝谷時義	竹下常雄 中村博 木村周市 本多武松 尾本倫太郎 杉本長閑 杉谷一雄 折谷文造 金山源一 中島文之助 金野與一 越丸新太郎 飯塚春雄 佐野松雄 伊藤静次 魚瀬静二	小田良雄 藤井禮二 佐々木秋雄 土井正元 松尾憲實 平田實 和泉浪吉 飯田留男 太田孝道 松本一 古賀繁雄 堀内敬二 西田與七 大原清兵衛
北村秀之進 藤村正雄 給與班 班長 第一組長 横井種治郎 第二組長 友澤友次郎 岡本正夫 藤原正夫 白井大吉 白井大 救護班班長兼診療主任 同副班長兼救護主任 組長 吉本吉龜 九鬼喜一郎 請水道人 蜂水晴人 鹽田勇 村上勇 桶上正當 渡邊正當	筒井貞一 今井重胤 塚田隆義 淺野京藏 橋口福三郎 木下秀良 菊地新一 鈴木芳太郎 塚口源右門 塚下繁市 德永繁市 山下永 高瀬義雄 相村茂男	住吉愛吉 同副班長 大日向留太 野澤千代雄 井上突壯夫 和田榮次郎 本田五郎 上田虎三郎 森田小助 岡田豐三郎 中村豐三郎 得能次郎	友田一雄 羽州常造 木村榮次郎 德永米次 峰松秋一 村上菊治 横瀬菊一 松尾寬一

(181)

職別	月別						合計
	八月	九月	十月	十一月	十二月	合計	
事務員	一七	一五	一九	一七	一一	七九	
通譯	一八	二七	二二	四	二	七三	
運轉手	六	一一	八	一〇	五	四〇	
勤務	四一	五四	三六	三八	三三	二〇一	
合計	八二	一〇七	八五	六九	五〇	三九三	

本年八月以降申込並就職比較左の通り

職別	月別						合計
	八月	九月	十月	十一月	十二月	合計	
就職	八二	一〇七	八五	六九	五〇	三九三	
申込	一三三	一六五	一五六	一一六	七五	六四四	
區分	八月	九月	十月	十一月	十二月	合計	
職	八二	一〇七	八五	六九	五〇	三九三	

備考 本表中の未就職者は在郷軍人會慰兵隊朝鮮人會若しくは本人自身の奔走にて全部就職済なり

(182)

第二、財務部

一、出納検査

本年は業務積領金取調のため帳簿簿據書を一時總領事館へ提供且支那事變のため一年度を四期に分ち出納検査を行ふ事不可能にして左記の通り施行せられ違法違算の出納なき事を確認せられたり

一、昭和十二年十一月十日
 十一年度第三、四期分
 十二年度第一、二期分

二、民團課金及其他課金の徴収状況

昭和十二年十二月末現在に於ける民團課金及其他公課金の徴収状況概ね左表の如し

(一) 昭和十二年度民團課金入現況表 (昭和十二年十二月末現在)

科 目	豫算額	調査済収入現況		四期分調査		増 減
		収入額	収入未済額	定見込額	調査合計	
第一款 民團課金	一七,一〇〇,〇〇〇	三,四一五,三三九	一三,六八四,六六一	一,〇〇〇,〇〇〇	四,四一五,三三九	一
一、土地課金	一七,一〇〇,〇〇〇	三,四一五,三三九	一三,六八四,六六一	一,〇〇〇,〇〇〇	四,四一五,三三九	一

(二) 昭和十二年度民團課金入現況表 (昭和十二年十二月末現在)

科 目	豫算額	調査済収入現況		四期分調査		増 減
		収入額	収入未済額	定見込額	調査合計	
第一款 民團課金	一七,一〇〇,〇〇〇	三,四一五,三三九	一三,六八四,六六一	一,〇〇〇,〇〇〇	四,四一五,三三九	一
一、土地課金	一七,一〇〇,〇〇〇	三,四一五,三三九	一三,六八四,六六一	一,〇〇〇,〇〇〇	四,四一五,三三九	一

(183)

二、家屋課金	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
三、取得課金	九,〇〇〇,〇〇〇	九,〇〇〇,〇〇〇	九,〇〇〇,〇〇〇	九,〇〇〇,〇〇〇	九,〇〇〇,〇〇〇	九,〇〇〇,〇〇〇	九,〇〇〇,〇〇〇	九,〇〇〇,〇〇〇	九,〇〇〇,〇〇〇
四、營業課金	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
第五款 雜種課金	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
一、ダンサー	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
二、日本藝妓	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
三、中國藝妓	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
四、酌 婦	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
五、女 給	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
六、貸座敷	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
七、常設興行	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
八、遊藝場	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
九、臨時興行	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
第三款 特別課金	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
一、特別課金	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
二、取得課金	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
三、不動産取得税	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
第四款 工 費	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
一、工 巡 費	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
二、工 巡 費	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
第六款 使用料	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
一、道路使用料	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
二、水道料	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
三、土地貸下料	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
第七款 埠頭収入	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
一、繫 給 料	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
二、埠頭置場料	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
三、埠頭使用料	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
四、渡船場使用料	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇

(184)

一、特別課金	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
二、取得課金	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
三、不動産取得税	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
第四款 工 費	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
一、工 巡 費	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
二、工 巡 費	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
第六款 使用料	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
一、道路使用料	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
二、水道料	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
三、土地貸下料	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
第七款 埠頭収入	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
一、繫 給 料	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
二、埠頭置場料	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
三、埠頭使用料	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
四、渡船場使用料	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇

(186)		(185)	
第八款 衛生費	元,000.00	三,二八五.五〇	三〇,二六九.〇〇
一、衛生費	元,000.00	三,二八五.五〇	三〇,二六九.〇〇
第九款 手数料	元,000.00	一〇,〇〇〇.〇〇	九,七四〇.〇〇
一、營業人力車	元,000.00	一〇,〇〇〇.〇〇	九,七四〇.〇〇
二、客馬車	1,000.00	7,000.00	6,800.00
三、自人力車	1,000.00	3,000.00	2,940.00
四、自動車及 自動自轉車	1,000.00	1,000.00	9,600.00
五、自轉車	1,000.00	1,000.00	1,000.00
六、大車	1,000.00	1,000.00	1,000.00
七、中車	1,000.00	1,000.00	1,000.00
八、小車	1,000.00	1,000.00	1,000.00
九、行商車	1,000.00	1,000.00	1,000.00
十、飼犬	1,000.00	1,000.00	1,000.00
第十款 財産出生	1,000.00	1,000.00	1,000.00
一、自來水公司 配當金	1,000.00	1,000.00	1,000.00
二、預金利息	1,000.00	1,000.00	1,000.00
第三款 給水工事 費後收金	1,000.00	1,000.00	1,000.00
一、水道計量器 留却代	1,000.00	1,000.00	1,000.00
二、給水工事費	1,000.00	1,000.00	1,000.00
第三款 雜收入	1,000.00	1,000.00	1,000.00
一、貸家料	1,000.00	1,000.00	1,000.00
二、大和街撒水費	1,000.00	1,000.00	1,000.00
三、請願巡捕	1,000.00	1,000.00	1,000.00
四、電車公司 利益配當金	1,000.00	1,000.00	1,000.00
五、水道計量器 査及修理代	1,000.00	1,000.00	1,000.00

(188)		(187)			
種別	昭和八年度	昭和九年度	昭和十年度	昭和十一年度	合計
一、人力車、大車 中小車、登録 番號票代	1,000.00	2,379.00	100.00	2,479.00	1,479.00
二、自來水公司 納付金	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	20,000.00
三、雜收入	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	4,000.00
合計	7,000.00	8,379.00	6,000.00	7,479.00	28,858.00
備考	(一) 過年度民團課金滞納現況表 (昭和十二年十二月末現在)				
種別	昭和八年度	昭和九年度	昭和十年度	昭和十一年度	合計
土地課金	1,144.00	8,238.00	1,000.00	2,455.00	13,837.00
家屋課金	4,000.00	1,854.00	1,000.00	5,754.00	12,658.00
取得課金	800.00	1,969.00	1,000.00	1,500.00	5,269.00
營業課金	1,400.00	2,000.00	1,000.00	1,500.00	5,900.00
合計	7,344.00	13,061.00	4,000.00	10,659.00	35,064.00
備考	昭和七年度迄の分は第二號表其他に計上す				
種別	昭和八年度	昭和九年度	昭和十年度	昭和十一年度	合計
工巡費	5,556.00	2,350.00	1,100.00	2,900.00	11,906.00
衛生費	4,000.00	2,900.00	1,100.00	4,700.00	13,700.00
水道料	9,000.00	2,100.00	1,100.00	4,700.00	17,900.00
雜收入	1,500.00	5,000.00	1,000.00	3,600.00	11,100.00
合計	20,056.00	12,350.00	4,300.00	16,300.00	53,006.00
備考	昭和七年度迄の分は第二號表其他に計上す				
種別	昭和八年度	昭和九年度	昭和十年度	昭和十一年度	合計
合計	7,344.00	13,061.00	4,000.00	10,659.00	35,064.00
備考	本表(一)號及二號表を含むは目下不詳事件其他審理完了せざるに付既知數を掲				

		(189)		(190)	
<p>三、電車會社及水道會社並に製水會社の持株に對する利益配當の件</p> <p>一、電車線路敷設借契約に依る電車會社より受けたる配當額は銀九千四百六拾六弗九拾壹仙にして前年に比し銀壹千壹百拾四弗拾貳仙也の減收なり之は事變に依る影響と思考す</p> <p>二、水道會社株券民團の持株壹百拾株額面銀壹萬壹千弗に對する十二年度利益配當は年度末の見込みなり</p> <p>三、天津製氷冷蔵會社株券民團の株式貳千株額面銀四萬弗に對する利益配當は無き見込みなり</p> <p>四、主要民團公課金負擔人員並に負擔額調</p> <p>(一) 民團公課金額別負擔人員調</p> <p>(二) 土地課金</p>	金額	日本人	中國人	外國人	計
	八千弗以上	二			
	千弗以上	一	一		
	七百弗以上	一			
	五百弗以上	一			
計		五	一	一	七
備考	<p>日中外人別負擔額左の如し</p> <p>日本人 三萬壹千六百六十九弗六十六仙</p> <p>中國人 二萬七千九百二十三弗七十四仙</p> <p>外國人 二、四九九弗六十仙</p> <p>計 銀六萬壹千五百九拾參弗也</p>				

		(191)		(192)	
<p>(口) 家屋課金</p>	金額	日本人	中國人	外國人	計
	八千弗以上	一			
	千弗以上	四	三		
	七百弗以上	二	四		
	五百弗以上	四	三		
計		一一	一〇	一	二二
備考	<p>日中外人別負擔額左の如し</p> <p>日本人 四萬二千四百十弗拾仙</p> <p>中國人 五萬四千〇參十壹弗八拾九仙</p> <p>外國人 四千一百七十五弗〇壹仙</p> <p>計 銀拾萬〇六百拾七弗也</p> <p>(●) 取得課金</p>				

		(201)		(202)	
衛生費	一、八〇〇	六、三〇〇	二、六〇〇	計	一、八〇〇
工巡費	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	計	一、八〇〇
計	三、六〇〇	八、一〇〇	四、四〇〇	計	三、六〇〇
<p>(三) 雜種課金等級別負擔人員調 (昭和十二年十二月現在)</p> <p>イ、ダンサー (金船、中原公司巴黎及櫻ホール天津會館)</p>					
等級	日本人	中國人	計	摘要	
一等 (月五弗)	五七	二	五九	實收百貳拾弗ヲ超ユルモノ	
二等 (月三弗)	五	一	六	全百弗ヨリ百貳拾弗迄ノモノ	
三等 (月貳弗)	七	一三	二〇	全八拾弗ヨリ百弗迄ノモノ	
四等 (月壹弗)	一四	五	一九	全八拾弗迄ノモノ	
計	八三	二一	一〇四		
<p>ロ、常設興行</p>					
等級	日本人	中國人	計	摘要	
一等 (月四拾弗)	〇	〇	一	新明影戲院	
二等 (月廿五弗)	〇	一	一	中華茶園	
三等 (月貳拾弗)	一	一	二	浪花館、永樂茶園	
計	一	二	三		
<p>ハ、日本人藝妓</p>					
等級	日本人	中國人	計	摘要	
一等 (月五弗)	一一三	花代賣場	千本以上ノモノ		
二等 (月參弗)	一一	七百本以上千本迄ノモノ			
三等 (月貳弗)	二三	五百本以上七百迄ノモノ			
四等 (月壹弗)	一一	五百本未満ノモノ及七分花			
計	一五九				
<p>ニ、酌婦</p>					

		(203)		(204)	
等級	日本人	朝鮮人	計	摘要	
一等 (月貳弗)	二〇	〇	二〇	平樂園、祇園	
二等 (月壹弗五拾仙)	〇	八一	八一	富貴胡同	
計	二〇	八一	一〇一		
<p>ホ、女給</p>					
等級	日本人	員	計	摘要	
一等 (銀壹弗)	二二〇	ライオン、キヤンデー、亞細亞、都、浪花、新麗、天津會館、大市、京極、天津食堂星座、喜樂、金鈴、星、岩倉	二二〇		
二等 (銀五拾仙)	二〇	萬兩、SK、チエリ、パ、彌生、美登里	二〇		
計	二四〇		二四〇		
<p>ヘ、中國人藝妓</p>					
等級	中華茶園	永樂部	天福部	富貴胡同	計
二等 (月參弗)	二四	七八	一三四	〇	三三六
三等 (月壹弗五拾仙)	二六	一四	〇	八二	一一二
計	一五〇	九二	一三四	八二	四五八
<p>ト、遊戯場</p>					
等級	日本人	中國人	計	摘要	
一等 (月三百弗)	一	天津會館	一		
二等 (月百弗)	〇	中原公司巴黎	〇		
三等 (月七拾五弗)	一	金船ホール	一		
四等 (月五拾弗)	一	櫻ホール	一		
計	三		四		

(205)

(四) 昭和十二年申請月額鑑札發行表 昭和十二年十二月末現在

種別	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
營業人力車	八、二五	八、〇〇	八、〇〇	八、〇〇	八、〇〇	八、〇〇	八、〇〇	八、〇〇	八、〇〇	八、〇〇	八、〇〇	八、〇〇
客馬車	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
馬車大車	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
中車	五、五五	五、五五	五、五五	五、五五	五、五五	五、五五	五、五五	五、五五	五、五五	五、五五	五、五五	五、五五
小車	九、六〇	九、六〇	九、六〇	九、六〇	九、六〇	九、六〇	九、六〇	九、六〇	九、六〇	九、六〇	九、六〇	九、六〇
行商一等	一、六〇	一、六〇	一、六〇	一、六〇	一、六〇	一、六〇	一、六〇	一、六〇	一、六〇	一、六〇	一、六〇	一、六〇
行商二等	一、六〇	一、六〇	一、六〇	一、六〇	一、六〇	一、六〇	一、六〇	一、六〇	一、六〇	一、六〇	一、六〇	一、六〇
行商三等	五、四〇	五、四〇	五、四〇	五、四〇	五、四〇	五、四〇	五、四〇	五、四〇	五、四〇	五、四〇	五、四〇	五、四〇
發行總計	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇
料金計	九、二五	九、〇〇	九、〇〇	九、〇〇	九、〇〇	九、〇〇	九、〇〇	九、〇〇	九、〇〇	九、〇〇	九、〇〇	九、〇〇

(206)

料金總計 銀拾貳萬五千八百八拾七弗拾仙

發行數計	料金計
九、二五	九、二五
三、〇〇	三、〇〇
七、五五	七、五五
六、五五	六、五五
八、六〇	八、六〇
一、六〇	一、六〇
四、三九	四、三九
六、二五	六、二五

備考
 昭和十二年中諸鑑札検査成績 (昭和十二年十二月現在)
 月税鑑札の發行數増加及整理に關しては特に嚴重なる鑑札検査を行ふ必要あるを以て徴收課全員は休日を利用して鑑札検査實施に不斷の努力を拂ひつゝ、あるは勿論隨時早朝或は夜間豫めの検査目標を定め脱税者の検査整理に努めつゝ、あり之れが本年中脱税者検査成績を左に示す

昭和十二年諸鑑札検査成績 昭和十二年十二月末現在
 検査日數 三十五日

(207)

(五) 昭和十二年申請月額鑑札發行表 昭和十二年十二月末現在

種別	發行數	料金計	備考
自用客馬車	九、〇〇	九、〇〇	年
自用人力車	一、二〇	一、二〇	年
自用聯合人力車	二、〇〇	二、〇〇	年
自用轉界車	四、一〇	四、一〇	年
貨物自轉車	三、二〇	三、二〇	年
飼犬	三、五〇	三、五〇	年
發行總計	三、〇〇	三、〇〇	年
發行總計	三、〇〇	三、〇〇	年

檢事件數 諸車輛 三三〇 鑑札料及過意料 九三五、一〇仙
 行商 五九四 四二四、八〇仙
 自動自轉車 一 七、〇〇仙
 計 九二五 一、三六六、九〇仙
 銀 壹千參百六拾六弗九拾仙也

(208)

料金總計 銀壹萬八千六拾五弗五拾仙

備考
 一、租界聯合共用鑑札協定の要旨
 1、協定に據る車輛種目は自動車、自動自轉車、自轉車、自用客馬車、自用人力車、の五種目とす
 2、自動車及自動自轉車の鑑札料金は取扱局に於て下記比率 (英租界二、五%、佛租界二、五%、特別一區一、八%、特別三區一、六、五%、日租界一〇%、伊租界九%、特別二區二、五%) に據り各租界當局に割當分配す。
 3、自用客馬車、自用人力車、自轉車の鑑札料は取扱局の收入とす
 二、支那街の租界聯合に加盟の件は未だ協商成らず懸案の儘なり

五、各種 寄附金
 一、銀貳千五百九拾九弗六拾拾仙也
 一、金八千四百四拾參圓拾四錢也

(209)

科 目	前年		本年		残 高
	前年	末残高	本年	中受入高	
消防被服費寄附金	金	二四四	金	一四七	金
警備費寄附金	銀	三三六	銀	三三三	銀
埠頭築造費寄附金	銀	三〇九	銀	四〇〇	銀
在留邦人同情	銀	五〇九	銀	五五	銀
救済寄附金	銀	五〇九	銀	五五	銀
皇軍慰問費	金	三六〇	金	三六〇	金
寄附金	銀	三六〇	銀	三六〇	銀
傷病兵慰問費	金	三六〇	金	三六〇	金
寄附金	銀	三六〇	銀	三六〇	銀
民團吏員慰問費	金	一三三	金	一三三	金
寄附金	銀	一三三	銀	一三三	銀
防水費寄附金	金	一四七	金	一四七	金
合 計	金銀	一,〇六六	金銀	八,〇六六	金銀

(210)

六、課金調査委員会

(一) 課金調査委員会

昭和十二年一月十二日昭和十二年課金調査委員として左の通り委嘱す

池田善吉	張世萬	金山作次郎	鍛冶部一郎
吉田芳太郎	副田重次郎	中司清	古田治四郎
赤山今朝治	佐々木長次郎	佐々木山太郎	佐藤政作
菊地新一	鹿田多三郎	清水一太郎	

(二) 課金調査事項

昭和十二年中に於ける課金調査委員會議決事項左の如し

昭和十二年二月二十三日

- 課金調査委員會議決事項
- 昭和十一年度営業課金(追加三) 査定ノ件
- 昭和十一年度営業課金(追加七) 査定ノ件
- 昭和十一年度取得課金(追加十) 査定ノ件
- 昭和十一年度取得課金(追加十二) 査定ノ件

赤山今朝治當選
佐藤政作當選
原案通過
一部修正査定
一部修正査定
一部修正査定

(211)

昭和十二年三月十五日

- 昭和十一年度取得課金(追加十三) 査定ノ件
- 昭和十一年度営業課金(追加八) 査定ノ件
- 昭和十一年度工巡費(追加六) 査定ノ件

昭和十二年四月六日

- 昭和十二年度土地課金(初度) 査定ノ件
- 昭和十二年度雑種課金(遊藝場、常設興行、露店) 査定ノ件
- 昭和十一年度営業課金決定ニ對シ異議申立ニ付再査定ノ件
- 昭和十一年度営業課金決定ニ對シ異議申立ニ付再査定ノ件
- 昭和十一年度営業課金決定ニ對シ異議申立ニ付再査定ノ件

昭和十二年四月二十一日

- 昭和十二年度營業課金(常設興行) 決定ニ對シ異議申立ニ付再査定ノ件
- 昭和十二年度取得課金(初度) 査定ノ件
- 昭和十二年度取得課金(初度) 査定ノ件

昭和十二年五月十一日

- 昭和十二年度家屋課金(初度) 査定ノ件
- 昭和十二年度工巡費(初度) 査定ノ件

前同共ニ一部修正査定
原案通過査定
原案通過査定

(212)

昭和十二年六月二十二日

- 昭和十二年度取得課金(追加一) 査定ノ件
- 昭和十二年度工巡費(追加一) 査定ノ件
- 昭和十一年度家屋課金家分ニ對スル減額申立ニ付査定ノ件
- 昭和十二年度取得課金決定ニ對シ異議申立ニ付再査定ノ件
- 昭和十二年度工巡費決定ニ對シ異議申立ニ付再査定ノ件
- 昭和十二年度雜種課金(常設興行) 再決定ニ對シ再度異議申立ニ付再査定ノ件
- 昭和十二年度營業課金(初度) 査定ノ件

昭和十二年六月二十四日

- 昭和十二年度營業課金(初度) 査定ノ件

昭和十二年六月二十五日

- 昭和十二年度營業課金(初度) 査定ノ件

昭和十二年六月二十八日

- 昭和十二年度營業課金(初度) 査定ノ件

昭和十二年七月二十日

- 昭和十二年度取得課金(追加二) 査定ノ件
- 昭和十二年度營業課金(追加一) 査定ノ件
- 昭和十二年度營業課金決定ニ對シ異議申立ニ付再査定ノ件

前同共ニ一部修正査定
一部修正査定
一部修正査定
修正再査定
修正再査定
修正再査定
次回ニ繼續
次回ニ繼續
次回ニ繼續

(218)		(217)																																																													
<p>但シ寄附未済道路敷地 一六、〇七八坪八〇八</p> <table border="1"> <tr> <td>常盤街</td> <td>九三九三</td> <td>須磨街</td> <td>二四三六六</td> </tr> <tr> <td>榮街</td> <td>一八四三三</td> <td>石山街</td> <td>八二六四</td> </tr> <tr> <td>花園街</td> <td>一九〇四二</td> <td>淡路街</td> <td>三六九七九</td> </tr> <tr> <td>小松街</td> <td>四九四七</td> <td>加茂街</td> <td>二九三〇</td> </tr> <tr> <td>芙蓉街</td> <td>二、七三三</td> <td>三島街</td> <td>一、六六六</td> </tr> <tr> <td>橘街</td> <td>一、二二七</td> <td>興津街</td> <td>八、五八三</td> </tr> <tr> <td>春日街</td> <td>二、三六七</td> <td>住吉街</td> <td>四、九四七</td> </tr> <tr> <td>吉野街</td> <td>六、六三三</td> <td>秋山街</td> <td>三、二五五</td> </tr> <tr> <td>明石街</td> <td>三、一〇三</td> <td>蓬萊街</td> <td>一、六四六</td> </tr> <tr> <td>香取街</td> <td>三、七三三</td> <td>松島街</td> <td>三、七四六</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>七、二四五</td> <td>計</td> <td>七、二四五</td> </tr> </table>		常盤街	九三九三	須磨街	二四三六六	榮街	一八四三三	石山街	八二六四	花園街	一九〇四二	淡路街	三六九七九	小松街	四九四七	加茂街	二九三〇	芙蓉街	二、七三三	三島街	一、六六六	橘街	一、二二七	興津街	八、五八三	春日街	二、三六七	住吉街	四、九四七	吉野街	六、六三三	秋山街	三、二五五	明石街	三、一〇三	蓬萊街	一、六四六	香取街	三、七三三	松島街	三、七四六	計	七、二四五	計	七、二四五	<p>八、土地家屋臺帳地籍圖に関する件</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、土地所有權移轉 七二件 一、家屋所有權移轉 七八件 一、土地臺帳謄本下附 一七件 一、家屋臺帳謄本下附 三七件 一、地籍圖謄寫圖下附 一三件 一、家屋圖謄寫圖下附 二〇件 一、臺帳圖面閱覽 一三件 一、土地分割 九件 一、家屋分割 三件 <p>九、租界内道路敷地明細表</p> <table border="1"> <tr> <td>街名</td> <td>面積</td> <td>街名</td> <td>面積</td> </tr> <tr> <td>山口街</td> <td>一、三三三</td> <td>新壽街</td> <td>一、五三三</td> </tr> <tr> <td>開口大街</td> <td>四、四三三</td> <td>旭街</td> <td>一、二七三</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>計</td> <td>七、二九六</td> </tr> </table>		街名	面積	街名	面積	山口街	一、三三三	新壽街	一、五三三	開口大街	四、四三三	旭街	一、二七三			計	七、二九六
常盤街	九三九三	須磨街	二四三六六																																																												
榮街	一八四三三	石山街	八二六四																																																												
花園街	一九〇四二	淡路街	三六九七九																																																												
小松街	四九四七	加茂街	二九三〇																																																												
芙蓉街	二、七三三	三島街	一、六六六																																																												
橘街	一、二二七	興津街	八、五八三																																																												
春日街	二、三六七	住吉街	四、九四七																																																												
吉野街	六、六三三	秋山街	三、二五五																																																												
明石街	三、一〇三	蓬萊街	一、六四六																																																												
香取街	三、七三三	松島街	三、七四六																																																												
計	七、二四五	計	七、二四五																																																												
街名	面積	街名	面積																																																												
山口街	一、三三三	新壽街	一、五三三																																																												
開口大街	四、四三三	旭街	一、二七三																																																												
		計	七、二九六																																																												

(220)		(219)																																																																													
<p>昭和拾年度居留民團歲入出決算表</p> <table border="1"> <tr> <th>科 目</th> <th>豫算額</th> <th>決算額</th> <th>増比</th> <th>増減事由</th> </tr> <tr> <td>第一款 居留民團課金</td> <td>一、七〇、七〇〇</td> <td>一、七〇、八五五</td> <td>九五五</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一、土地課金</td> <td>四、〇〇〇</td> <td>四、〇〇〇</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>二、家屋課金</td> <td>八、〇〇〇</td> <td>八、〇〇〇</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>三、取得課金</td> <td>八、〇〇〇</td> <td>八、〇〇〇</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>四、營業課金</td> <td>八、〇〇〇</td> <td>八、〇〇〇</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第二款 雜種課金</td> <td>三、三〇〇</td> <td>三、三〇〇</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一、ダンナ</td> <td>三、三〇〇</td> <td>三、三〇〇</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>二、日本藝妓</td> <td>一、〇〇〇</td> <td>一、〇〇〇</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>三、中國藝妓</td> <td>二、三〇〇</td> <td>二、三〇〇</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>四、酌婦</td> <td>七、〇〇〇</td> <td>七、〇〇〇</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>二、〇〇、〇〇〇</td> <td>二、〇〇、〇〇〇</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		科 目	豫算額	決算額	増比	増減事由	第一款 居留民團課金	一、七〇、七〇〇	一、七〇、八五五	九五五		一、土地課金	四、〇〇〇	四、〇〇〇			二、家屋課金	八、〇〇〇	八、〇〇〇			三、取得課金	八、〇〇〇	八、〇〇〇			四、營業課金	八、〇〇〇	八、〇〇〇			第二款 雜種課金	三、三〇〇	三、三〇〇			一、ダンナ	三、三〇〇	三、三〇〇			二、日本藝妓	一、〇〇〇	一、〇〇〇			三、中國藝妓	二、三〇〇	二、三〇〇			四、酌婦	七、〇〇〇	七、〇〇〇			計	二、〇〇、〇〇〇	二、〇〇、〇〇〇			<p>昭和十年年度居留民團歲入出決算</p> <table border="1"> <tr> <th>入</th> <th>出</th> </tr> <tr> <td>一、銀八拾壹萬六千貳百六拾四圓四拾七仙也</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一、銀貳拾四萬貳千壹百貳拾九圓四拾七仙也</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計銀壹百零七萬八千參百九拾參圓九拾四仙也</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一、銀五拾壹萬貳千八百零四圓四拾五仙也</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一、銀四拾萬貳千八百拾七圓四拾五仙也</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計銀九拾壹萬五千六百貳拾壹圓九拾九仙也</td> <td></td> </tr> <tr> <td>差引銀拾六萬貳千七百七拾貳圓零四仙也</td> <td></td> </tr> </table>		入	出	一、銀八拾壹萬六千貳百六拾四圓四拾七仙也		一、銀貳拾四萬貳千壹百貳拾九圓四拾七仙也		計銀壹百零七萬八千參百九拾參圓九拾四仙也		一、銀五拾壹萬貳千八百零四圓四拾五仙也		一、銀四拾萬貳千八百拾七圓四拾五仙也		計銀九拾壹萬五千六百貳拾壹圓九拾九仙也		差引銀拾六萬貳千七百七拾貳圓零四仙也	
科 目	豫算額	決算額	増比	増減事由																																																																											
第一款 居留民團課金	一、七〇、七〇〇	一、七〇、八五五	九五五																																																																												
一、土地課金	四、〇〇〇	四、〇〇〇																																																																													
二、家屋課金	八、〇〇〇	八、〇〇〇																																																																													
三、取得課金	八、〇〇〇	八、〇〇〇																																																																													
四、營業課金	八、〇〇〇	八、〇〇〇																																																																													
第二款 雜種課金	三、三〇〇	三、三〇〇																																																																													
一、ダンナ	三、三〇〇	三、三〇〇																																																																													
二、日本藝妓	一、〇〇〇	一、〇〇〇																																																																													
三、中國藝妓	二、三〇〇	二、三〇〇																																																																													
四、酌婦	七、〇〇〇	七、〇〇〇																																																																													
計	二、〇〇、〇〇〇	二、〇〇、〇〇〇																																																																													
入	出																																																																														
一、銀八拾壹萬六千貳百六拾四圓四拾七仙也																																																																															
一、銀貳拾四萬貳千壹百貳拾九圓四拾七仙也																																																																															
計銀壹百零七萬八千參百九拾參圓九拾四仙也																																																																															
一、銀五拾壹萬貳千八百零四圓四拾五仙也																																																																															
一、銀四拾萬貳千八百拾七圓四拾五仙也																																																																															
計銀九拾壹萬五千六百貳拾壹圓九拾九仙也																																																																															
差引銀拾六萬貳千七百七拾貳圓零四仙也																																																																															

	(222)	(221)	
第七款 埠頭收入	九,500,000	八,125,000	埠頭收入
一、繫船料	4,000,000	4,125,000	一、繫船料
二、埠頭置場料	2,000,000	1,900,000	二、埠頭置場料
三、埠頭使用料	3,500,000	2,100,000	三、埠頭使用料
第八款 衛生費	5,500,000	5,500,000	第八款 衛生費
一、衛生費	5,500,000	5,500,000	一、衛生費
第九款 手数料	1,800,000	1,800,000	第九款 手数料
一、營業人力車	1,800,000	1,800,000	一、營業人力車
二、客馬車	1,800,000	1,800,000	二、客馬車
三、自用人力車	1,800,000	1,800,000	三、自用人力車
四、自動車及	1,800,000	1,800,000	四、自動車及
五、自動轉車	1,800,000	1,800,000	五、自動轉車
六、大車	1,800,000	1,800,000	六、大車
七、中車	1,800,000	1,800,000	七、中車

	(222)	(221)	
五、貸座敷	1,300,000	1,300,000	五、貸座敷
六、常設興業	1,300,000	1,300,000	六、常設興業
七、遊戯場	1,300,000	1,300,000	七、遊戯場
八、臨時興業	1,300,000	1,300,000	八、臨時興業
第三款 特別課金	2,400,000	2,400,000	第三款 特別課金
一、特別課金	2,400,000	2,400,000	一、特別課金
第四款 不動產取得税	2,400,000	2,400,000	第四款 不動產取得税
一、不動產取得税	2,400,000	2,400,000	一、不動產取得税
第五款 工巡費	2,400,000	2,400,000	第五款 工巡費
一、工巡費	2,400,000	2,400,000	一、工巡費
第六款 使用料	2,400,000	2,400,000	第六款 使用料
一、道路使用料	2,400,000	2,400,000	一、道路使用料
二、水道使用料	2,400,000	2,400,000	二、水道使用料
三、土地貸下料	2,400,000	2,400,000	三、土地貸下料

	(222)	(221)	
埠頭空	1,300,000	1,300,000	埠頭空
使用水量増加セシト徵收成績	1,300,000	1,300,000	使用水量増加セシト徵收成績
成績増加ナリシ結果	1,300,000	1,300,000	成績増加ナリシ結果
埠頭空地ノ使用者多カリシ結果	1,300,000	1,300,000	埠頭空地ノ使用者多カリシ結果
徵收成績良好ナリシ結果	1,300,000	1,300,000	徵收成績良好ナリシ結果
不動產異動多カリシ結果	1,300,000	1,300,000	不動產異動多カリシ結果
賣上花代多カリシ結果	1,300,000	1,300,000	賣上花代多カリシ結果
七、四、八	1,300,000	1,300,000	七、四、八
六、八、二、五、三、八	1,300,000	1,300,000	六、八、二、五、三、八
五、〇、五、六	1,300,000	1,300,000	五、〇、五、六
四、〇、九、六	1,300,000	1,300,000	四、〇、九、六
三、三、六、二、五、五	1,300,000	1,300,000	三、三、六、二、五、五
二、六、九、一、五、三、五	1,300,000	1,300,000	二、六、九、一、五、三、五
一、六、九、九、七、〇、〇、〇	1,300,000	1,300,000	一、六、九、九、七、〇、〇、〇

	(224)	(223)	
五、水道計器検査	1,000,000	1,000,000	五、水道計器検査
六、人力車、大車、代車	1,000,000	1,000,000	六、人力車、大車、代車
七、自來水公司	1,000,000	1,000,000	七、自來水公司
八、衛生交付金	1,000,000	1,000,000	八、衛生交付金
九、藥價及診療費	1,000,000	1,000,000	九、藥價及診療費
計	9,500,000	8,125,000	計
臨時	1,800,000	1,800,000	臨時
豫算額	7,700,000	6,325,000	豫算額
決算額	7,700,000	6,325,000	決算額
比増	0%	0%	比増
減	0%	0%	減
比較	0%	0%	比較
交付延期トナリタル結果	0%	0%	交付延期トナリタル結果
車輦登録者多カリシ結果	0%	0%	車輦登録者多カリシ結果
果、藥價及診療収入少ナカリシ結果	0%	0%	果、藥價及診療収入少ナカリシ結果

	(224)	(223)	
八、小車	3,300,000	3,300,000	八、小車
九、商行	7,200,000	7,200,000	九、商行
十、銀行	7,200,000	7,200,000	十、銀行
第十款 財產出生收入	1,800,000	1,800,000	第十款 財產出生收入
一、自來水公司	1,800,000	1,800,000	一、自來水公司
二、預金配當	1,800,000	1,800,000	二、預金配當
第三款 特別課金	2,400,000	2,400,000	第三款 特別課金
一、特別課金	2,400,000	2,400,000	一、特別課金
第四款 不動產取得税	2,400,000	2,400,000	第四款 不動產取得税
一、不動產取得税	2,400,000	2,400,000	一、不動產取得税
第五款 工巡費	2,400,000	2,400,000	第五款 工巡費
一、工巡費	2,400,000	2,400,000	一、工巡費
第六款 使用料	2,400,000	2,400,000	第六款 使用料
一、道路使用料	2,400,000	2,400,000	一、道路使用料
二、水道使用料	2,400,000	2,400,000	二、水道使用料
三、土地貸下料	2,400,000	2,400,000	三、土地貸下料
四、配當金	1,000,000	1,000,000	四、配當金
三、請願者	1,000,000	1,000,000	三、請願者
二、大和街撤水費	1,000,000	1,000,000	二、大和街撤水費
一、貸家料	1,000,000	1,000,000	一、貸家料
第七款 雜收入	1,000,000	1,000,000	第七款 雜收入
一、雜收入	1,000,000	1,000,000	一、雜收入
第八款 雜收入	1,000,000	1,000,000	第八款 雜收入
一、雜收入	1,000,000	1,000,000	一、雜收入
計	9,500,000	8,125,000	計
臨時	1,800,000	1,800,000	臨時
豫算額	7,700,000	6,325,000	豫算額
決算額	7,700,000	6,325,000	決算額
比増	0%	0%	比増
減	0%	0%	減
比較	0%	0%	比較
交付延期トナリタル結果	0%	0%	交付延期トナリタル結果
車輦登録者多カリシ結果	0%	0%	車輦登録者多カリシ結果
果、藥價及診療収入少ナカリシ結果	0%	0%	果、藥價及診療収入少ナカリシ結果

(226)		(225)	
科	目	豫算額	決算額
一、借入金		50,000.00	50,000.00
總計		1,131,840.00	1,131,840.00
第一、事務所費		72,350.00	72,350.00
二、備給及手當		4,400.00	4,400.00
三、備品費		6,400.00	6,400.00
四、消耗品費		3,300.00	3,300.00
五、修繕費		1,500.00	1,500.00
六、印刷費		1,500.00	1,500.00
七、通信費		1,000.00	1,000.00
八、旅費		500.00	500.00
九、公告料		2,000.00	2,000.00
一〇、宿舍料		4,900.00	4,900.00
一、保料		2,000.00	2,000.00
二、燃料		1,000.00	1,000.00
三、宿直料		1,000.00	1,000.00
四、雜費		1,900.00	1,900.00
第二、會議費		2,000.00	2,000.00
一、手當		2,000.00	2,000.00
二、備品費		1,000.00	1,000.00
三、印刷費		1,000.00	1,000.00
四、雜費		1,000.00	1,000.00
第三、義勇隊費		2,000.00	2,000.00
一、手當		2,000.00	2,000.00
二、備品費		1,000.00	1,000.00
三、印刷費		1,000.00	1,000.00
四、雜費		1,000.00	1,000.00
比較			
増減事由			
一、借入金			
二、備給及手當			
三、備品費			
四、消耗品費			
五、修繕費			
六、印刷費			
七、通信費			
八、旅費			
九、公告料			
一〇、宿舍料			
一、保料			
二、燃料			
三、宿直料			
四、雜費			
第二、會議費			
一、手當			
二、備品費			
三、印刷費			
四、雜費			
第三、義勇隊費			
一、手當			
二、備品費			
三、印刷費			
四、雜費			
比較			
増減事由			
一、借入金			
二、備給及手當			
三、備品費			
四、消耗品費			
五、修繕費			
六、印刷費			
七、通信費			
八、旅費			
九、公告料			
一〇、宿舍料			
一、保料			
二、燃料			
三、宿直料			
四、雜費			
第二、會議費			
一、手當			
二、備品費			
三、印刷費			
四、雜費			
第三、義勇隊費			
一、手當			
二、備品費			
三、印刷費			
四、雜費			

(228)		(227)	
科	目	豫算額	決算額
一、訓練費		1,000.00	1,000.00
二、器具費		400.00	400.00
三、消耗品費		1,000.00	1,000.00
四、雜費		1,000.00	1,000.00
第四、警備費		1,000.00	1,000.00
一、備給手當		1,000.00	1,000.00
二、被服費		2,000.00	2,000.00
三、備品費		2,000.00	2,000.00
四、消耗品費		7,000.00	7,000.00
五、修繕費		2,000.00	2,000.00
六、巡捕宿舍料		2,000.00	2,000.00
七、雜費		2,000.00	2,000.00
八、消防備給手當		7,500.00	7,500.00
九、消防被服費		500.00	500.00
一〇、消防修繕費		2,000.00	2,000.00
一、消防器具費		2,000.00	2,000.00
二、消防消耗品費		1,000.00	1,000.00
三、消防雜費		2,000.00	2,000.00
第五、土木費		6,000.00	6,000.00
一、俸料		4,000.00	4,000.00
二、宿舍料		1,000.00	1,000.00
三、備品費		1,000.00	1,000.00
四、消耗品費		2,000.00	2,000.00
五、器具費		1,000.00	1,000.00
六、修道費		2,000.00	2,000.00
七、塙子河組合費		2,000.00	2,000.00
八、柳筒所費		2,000.00	2,000.00
九、街樹費		2,000.00	2,000.00
比較			
増減事由			
一、訓練費			
二、器具費			
三、消耗品費			
四、雜費			
第四、警備費			
一、備給手當			
二、被服費			
三、備品費			
四、消耗品費			
五、修繕費			
六、巡捕宿舍料			
七、雜費			
八、消防備給手當			
九、消防被服費			
一〇、消防修繕費			
一、消防器具費			
二、消防消耗品費			
三、消防雜費			
第五、土木費			
一、俸料			
二、宿舍料			
三、備品費			
四、消耗品費			
五、器具費			
六、修道費			
七、塙子河組合費			
八、柳筒所費			
九、街樹費			

(234)		(233)	
科	目	臨時部	臨時部
第一科	土木費	豫算額	決算額
一、	道路築造費	八,一〇〇,〇〇〇	八,一〇〇,〇〇〇
二、	下水道築造費	一〇,〇〇〇,〇〇〇	九,九〇〇,〇〇〇
三、	水道管敷設費	四,〇〇〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇
二、	雑工事費	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇
第三科	團債	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
一、	第九團債	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
二、	第七團債	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
三、	第七團債	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
四、	全利子	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
第四款	補助及寄附	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
一、	共立學校寄附金	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
第五款	衛生費	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
一、	被服費	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
二、	器具費	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
三、	消耗品費	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
四、	修繕費	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
五、	保險費	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
六、	患者費	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
七、	雜費	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇

(236)		(235)	
科	目	臨時部	臨時部
第六款	埠頭費	八,九六〇,〇〇〇	八,九六〇,〇〇〇
一、	倉庫増築費	八,九六〇,〇〇〇	八,九六〇,〇〇〇
第七款	保淨費	五,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
一、	山口街汚物集捨費	五,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
二、	山口街公衆便所費	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
三、	山口街撒水唧筒費	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
第八款	警備費	四,〇〇〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇
一、	警備費	四,〇〇〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇
二、	自動車費	四,〇〇〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇
第九款	唧筒所移轉並下水暗渠改築費	六,〇〇〇,〇〇〇	六,〇〇〇,〇〇〇
一、	唧筒所移轉並下水暗渠改築費	六,〇〇〇,〇〇〇	六,〇〇〇,〇〇〇
第十款	天津共立學校増築補助金	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇
一、	増築補助金	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇
第十款	御下賜金記念事業積立金	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇
一、	紀念事業積立金	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇
合計	昭和十年度御下賜金記念事業費特別會計歳入出決算	二六,五〇〇,〇〇〇	二六,五〇〇,〇〇〇
一、	銀五千弗也		
計	五千弗也		

(237)

昭和十年度御下賜金記念事業費特別會計歳入出決算表

科 目	入		出		比較	増減事由
	豫算額	決算額	豫算額	決算額		
第一、前年度繰越金	2,700,000	2,700,000				
第一、御下賜金	5,000,000	5,000,000				
第二、記念事業費	2,250,000	2,250,000				
計	10,000,000	10,000,000	5,000,000	5,000,000		
歳出						
第一、前年度繰越金			2,700,000	2,700,000		
第一、御下賜金			5,000,000	5,000,000		
第二、記念事業積立金			2,250,000	2,250,000		
計			10,000,000	10,000,000		
歳入						
第一、前年度繰越金			2,700,000	2,700,000		
第一、御下賜金			5,000,000	5,000,000		
第二、記念事業積立金			2,250,000	2,250,000		
計			10,000,000	10,000,000		
増減事由						

(238)

昭和十二年度居留民團歳入出豫算

科 目	入		出		比較	増減事由
	豫算額	決算額	豫算額	決算額		
第一、御下賜金	5,000,000	5,000,000				
第二、記念事業費	5,000,000	5,000,000				
計	10,000,000	10,000,000	5,000,000	5,000,000		
歳入						
第一、銀八拾叁萬五千〇〇九弗也						
第二、銀貳拾貳萬弗也						
計銀壹百〇五萬五千〇〇九弗也						
歳出						
第一、銀六拾六萬八千五百六拾九弗叁拾五仙也						
第二、銀叁拾八萬六千四百叁拾九弗六拾五仙也						
計銀壹百〇五萬五千〇〇九弗也						
増減事由						

(239)

昭和十二年度居留民團歳入出豫算案

科 目	經常入		備考	
	本年豫算額	前年豫算額	比増	減
第一、土地課金	5,100,000	5,200,000	3,000,000	600,000
第二、家屋課金	6,000,000	6,000,000	5,000,000	
第三、取得課金	9,000,000	8,000,000	3,000,000	
第四、營業課金	3,000,000	3,000,000	8,000,000	
第五、雜種課金	3,000,000	3,000,000	1,000,000	
計	27,100,000	25,200,000	1,900,000	600,000
備考				
第一、日本人	2,900,000	2,400,000	2,000,000	
第二、中國人	2,400,000	2,600,000	1,000,000	
第三、日本人	5,100,000	5,000,000	1,000,000	
第四、日本人	8,000,000	8,000,000	1,000,000	
第五、中國人	5,000,000	5,000,000	1,000,000	
第六、日本人	3,500,000	3,600,000	1,000,000	
第七、中國人	1,600,000	1,600,000	1,000,000	
第八、平均二等月二册(二五名)				

(240)

科 目	本年豫算額	前年豫算額	比増	減	備考
第二、日本藝妓	4,400,000	2,200,000	2,200,000		一等月五册(五〇名)二等月三册(三〇名)三等月二册(二〇名)計(一〇〇名)
第三、中國藝妓	3,200,000	2,200,000	1,000,000		二等月三册(五〇〇名)三等月一册五十仙(二〇〇名)計(七〇〇名)
第四、酌婦	900,000	700,000	200,000		月二册(三名)日人月一册(四名)鮮人計(七名)
第五、女給	1,400,000	1,400,000			月一册(一五〇名)抱妓一名ニツキ月一册計(一五一名)
第六、貸座敷	1,500,000	1,500,000			四等月三〇册(一名)六等月二〇册(一名)七等月一五册(一名)計(三〇名)
第七、常設興業	1,100,000	1,300,000	200,000		七等月一五册(一名)八等月五〇册(一名)計(六〇名)
第八、遊藝場	2,100,000	2,700,000	600,000		七等月七五册(一名)八等月五〇册(一名)計(一二〇名)
第九、臨時興行	3,000,000	500,000	2,500,000		
第十、特別課金	2,200,000	1,800,000	400,000		

(242)		(241)	
三、土地貸下料	三、特別課金	三、特別課金	三、特別課金
第七款 埠頭収入	一、不動產取得稅	一、不動產取得稅	一、不動產取得稅
一、警備料	第五款 工巡費	第五款 工巡費	第五款 工巡費
二、埠頭置場料	第六款 使用料	第六款 使用料	第六款 使用料
三、埠頭場使用料	水道料	水道料	水道料
四、渡船場使用料			
第八款 衛生費			
一、衛生費			
第九款 手数料			
一、營業人力車			
二、客馬車			
三、自用人力車			

(244)		(243)	
二、預金利息	四、自動自轉車及	四、自動自轉車及	四、自動自轉車及
第十款 徵收水工費	五、自轉車	五、自轉車	五、自轉車
一、水道金	六、大車	六、大車	六、大車
二、給水工費	七、中車	七、中車	七、中車
第十款 雜收入	八、小車	八、小車	八、小車
一、貸家料	九、商行	九、商行	九、商行
二、大和街撤水費	第十款 財產出生收入	第十款 財產出生收入	第十款 財產出生收入
三、請願巡捕	一、自來水公司	一、自來水公司	一、自來水公司
四、電車配當金			
五、水道計理代			

(246)		(245)	
科目	金額	科目	金額
總計	1,000,000.00	第一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、計	1,000,000.00
第一、俸給手當	300,000.00	第一、前年度繰越金	1,000,000.00
第二、備用品費	200,000.00	第二、繰入金	1,000,000.00
第三、消耗品費	150,000.00	第三、交付金	1,000,000.00
第四、修繕費	100,000.00	第四、雜費	1,000,000.00
第五、印刷費	50,000.00	第五、衛生交付金	1,000,000.00
第六、通信費	30,000.00	第六、自來水公司	1,000,000.00
第七、旅費	20,000.00	第七、納付金	1,000,000.00
第八、其他	10,000.00	第八、雜費	1,000,000.00
第九、其他	10,000.00	第九、其他	1,000,000.00
第十、其他	10,000.00	第十、其他	1,000,000.00

(248)		(247)	
科目	金額	科目	金額
第一、俸給手當	300,000.00	第一、訓練費	100,000.00
第二、備用品費	200,000.00	第二、印刷費	100,000.00
第三、消耗品費	150,000.00	第三、雜費	100,000.00
第四、修繕費	100,000.00	第四、義勇隊費	100,000.00
第五、印刷費	50,000.00	第五、訓練費	100,000.00
第六、通信費	30,000.00	第六、雜費	100,000.00
第七、旅費	20,000.00	第七、雜費	100,000.00
第八、其他	10,000.00	第八、雜費	100,000.00
第九、其他	10,000.00	第九、雜費	100,000.00
第十、其他	10,000.00	第十、雜費	100,000.00

(250)		(249)	
八、消防俸給手當	七,九三〇.〇〇	七,九三〇.〇〇	七,九三〇.〇〇
九、消防被服費	一,三九〇.〇〇	一,〇五〇.〇〇	一,〇五〇.〇〇
一〇、修繕費	一,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇
二、消防器具費	二,八〇〇.〇〇	二,〇〇〇.〇〇	五,〇〇〇.〇〇
三、消防消耗品費	二,〇〇〇.〇〇	一,一〇〇.〇〇	六,〇〇〇.〇〇
三、消防雜費	六〇〇.〇〇	三,〇〇〇.〇〇	三,〇〇〇.〇〇
第五款 土木費	三,三三〇.〇〇	三,三三〇.〇〇	三,三三〇.〇〇
一、俸給手當	九,四〇〇.〇〇	七,六〇〇.〇〇	一,七五〇.〇〇
二、宿舍料	二,五〇〇.〇〇	一,七〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇
三、備人給	五,四三〇.〇〇	六,五〇〇.〇〇	一,〇七〇.〇〇
四、消耗品費	四,〇〇〇.〇〇	三,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇
五、器具費	一,四〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇	
六、修道費	三,四〇〇.〇〇	三,三三〇.〇〇	二,七〇〇.〇〇
七、塘子運河組合費	六,〇〇〇.〇〇	六,〇〇〇.〇〇	
八、柳筒所費	六,五〇〇.〇〇	四,五〇〇.〇〇	二,〇〇〇.〇〇
九、街樹費	一,〇〇〇.〇〇	九〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇
一〇、修繕費	六〇〇.〇〇	六〇〇.〇〇	
二、被服費	六〇〇.〇〇	六〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇
合計	五〇,〇〇〇.〇〇	四〇,〇〇〇.〇〇	一〇,〇〇〇.〇〇
備註	一、九、三〇〇.〇〇 機關手五、火夫五、職工給料年末慰勞金等 二、六、五〇〇.〇〇 土木用具、製園器具、一、ラ部分品宿舍用品、碎石、砂、コルタル、アスファルト、セメント、馬車等 三、七、〇〇〇.〇〇 維持費 四、一、〇〇〇.〇〇 運轉手、人夫、給料、電力、電燈、保險料等 五、一、〇〇〇.〇〇 肥料、移植費、人夫賃、其他 六、一、〇〇〇.〇〇 倉庫、材料置場、宿舍等 七、一、〇〇〇.〇〇 雇、備人、冬夏服外套、帽子雨衣等新調修繕		

(252)		(251)	
三、下水道修繕費	二,〇〇〇.〇〇	一,五〇〇.〇〇	五〇〇.〇〇
三、雜費	一,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇	
四、街燈費	一,九〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇	九〇〇.〇〇
第六款 水道費	三,〇〇〇.〇〇	三,〇〇〇.〇〇	三,〇〇〇.〇〇
一、俸給手當	八,五〇〇.〇〇	八,〇〇〇.〇〇	五〇〇.〇〇
二、備人給	四,五〇〇.〇〇	四,一〇〇.〇〇	四〇〇.〇〇
三、修繕費	五〇〇.〇〇	五〇〇.〇〇	
四、器具費	一,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇	
五、水代費	一,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇	一〇,〇〇〇.〇〇
六、被服費	五〇〇.〇〇	五〇〇.〇〇	
七、消耗品費	一,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇	
八、宿舍料	五〇〇.〇〇	五〇〇.〇〇	
九、雜費	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	
合計	二〇,〇〇〇.〇〇	一七,〇〇〇.〇〇	三,〇〇〇.〇〇
備註	一、二、〇〇〇.〇〇 路面、鐵蓋等 二、一、〇〇〇.〇〇 雜費其他 三、一、〇〇〇.〇〇 電燈料、電球、維持費 四、一、〇〇〇.〇〇 給料手一名、雇員五名、俸給手當、年末慰勞金 五、一、〇〇〇.〇〇 工夫八名、賣水夫四名、點檢夫一名、慰勞金 六、一、〇〇〇.〇〇 給料手當、慰勞金 七、一、〇〇〇.〇〇 湯水、宿舍等修繕 八、一、〇〇〇.〇〇 鐵鑊、鑊、ホース、自轉車等 九、一、〇〇〇.〇〇 三億ガロン見當 一〇、一、〇〇〇.〇〇 雇、備人、夏冬服、外套、雨衣、靴等 一一、一、〇〇〇.〇〇 諸用紙、糸屑、電池等 一二、一、〇〇〇.〇〇 給料手一名、備人一名、備人一名、給料手當、年末慰勞金 一三、一、〇〇〇.〇〇 椅子、椅子、ストーブ、戸棚等新調修繕 一四、一、〇〇〇.〇〇 電燈料、燃料、諸用紙、女房具等、倉庫、宿舍等 一五、一、〇〇〇.〇〇 書記一 一六、一、〇〇〇.〇〇 被服、保險料、水代、人夫等		

(254)

第十款 保淨費	壹,九七〇.〇〇	壹,九七〇.〇〇		一、保給手當 八,七〇〇.〇〇
一、備給手當	八,七〇〇.〇〇	一〇,一六〇.〇〇		二、備人給 三,〇〇〇.〇〇
二、備人給	三,〇〇〇.〇〇	三,〇〇〇.〇〇		三、宿舍料 二,〇〇〇.〇〇
三、宿舍料	二,〇〇〇.〇〇	三,〇〇〇.〇〇		四、器具費 九,八〇〇.〇〇
四、器具費	九,八〇〇.〇〇	三,〇〇〇.〇〇		五、消耗品費 二,五〇〇.〇〇
五、消耗品費	二,五〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇		六、修繕費 一,〇〇〇.〇〇
六、修繕費	一,〇〇〇.〇〇			
			九,五〇〇.〇〇	

(253)

一、保給手當	壹,九七〇.〇〇	壹,九七〇.〇〇	一、保給手當 八,七〇〇.〇〇
二、備舍料	三,〇〇〇.〇〇	三,〇〇〇.〇〇	二、備人給 三,〇〇〇.〇〇
三、宿舍料	二,〇〇〇.〇〇	三,〇〇〇.〇〇	三、宿舍料 二,〇〇〇.〇〇
四、被服費	三,〇〇〇.〇〇	三,〇〇〇.〇〇	四、器具費 九,八〇〇.〇〇
五、器具費	九,八〇〇.〇〇	三,〇〇〇.〇〇	五、消耗品費 二,五〇〇.〇〇
六、消耗品費	二,五〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇	六、修繕費 一,〇〇〇.〇〇
七、藥品費	一,〇〇〇.〇〇		
八、患者費	一,〇〇〇.〇〇		
九、印刷費	一,〇〇〇.〇〇		
〇、修繕費	一,〇〇〇.〇〇		
一、雜費	一,〇〇〇.〇〇		
二、圖書費	一,〇〇〇.〇〇		
			技師二名、技師手二名、書記一名、雇員八名、保給手當、特別手當、慰勞金、使丁七名、火夫給料年末慰勞金
			技師、技師手、書記、雜費、看護服、消毒服、毛布等
			消毒用器具、石灰、石油、諸用紙、文具等
			消毒用藥品各種酒精等
			治療藥品、患者食費
			檢査用紙、藥價傳票等
			宿舍修繕
			水代向大濠札、野大濠校費等
			費等

(256)

科 目	臨時年度	前年度	比增	減較	備 考
第一款 御下賜金紀念 事業積立金	一,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇		一,〇〇〇.〇〇	
一、紀念事業 積立金	一,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇		一,〇〇〇.〇〇	
第二款 事務所費	三,〇〇〇.〇〇	三,〇〇〇.〇〇			
一、事務所增築費	三,〇〇〇.〇〇	三,〇〇〇.〇〇			事務所增築第三〇坪房屋 增築及本二十一戶分 宿舍二十一戶分
第三款 土木費	一,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇			
一、道路築造費	一,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇			昭街
二、橋梁費	一,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇			宮島街
三、下水暗渠費	一,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇			橋立街(森街旭街間)雜工 六噸ローラー一台、乳劑 製造裝置
四、器具費	一,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇			

(255)

七、保險料	四〇〇.〇〇	四〇〇.〇〇			
八、被服費	九,〇〇〇.〇〇	九,〇〇〇.〇〇			三〇〇〇 夏冬服、外套、帽子、脚 絆、襪等 天棚、傷害手當
九、雜費	五,〇〇〇.〇〇	五,〇〇〇.〇〇			
第十款 救助費	五,〇〇〇.〇〇	五,〇〇〇.〇〇			
一、救助費	五,〇〇〇.〇〇	五,〇〇〇.〇〇			
第十一款 課金徵收費	一,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇			
一、特別課金	一,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇			
第十二款 雜支	一,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇			
一、接待費	一,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇			
一、雜支	一,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇			
第十三款 雜費	一,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇			
一、雜費	一,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇			
第十四款 雜費	一,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇			
一、雜費	一,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇			
第十五款 雜費	一,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇			
一、雜費	一,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇			
第十六款 雜費	一,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇			
一、雜費	一,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇			
第十七款 雜費	一,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇			
一、雜費	一,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇			
第十八款 雜費	一,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇			
一、雜費	一,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇			
第十九款 雜費	一,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇			
一、雜費	一,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇			
第二十款 雜費	一,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇			
一、雜費	一,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇			
計	一,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇			
					陸海軍歡迎慰問費八,〇〇〇.〇〇 諸會議一〇〇其他六,〇〇〇.〇〇

		(262)		(261)	
科 目	第一、紀念事業費	本年 預算額	前年 預算額	本年 預算額	前年 預算額
	計	8,000.00	7,000.00	8,000.00	7,000.00
	比 增	1,000.00		1,000.00	
昭和十二年居留民團歲入出追加豫算				昭和十二年度御下賜金記念事業費特別會計歲入出豫算表	
一、銀七萬九千八百貳拾五弗也	入			一、銀八千弗也	出
計	79,825.00			計	8,000.00
臨時部				臨時部	
備考				備考	

		(264)		(263)	
科 目	第九款 團債	本年 預算額	前年 預算額	本年 預算額	前年 預算額
	計	6,650.00	6,650.00	6,650.00	6,650.00
	比 增				
昭和十二年居留民團歲入出追加豫算				昭和十二年度御下賜金記念事業費特別會計歲入出豫算表	
五、在鄉軍人會天津分會補助金	入			一、繰越金	出
計	6,650.00			計	6,650.00
臨時部				臨時部	
備考				備考	

外務省貸下金五十萬圓ニ對スル年賦償還額當額ニ昭和十年年度ノ金三九、六〇八、四〇〇ノ金一九一六年度ノ金一、九〇八、三〇〇ノ金一九一二年度ノ金一、九〇八、三〇〇ノ金銀換算率金二百圓ニ付銀壹百圓ノ制(償還不足額)

(265)		(266)	
昭和十二年度居留民團歲入出追加豫算			
科	目	臨時入	臨時出
第一款	前年度繰越金	117,000.00	
一、繰越金		117,000.00	
計		117,000.00	
昭和十二年度居留民團歲入出追加豫算表			
科	目	臨時入	臨時出
第一、銀四萬二千弗也			
計銀四萬二千弗也			
一、銀四萬二千弗也			
計銀四萬二千弗也			
計			

(266)		(265)	
昭和十二年度故田代將軍記念事業費特別會計歲入出豫算			
科	目	臨時入	臨時出
第三款	土木費		
一、橋梁築造費			
二、下水暗渠費			
第七款	水道費		
一、水道管敷設費			
第三款	土地買收費		
一、土地買收費			
計			

(267)		(268)	
昭和十二年度故田代將軍記念事業費特別會計歲入出豫算表			
科	目	臨時入	臨時出
第一、金五百圓也			
計金五百圓也			
一、金五百圓也			
計金五百圓也			
計			

(268)		(267)	
昭和十二年度故田代將軍記念事業費特別會計歲入出豫算			
科	目	本年豫算額	前年豫算額
第一款	故田代將軍記念事業費	5,000.00	5,000.00
一、記念事業費		5,000.00	5,000.00
計		5,000.00	5,000.00
比較			
		増	減
		5,000.00	0.00
金勘定トス			
要			

(270)		(269)	
第三、工務部			
一、土木			
(一) 處理事項			
一、道路使用願に關する件		一五七件	
二、私設下水道敷設に關する件		二七件	
(二) 工事施行			
1、一般修路			
イ、アスファルト乳劑補修道路			
補修路及面積左の如し		七、五二七、四平米	
秋山街 壽街 住吉街		九、二〇八、六平米	
旭街 秋山街 日支界		五、八四六、〇平米	
伏見街 芙蓉街 住吉街		三、六三〇、〇平米	
淡路街 秋山街 宮島街		約六、〇三五、〇平米	
其他各街路の小破補修面積		三二、二二七、〇平米	
計			
所要材料		四〇三延	
アスファルト乳劑		一三三樽	
コイルタール		二〇、〇立米	
補充碎石			
<p>本年は日支事變の影響を受けて材料の購入は事變突發以來全く杜絶したると、路面の交通を一日も遮断すべからざるとの理由に依り補修路面も極度に制限するの止むを得ざる状態となり前記の通り破損及磨滅甚しき箇所のみを補修せり。</p> <p>ロ、ソリデヂット補修道路</p> <p>補修路面及面積左の如し</p> <p>山口街 三一七、〇平米</p> <p>福島街 二八〇、〇平米</p> <p>新壽街及壽街 五〇、六平米</p> <p>芙蓉街 二一八、〇平米</p> <p>計 八六五、六平米</p> <p>所要材料</p> <p>セメント 五一九袋</p> <p>六分碎石 三四、六立米</p> <p>本年の補修は膠石式にして上記各街は日支事變に伴ひ、重交通量著しく増加し爲に、舗装面の磨</p>			

(272)		(271)	
<p>誠も亦甚大となりしものなり。</p> <p>ハ、セメントタイル舗装歩道補修</p> <p>本年補修せる歩道は主に街路樹を新しく植樹せる箇所にして、其の他は上水道給水工事及私設下水道新設工事跡等を補修せるものとす。</p>			
補修面積			
セメントタイル敷		四〇〇、〇平米	
小破補修面積の内譯		六、〇〇〇、枚	
宮島街全線	一〇%	一、〇八四、七平米	
松島街 壽街 淡路		九〇五、〇平米	
桃山街全線		三三〇、八平米	
扶桑街全線		一四二、五平米	
曙街 秋山 福島		三二七、八平米	
榮街 秋山 宮島		二二三、〇平米	
花園街 秋山 宮島		二二二、〇平米	
春日街全線		五一二、九平米	
明石街全線		七四四、八平米	
須磨街全線		五九四、五平米	
淡路街 宮島 福島		四四〇、〇平米	
三島街 宮島 福島		三二八、〇平米	
興津街全線		一九〇、〇平米	
計		六、〇三五、〇平米	
<p>2、曙街一部道路築造工事</p> <p>自福島街至旭街二十五番地先</p> <p>車道延長 八七、三五米 幅員 六、〇米</p> <p>歩道(片側)延長 九〇、〇〇米 幅員 一、〇米</p> <p>工事方法 直營</p> <p>工事施工 五月十七日着手七月八日竣功</p> <p>工事概要 本工事は福島街道路を起點とし旭街二十五番地先間を舗装したるものにして車道は基礎灰土四五層の上に煉瓦層「コンクリート」を厚一層施し表層に(配合一、二)の膠石を四層施し横断勾配を四十分の一の拋物線に仕上げしものなり。歩道は(福島街交點より向つて右側のみ)基礎灰土四層の上に煉瓦として石灰「モルタル」配合(一、三)厚三層を置き「セメントタイル」を以て勾配六十分之一仕上とし全部竣功せり。</p> <p>工事費内譯</p> <p>材料費 銀壹千六百六拾四弗四拾六仙也</p> <p>工賃 銀七百參拾五弗拾仙也</p> <p>計 銀貳千參百九拾九弗五拾六仙也</p>			

(274)

(273)

<p>本年施行の部</p> <p>材料費 銀五千四百六拾五弗四拾八仙也</p> <p>工賃 銀壹千九百九拾八弗貳拾仙也</p> <p>計 銀七千四百六拾參弗六拾八仙也</p> <p>總計 銀壹萬六千五百四拾七弗八仙也</p> <p>4、松島街雨水溝改造工事</p> <p>自明石街至淡路街 改造箇所 一五ヶ所</p> <p>工事方法 直營</p> <p>工事施工 七月十一日着手七月二十六日竣工</p> <p>工事概要 本工事は上水道配水管布設工事に支障を来すと同時に相當年月を経たる關係上雨水溝の漏水多き爲め之を「コンクリート」製の鑛體となし永久的の強度を有するものに改造せり</p> <p>工事費内譯(水道管布設費より支出)</p> <p>材料費 銀四百參拾五弗五拾仙也</p> <p>工賃 銀壹百貳拾拾仙也</p> <p>計 銀五百參拾五弗七拾仙也</p> <p>5、材料置場移轉並設備工事</p> <p>位置 伏見橋南方埋立地の一帯</p> <p>一、材料置場周圍煉瓦塀 延長 三〇八米</p>	<p>3、宮島街道路擴張工事</p> <p>自橋街至芙蓉街(片側)</p> <p>延長 七〇・〇米 車道巾 四、五米 歩道巾 二、二五米</p> <p>自花園街至榮街(片側)</p> <p>延長 一一五・〇米 車道巾 四、五米 歩道巾 二、二五米</p> <p>工事方法 直營</p> <p>工事施工 三月十三日着手五月二十七日竣工</p> <p>工事概要 本工事は昨年北側車道半分及北側歩道鋪裝工事を施工したる殘部の工事にして、即ち南側車道四、五米を鋪裝し且歩道は二、二五米に改修せるものにして、車道は深さ六〇釐掘取り灰土厚四〇釐を打立て基礎混凝土厚一五釐の上に「アスファルト」乳劑を厚五釐施し横斷勾配を四〇分の一を拋物線に仕上げしものなり</p> <p>歩道は深さ五〇釐を掘取り灰土厚四五釐打立てる上に「セメントタイル」張り仕上げとし、横斷勾配は五〇分の一とす。猶昨年残したる春日街交叉點人孔及前後取り付工及本年施行豫定の芙蓉街交叉點人孔及前後取り付工は全部竣功せり</p> <p>橋街―春日街間南側車道及歩道の改修は明年度に於て施行の豫定なり。</p> <p>工事費内譯</p> <p>昨年施行の部 銀九千八拾參弗四拾仙也</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(276)

(275)

<p>6、天津内堤防々水堤築造工事</p> <p>自日佛境界至八甲台道路 延長 六〇〇・〇米</p> <p>工事方法 請負附託 請負人 秋本 京松</p> <p>工事施工 十月十五日着手十一月三日竣工</p> <p>工事概要 本工事は近年稀なる大洪水の爲に天津市附近一帶が大氾濫をなし、吾日本租界にも其の危險刻々迫り來るため、内堤防に之が防止の目的を以て高さ六〇釐掘取巾一、五米天端巾六〇釐の防水堤を築造したり、之と関連して衛津運河と塘子運河の分派點にも締切堤防を築造し、之に具ふ。</p> <p>尚佛蘭西工務局に於ても、日界外の内堤防に、防水堤を築造し相互防水に極力努力せり。</p> <p>工事費 請負附託額 銀四百四拾四弗也</p> <p>7、開口街(大和橋立)下水本管敷設工事</p> <p>開口街附近は租界發祥の地にして道路衛生設備等舊態の儘今日に及び、下水本管等も之なきは一日も忽せにすべからず、この見地より本年六月追加豫算として四千弗を計上し、先づ杉本留吉に命じて其の本管用四五釐掘取混凝土管を鏡意製作を急がしめつ、ありたるも今次事變の爲めに、その敷設工事は明年度に繰越すの已むなきに至れり。</p> <p>内經四五釐掘取混凝土管 一三三袋 銀一〇一弗七〇仙</p> <p>セメント 一三三袋</p>	<p>1、假道路築造 延長 一六五米</p> <p>一、材料置場敷地 面積 六、〇二九平米</p> <p>場内設備(建築に於て記載せるもの)</p> <p>一、セメント倉庫 一棟 二二〇平米</p> <p>一、クラッシュヤード設備上家 一棟 八三七平米</p> <p>工事方法 直營</p> <p>工事施工 四月二十六日着手六月三十日竣工</p> <p>工事概要 在來の材料置場たりし第二分署裏の敷地は公益會に於て幼稚園舎及其他建築物の指定地となりたる爲本移轉工事を行ふものとす。</p> <p>移轉地先は近年埋立せし所なる故地盤軟弱且つ不良土なるを以て直ちに材料置場に使用する事不可能にして相當の基礎固めをなし尚材料の搬出入に對しては假道路の築造をせり。</p> <p>設備として「セメント倉庫」一棟、碎石機一基を完成せり、尚「アスファルト乳劑製造機」の設置は今回の事變の爲め入荷遅延せるため、振付工事を施行するに至らざる状態となれり。</p> <p>工事費内譯(設備費を除くもの)</p> <p>赤煉瓦 銀貳百四拾六弗也</p> <p>石灰其他材料費 銀八百四拾五弗八拾仙也</p> <p>工賃 銀八百貳拾九弗六拾四仙也</p> <p>計 壹仟參百貳拾壹弗四拾四仙也</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(282)													(281)												
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
二十日	十九日	十八日	十七日	十六日	十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	三月二日	三月一日	廿八日	廿七日	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	廿一日	二十日	十九日	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	晴	晴	晴	晴	曇	晴	天候	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
										〇、二	〇、一	七、三	降水量												
七六二、九	七六六、五	七六五、五	七六六、三	七六六、六	七六三、〇	七六二、二	七五九、一	七五八、八	七六六、七	七六二、九	七六二、三	七六六、〇	氣壓	七五九、〇	七五八、七	七六九、八	七六六、八	七六二、八	七六二、四	七六二、二	七六三、二	七六一、六	七六六、九	七六九、八	
七、四〇	七、四〇	七、四〇	七、四〇	七、四〇	七、四〇	七、四〇	七、四〇	七、四〇	七、四〇	七、四〇	七、四〇	七、四〇	最大風速	四、七	四、九	六、四	七、二	八、二	五、四	五、八	七、二	七、二	三、六	五、〇	三、九
S	N	S	S	N	S	N	N	E	S	S	S	E	風	W	S	S	N	S	N	S	S	S	S	N	
E	E	E	E	E	W	E	W	E	W	E	E	W	向	E	W	W	W	W	W	W	E	E	E	W	

(284)													(283)												
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
廿四日	廿三日	廿二日	廿一日	二十日	十九日	十八日	十七日	十六日	十五日	十四日	十三日	十二日	四月六日	四月五日	四月四日	四月三日	四月二日	四月一日	卅一日	卅十日	廿九日	廿八日	廿七日	廿六日	
雨	曇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
九、一		三、三	〇、三								九、一	一、三	降水量											〇、二	
七六七、二	七六六、四	七七一、三	七六八、三	七五九、五	七五八、一	七六二、〇	七五八、八	七六〇、一	七六二、一	七五八、八	七五九、七	七五三、〇	氣壓	七六五、一	七五九、五	七六二、五	七六〇、七	七六九、〇	七六九、〇	七六三、三	七六七、二	七六六、九	七六三、七	七七一、三	
五、八	五、八	六、一	六、一	六、一	六、一	六、二	六、二	六、二	六、二	六、二	六、二	六、二	最大風速	六、七	六、八	六、四	六、〇	五、八	五、八	四、七	四、九	四、四	四、四	四、〇	
N	S	S	S	N	E	E	N	W	N			S	風	S	S	N	S	S	S	S	S	N	W	N	
E	E	E	E	W	E	E	W	W	W			E	向	E	E	W	E	E	E	E	E	W	W	E	

(286)												(285)											
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
廿九日	廿八日	廿七日	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	廿一日	二十日	十九日	十八日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二月	一月	
〃	〃	晴	雨	雨	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	曇	〃	〃	〃	〃	晴	天候	
七五九、五	七五九、六	七五九、〇	七五九、五	七六一、六	七五九、二	七五九、五	七五七、〇	七五九、八	九五五、三	七五五、一	七五〇、六	七五三、九	七五七、九	七六一、二	七六〇、八	七五四、五	七五二、六	七五八、七	七五二、二	七五八、二	七五七、八	七五七、三	
三、七	四、〇	七、〇	四、四	七、〇	七、四	八、二	八、五	三、九	四、一	六、一	六、七	五、四	五、六	一、〇	六、七	七、五	八、二	六、四	六、二	八、二	六、二	六、二	
W	W	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	W	W	W	W	W	W	W	W	W	W	W	
W	E	E	W	E	E	E	E	E	E	E	E	W	W	E	E	E	E	E	E	E	E	E	

(288)												(287)											
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
七月	七月	七月	七月	七月	七月	七月	七月	七月	七月	七月	七月	六月	六月	六月	六月	六月	六月	六月	六月	六月	六月	六月	
二日	一日	三十日	廿九日	廿八日	廿七日	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	廿一日	十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	
〃	天候	雨	〃	晴	雨	雨	曇	〃	曇	雨	雨	〃	〃	〃	〃	〃	曇	雨	曇	曇	〃	天候	
七、五	九、三	〇、一	〇、一	一、五	七、〇	一、〇	〇、六	〇、六	〇、二	〇、二	四、三	七、五	七、五	七、五	七、五	七、五	七、五	七、五	七、五	七、五	七、五	七、五	
七五〇、四	七五二、一	七五三、五	七五二、七	七五一、七	七五〇、二	七五三、五	七五六、六	七五七、二	七五七、〇	七五五、九	七五五、二	七五八、〇	七五二、九	七五四、二	七五六、四	七五六、四	七五七、八	七五七、五	七五七、二	七五七、五	七五七、五	七五七、二	
四、〇	五、四	五、七	六、〇	四、一	四、九	四、八	四、九	六、七	六、八	五、一	八、一	五、八	七、三	七、五	五、五	五、二	五、八	三、六	三、四	五、一	五、四	七、五	
E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	
E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	

(294)											(293)										
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
十月	十月	十月	十月	十月	十月	十月	十月	十月	十月	十月	十月	十月	十月	十月	十月	十月	十月	十月	十月	十月	十月
廿九日	三十日	三十一日	一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	廿八日	廿七日	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	廿一日	二十日	十九日	十八日
天候	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴
降水量	二四、二	〇、三	〇、三	〇、三	〇、三	〇、三	〇、三	〇、三	〇、三	〇、三	二七、六	二七、六	二七、六	二七、六	二七、六	二七、六	二七、六	二七、六	二七、六	二七、六	二七、六
氣壓	七六三、五	七六二、一	七六〇、九	七六〇、四	七六〇、四	七六〇、四	七六〇、四	七六〇、四	七六〇、四	七六〇、四	七六二、一	七六二、一	七六二、一	七六二、一	七六二、一	七六二、一	七六二、一	七六二、一	七六二、一	七六二、一	七六二、一
最大風速	四、九	三、一	三、一	三、一	三、一	三、一	三、一	三、一	三、一	三、一	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三
風向	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N

(296)											(295)										
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月
十八日	十九日	二十日	二十一日	二十二日	二十三日	二十四日	二十五日	二十六日	二十七日	二十八日	廿一日	廿二日	廿三日	廿四日	廿五日	廿六日	廿七日	廿八日	廿九日	三十日	卅一日
天候	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴
降水量	三、四	三、五	〇、二	〇、二	〇、二	〇、二	〇、二	〇、二	〇、二	〇、二	〇、二	〇、二	〇、二	〇、二	〇、二	〇、二	〇、二	〇、二	〇、二	〇、二	〇、二
氣壓	七六三、四	七六三、一	七六二、九	七六二、八	七六二、七	七六二、六	七六二、五	七六二、四	七六二、三	七六二、二	七六四、九	七六四、八	七六四、七	七六四、六	七六四、五	七六四、四	七六四、三	七六四、二	七六四、一	七六三、〇	七六二、九
最大風速	四、九	四、九	四、九	四、九	四、九	四、九	四、九	四、九	四、九	四、九	四、七	四、七	四、七	四、七	四、七	四、七	四、七	四、七	四、七	四、七	四、七
風向	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N

(298)												(297)											
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
廿四日	廿三日	廿二日	廿一日	二十日	十九日	十八日	十七日	十六日	十五日	十四日	十三日	十二月一日	十二月二日	十二月三日	十二月四日	十二月五日	十二月六日	十二月七日	十二月八日	十二月九日	十二月十日	十二月十一日	十二月十二日
晴	曇	〃	〃	〃	〃	〃	晴	曇	〃	〃	〃	〃	〃	晴	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
七七〇・九	七六九・八	七六八・七	七六七・六	七六六・五	七六五・四	七六四・三	七六三・二	七六二・一	七六一・〇	七六〇・九	七五九・八	七六九・九	七六八・八	七六七・七	七六六・六	七六五・五	七六四・四	七六三・三	七六二・二	七六一・一	七六〇・〇	七五九・九	七五八・八
三・五	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	一〇・九	八・三	六・一	四・〇	三・七	三・二	三・〇	二・八	二・七	二・六	二・五	二・四
S	N	N	S	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	
S	S	E	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	
W	E	W	W	W	W	W	E	E	E	E	E	W	W	W	W	W	W	W	W	W	W	W	

(300)												(299)											
南運河	ウエズ運河	海河	河川及観測地點	楊柳	獨流鎮	小西營門外	全西側	線交又南側	外堤防津浦支	陳唐莊津浦	觀測地點	ウエズ運河	南運河	子牙河	觀測地點	陳唐莊津浦	外堤防津浦支	線交又南側	全西側	獨流鎮	楊柳		
一月三十一日	一月二七日	一月二二日	一月二〇日	一月一六日	一月一〇日	一月〇六日	一月〇三	一月〇一	十二月二五	十二月二二	十二月二〇	一月一〇日	一月〇九日	一月〇九日	十二月二五	十二月二二	十二月二〇	十二月一七	十二月一四	十二月一〇	十二月〇六	十二月〇三	
四・八八	二・九〇	四・〇六	二・九〇	一・〇四	九・二四	五・三九	五・四六	五・三九	五・四四	五・四四	五・四四	三・三六	六・五三	六・七三	三・三六	三・三六	三・三六	三・三六	三・三六	三・三六	三・三六	三・三六	
晴	晴	曇	曇	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	
北	西	西	西	北	南	北	北	西	西	西	西	南	南	南	南	南	南	南	南	南	南	南	

(301)

(302)

子牙河	一〇三・一	五・五九	晴	三・七〇	南
陳唐莊浦支線南側	一一二・九	一〇・三〇	晴	三・七〇	南
外堤防津浦支線交又點南側	一一二・九	一一・〇〇	晴	三・七〇	南
全西側	一一二・九	一一・〇〇	晴	三・七〇	南
小西橋門外	一一二・九	一四・〇〇	晴	三・七〇	南
獨流鎮	一〇二・五	八・〇〇	晴	三・七〇	南
楊柳青	一〇二・三	一・二〇〇	晴	三・七〇	南
洪水對策工事					
馬廠河堤防復舊工事					
一、位置 馬廠河左岸					
一、施工 第一工區	九月二十七日着工	十月十五日竣工			
第二工區	九月十六日着工				
一、概要	本工事は今回の大洪水により延長二十四軒に亘る馬廠河左岸堤防の決壊せるを復舊し水の馬廠河以北の平原に浸入するを防止するを以て決壊區域を二工區に分ち津浦線下				
流約十三軒の間を第一工區となし残餘を第二工區となして何れも貞森会社に命じて晝夜兼行其應急復舊作業に當らしめたり即ち復舊箇所は第一工區九個第二工區二個所にして土運の流失を防ぐため留杭を打ち込みその間に土囊を詰め込み復舊せり					
斯くして第一工區は九月二十七日着工十月十五日竣工第二工區は十月十六日着工十二月二十八日に至り完全にその目的を達成するを得たり高引續き手直し工事中なるも昭和十三年早々全工事は完了を見る豫定なり					
本工事は總て軍より支出せり					
第一工區工費 金貳萬八千九百四拾貳拾錢也					
第二工區工費 約金四萬貳千圓也					
獨流鎮(第三堡先) 假橋架設及堤防切斷工事 (但官給材料費を含まず)					
一、位置 獨流鎮子牙河開王口鎮に至る三叉路の北側に假設す					
(イ) 架橋工事 長一〇〇・〇米 有効幅員三・〇米					
(ロ) 堤防切斷工事 長六〇・〇米 深一・五〇米					
(ハ) 護岸工事 長五〇・〇米					
(ニ) 前後道路取付工事					
工事方法 本工事は第二兵站監部交通部よりの依頼により民間工務部監督のもとに土木工務所を					

(303)

(304)

して請負しむ。					
工事施工 九月二十八日着手十月十二日竣工					
一、概要 本工事は此度の洪水により、子牙河方面戦線の唯一兵站線たる全河堤防(自獨流鎮至王口鎮)が南側に氾濫せる水の爲危機に瀕せし爲(當時子牙河と氾濫區域との落差一米餘あり)第三堡先三叉路に一〇〇米の假橋を架設し、然る後に全ヶ所堤防を切斷し子牙河に導流し、以て氾濫水位を降下せしむ可くなせる工事也。					
工事費内譯					
官給材料費 一、金壹萬六拾貳圓也					
工事費 一、金五仟八百參拾圓也					
總計 一、金一萬五仟八百九拾貳圓也					
但し本工事は全部軍より支出されたるものなり。					
紀家莊開門及津浦支線暗渠縮切工事					
一、位置 外堤防津浦支線交又點以東					
一、施工 十月四日着工 十月二十日竣工					
一、概要 本工事は今回の大洪水により紀家莊開門津浦支線暗渠及踏切地點等より水の天津市街方面に浸入するを防ぐ目的を以て榮順洋行に命じて晝夜兼行にて麻袋を詰め込み應急作業をなさしめたるものにして即ち紀家莊開門内及暗渠には麻袋を詰め込み杭により流失を防止し踏切には麻袋を積み重ね補強をなしその目的を達成せり					
本工事は總て軍より支出されたり					
金七千九百六拾七圓貳拾錢也					
賀家口開門縮切工事					
一、位置 天津市東南郊賀家口					
一、施工 十月六日着工 十月九日竣工					
一、概要 本工事は今回の大洪水により増水せる海河が滿潮時舊海河道より逆入し賀家口開門より天津市街方面に浸入するを防ぐ目的を以て貞森会社に命じて應急作業をせしめたり即ち開門木扉間及外側に麻袋を詰め込み縮切工事をなせり高引續き手直し工事中なるも昭和十三年早々堤防の補強とせり					
本工事は總て天津市治安維持會より支出されたり					
銀九百九拾八圓七拾仙也					
津灰開門縮切及外堤防補強工事					
一、位置 外堤防					
一、施工 十月七日着工 十月十二日竣工					
一、概要 本工事は今回の大洪水により津灰開門より水の天津市街方面に浸入するを防ぐ目的及び津浦支線外堤防交又點附近より約二軒の間外堤防は風波により危險となりしため補強の目的を以て三和洋行に命じて應急作業をなさしめたるものにして即ち津灰開門は木扉間に土を					

詰め込みありしも尙不充分なるため翼壁の線まで麻袋を積み縮切をなす外堤防津浦支線交又點より約二杆の間は堤上に麻袋を積み側面には柳の伐採せるものを並べ風波による堤の崩壊を防止せり其他津灰開門附近に懸架ありしものもこれにも麻袋を積み補強をなし又其附近下水吐出口も水の逆入するを防ぐ爲め麻袋を詰め込み縮切をなす
本工事の費用は總て天津市治安維持會より支出されたり
銀四千貳拾五兩七拾仙也

天津内堤防防水堤築造工事
一、位置 白日佛堤界至八里台道路
一、施工 十月十五日着工 十一月三日竣功
一、概要 本工事は近年稀なる大洪水のために天津市附近一帯が大浸灌をなし日本租界にも其の危険刻々迫り来るため内堤防にこれが防止の目的を以て秋本工務所に命じて緊急工事をなさしめたり即ち高さ六〇釐度巾一・五米天端巾六〇〇米の防水堤を築造せり
工事費 請負附託額 銀四百四拾兩也

衛津運河塘子運河分派點縮切堤築造工事
一、位置 海光寺南
一、施工 十月十八日着工 十一月三日竣功
一、概要 本工事は今回氾濫せる水が外堤防を決潰して天津市街方面に浸入するを防ぐ目的を以て衛津運河と塘子運河との分派點に於て内堤防を連絡せしめ以て衛津運河より塘子運河に流入するを遮断せんとする縮切堤を構築せんとし秋本工務所に命じて緊急工事をなせしめたり即ち延長三四米の間巾三・〇米高二七米の縮切堤を構築せり
本工事費は總て軍より支出せり
金八百四拾兩八拾錢也
(但し官給材料費を含まず)

(305)

南運河和鎮附近決潰堤修復工事
一、位置 南運河和鎮附近左岸
一、施工 十月二十三日着工 十一月十六日竣功
一、概要 本工事は今回の大洪水により南運河左岸は各所に於て決潰し水は南運河子牙河間の平原に浸入せり爲めに南運河は漸次減水し和鎮附近に於ては殊に甚しく航行の困難を憂慮さるるに至れりよつて和鎮附近の決潰箇所を復舊し減水を防止する目的を以て貞森会社に命じて緊急作業せしめたり即ち決潰ヶ所約五十米の間杭打ちをなし土囊の流失を防ぎその杭間に土囊を詰め込み復舊せり
本工事費は總て軍より支出せり
金四千七百八拾兩也

ポンプ船使用

塘子運河海河合流點
一、施工 十月二十六日就業 十一月二十日終業
一、概要 今回の大洪水により海河の支流塘子運河より海河の水位高くなりたるため海河塘子運河の合流點より逆入し天津市街方面に浸入するを防ぐため塘子運河の開門を閉ぢ南滿洲鐵道株式會社より軍の借用せるポンプ船長山丸によりて塘子運河の水を海河に放流せり
本工事に必要なる經費は總て軍より支出せり

南運河右岸堤防修復工事
一、位置 獨流鎮上流三〇杆の地點
一、施工 十月三十日着手 十二月二十三日竣功
一、概要 本工事は今回の大洪水により獨流鎮の上流に於て南運河右岸の堤防が決潰し氾濫せる水が天津市郊外の外堤防及津浦支線に溢れ及天津市街は爲に浸水の懸念頗る濃厚となれり故に可急的に決潰ヶ所を復舊し天津市街を水害より救ひ又以て大沽道路及塘沽天津間の軍輸道路をも回復せしむる目的のもとに施工せり
工事は施工の都合上控堤を復舊せりものと大小の決潰ヶ所四ヶ所を復舊せり其の内譯左の如し

(307)

第一號工事 延長 一三五米 上巾 七〇米 平均高 四・七五米
第二號工事 延長 一三七米 上巾 七〇米 平均高 三・〇米
第三號工事 延長 一七〇米 上巾 七〇米 平均高 二・〇米
第四號工事 延長 一〇〇米 上巾 七〇米 平均高 三・〇米

施工は杉本工務局の手により材料は軍より支給されしものなり工事は土筒杭を舟打となし水深に應じて杭長八、米及四米末口一五釐のものを使用し杭間隔は一、〇米とし横梁及鐵線の類にて充分杭補強したる後土囊又は蘆類或は堰板等を用ひて縮切をなし然る後土砂を堆出し仕上げたるものとす据付けは前面及後面に約一割五分乃至二割の割合を付け仕上げたるものとす
本工事の費用は總て軍より支出されたり總工事費
金 九萬六千五百五拾兩參拾五錢也
内譯 請負附託額四萬貳千五百兩也
官給材料費五萬參千六百五拾四兩參拾五錢也
洪水視察調査並防水工事監督出張表

月日	用件	出張先	氏名	備考
八二〇	天津外圍堤防視察調査	天津外圍堤	山本 技師	
クク	全右	全右	小林 技手	
クク	全右	天津外圍堤	大場 技手補	
クク	天津外圍堤防視察並調査	天津外圍堤	山本 技師	
クク	全右	全右	小林 技手	
クク	全右	天津外圍堤	大場 技手補	
八二九	天津外圍堤防視察並調査	天津外圍堤	小林 技手	
クク	全右	全右	大場 技手補	
クク	全右	天津外圍堤	大場 技手補	

		(314)	(313)
街名	山名	前年街樹數	本年補植數
山名	口	六四	二
旭		一一二	二
榮		五七	一
花		三〇	一
美		一九	一
春		一一三	一
明		一五七	一
須		一四三	一
淡		二三〇	一
秋		二〇	一
松		二五九	一
宮		二〇五	一
伏		一二九	一
見		一二九	一
本年枯死數		一	一
本年新植數		一	一
現在街樹數		六三	一〇三

一三	全	獨	全	大場技手補	一泊
〃	南運河、獨流鎮上流三KM地點	獨	全	山本技師	
一二四	堤防修築工事視察	獨	全	尾崎技手	
一二四	南運河、獨流鎮上流三KM附近	獨	全	山本技師	
一二六	堤防修築工事監督	獨	全	山本技師	
一二六	天津外圍堤防視察並調査	獨	全	山本技師	
〃	全	獨	全	吉田技手補	
〃	全	獨	全	吉田技手補	
一二七	南運河獨流鎮上流三KM附近	獨	全	山本技師	
一二七	堤防修築工事視察	獨	全	山本技師	
一二九	全	獨	全	山本技師	
一二九	南運河獨流鎮上流三KM附近	獨	全	山本技師	
一二二	附近堤防修築工事材料添附	獨	全	吉田技手補	

現在に於ける街路樹の成績状態左の如し
(但し昭和十二年十二月現在)

		(316)	(315)
庭	白	計	二〇〇
楊	樹	計	一三〇
樹	樹	計	二、九八五
計			二、九八五

本年度に於ける、街路樹の枯死が例年に比較して多數なるは、此度の日支事變のため日界の交通量幅狭し従つて自動車による損傷最も多く且心なき人々のため生長せんとする幹木を切斷されしもの八十數本を算す、故に冬期に於ける寒氣の影響による自然枯死は少數なりき。

此の外本願寺境内苗圃地に榎樹一二〇本アカシヤ八五本の苗木あり。療病院裏苗圃地は野戰病院建築の爲榎樹一五〇本アカシヤ一〇〇本切倒したるも榎樹八五本アカシヤ四〇本の苗木あり、兩苗圃地の内より來年度に於ける移植に適せる苗木は六〇本内外の見込みなり。

二、建 築

(一) 處 理 事 項

一、建築許可申請に關する件 八一件

(二) 工 事 施 工

1、消防隊新築工事

構造 煉瓦造り一部「カーテンウォール式」三階建一部四階火の見塔屋建壹棟「ガッリン」

庫平家建一棟

楸	五三	一	八	四	四五
山	二五二	一三	一九	一	二四六
橋	一八	一	一	一	一七
三	七一	三	一	一	七三
興	二二	一	一	一	二〇
壽	一	一	一	一	一四〇
長安東西里	六三	一	一	一	六一
住	三六	一	一	一	三二六
ウヱズ運河堤防	二六	一	一	一	二六八
合	二、五六八	九三	一九七	五二一	二、九八五

現在街樹種別左の如し。

槐 二二六本
大アカシヤ 五五三本
柳 七一本
紅花樹 六二本

(317)

坪数	總延坪	八四七・二四平方米
内	一 階	二八二・七八平方米
	二 階	二二六・八〇
	三 階	二七四・三三
	四 階(火の見)	一五・三〇
	地下室	四三・四四
	ガリリン庫	四・六〇
	總延坪	八四七・二四平方米
工事方法	請負 渡邊 昌男(公入札)	
工事施工	昭和十一年十一月十八日着手 昭和十二年十一月十五日竣工(工事遅延のため)	
工事概要	本工事は舊年の繼續工事とす	
基礎	栗石搗固め「コンクリート」打ち「三灰土」	
側壁	煉瓦造り一部「カーテンウォール式」造り	
屋根	漆屋根鐵筋コンクリート防水層施工	
床	階下及地下室「コンクリートモルタル」塗り二三階鐵筋「コンクリートモルタル」塗り	
階段	内階段鐵筋コンクリート人造石磨き出し外階段鐵筋階段	

(318)

建 具	表出入口「シャッター」側窓「スチールサッシュ」其他窓出入口木造ベンキ塗り	
外部仕上	腰風石積壁一部「スクラッチタイル」張り及人造石洗出し「キブス」欠落し背面モルタル塗り	
内部仕上	漆喰塗仕上げ一部「ラス」張り「モルタル」塗り仕上げ	
浴 室	座敷は軟敷き	
電燈水道其他附帯工事	一式	
暖房工事(別途工事)	一式	
2. 消防除煙房工事		
構造	(1) 汽 鐘 装 置 「前田ボイラー」三M一六型	
	(2) 放 熱 器 装 置 滿洲ギルト六〇型及三八型	
	(3) 配 管 装 置 一式	
	(4) 煙 道 装 置 一式	
	(5) 保 温 及 塗 装 一式	
工事方法	請負 請負人 片 崎 (指名入札)	
工事施工	昭和十二年五月廿五日着手 十一月一日竣工(事件のため遅延)	
工事概要	本工事は既設重式蒸気暖房装置にして採面積六六〇平方米放熱面積一一八・二五平方米にして常用汽壓〇二軒を以て送汽配管を通じ各室に配置せる放熱器に送る室内を温め結水は還水主管を経て汽鐘に送られる装置汽鐘給水装置汽鐘排水装置に	

(319)

要する設備一式を含むものとす	
工事費内訳	
請負附託額	銀五萬貳千卅也
追加工事	銀貳千九拾參卅四拾也
暖房工事	銀五千參百五拾七卅六拾也
スチールサッシュ及シャッター一式(局給)	銀四千參百八拾五卅也
セメント	銀四千四百五拾五卅也
總計	銀四萬八千貳百四拾壹卅五拾也
3. 保潔課事務所及車庫新築工事	
構造	煉瓦造り平家建
坪数	建坪 二五六・〇五平方米
内	
車庫	一五五・一〇平方米
事務所	四八・九五
倉庫	四一・二五
便所	一〇・七五
計	二五六・〇五
工事方法	請負 請負人 李 起 卿(公入札)

(320)

工事施工	昭和十二年四月廿一日着手 六月七日竣工
工事概要	基礎灰土打ち煉瓦一、五B積小屋組木造化粧裏板打ち土居露外部化粧目地内部漆喰塗り腰一米「モルタル」塗り仕上げ、出入口扉板戸兩開き木部「ベンキ」塗り仕上げ
工事費内訳	
請負附託額	銀四千七百八拾卅也
追加工事	銀四百貳拾參卅六拾也
モルタル管	銀五拾五卅也
セメント	銀三百八拾七卅也
總計	銀五千六百四拾五卅六拾也
4. 領事館門衛所新築工事	
構造	煉瓦造り平家建
坪数	建坪 二二・六六坪
工事方法	請負 請負人 北岡 工程所(指名入札)
工事施工	昭和十二年六月一日着手 七月廿日竣工
工事概要	基礎灰土壁體一、五B外部化粧積腰一米人造石洗出し内部漆喰塗の床板張りの暖敷き一部椽子板張りの屋根木部洋小屋組支那瓦葺き木部「ベンキ」塗り砥粉塗りの仕上げ
工事費内訳	

(322)

(321)

<p>請負附託額 追加工事 一式 セメント 四〇〇袋(局給) 銀百四拾四弗八拾仙也 銀參百六拾弗也 銀參千八百四拾八拾仙也</p> <p>5、民團事務所ボイラー室増設工事 構造 煉瓦造り平家建(地階付き) 坪數 總延坪 二四四、九六平方 内 譯</p> <p>事務所一階 一〇〇、〇八平方 地下室 七七、四〇〇 便所其他一階 四四、八〇〇 ボイラー室地下室 二二、六八〇 總延坪 二四四、九六平方</p> <p>工事方法 請負 請負人 秋本 京松(公入札) 工事施工 昭和十二年五月廿六日着手 九月卅日竣工(事件のため五十日延期) 工事概要 本工事は在來建物に増築するものにして在來にならひ施工するものとす</p> <p>1、事務所増築 基礎割栗石「コンクリート」打ち壁体「B」外部化粧目地一部「モルタル」塗り床鐵筋「コ ンクリートモルタル」塗り「リノリューム」敷き陸屋根鐵筋コンクリート防水層施工間仕 切木造木樑階段一ヶ所木造。一ヶ所鐵筋コンクリート内部壁及天井漆喰塗り木部「ベ ンキ」塗り天窓取設 2、ボイラー室増築 基礎割栗石「コンクリート」壁体一、五B外部化粧目地仕上内部白灰塗一部「モルタル」 塗り一階床鐵筋「コンクリートモルタル」塗り屋根洋小屋木造支那瓦葺き壁天井、漆 喰塗り木部「ベンキ」塗り仕上とす 3、改 造 木造階段及鐵製階段、間仕切其他 1、立 關 改 造 在來石段を前方に出し出入口扉三ヶ所新設外部人造石洗出し内部漆喰塗りとす</p> <p>工事費内譯 請負附託額 銀壹萬參千八百八拾弗也 追加工事 銀四千九百參拾九弗貳仙也 煉瓦配管其他 銀九百六拾壹弗五拾五仙也 ボイラー修繕其他 一式 銀壹千六百貳拾九弗七拾參仙也 ボイラー増設(局給) 金四百五拾圓也 セメント一、五〇〇袋(局給) 銀壹千參百五拾弗也</p>	<p>請負附託額 追加工事 一式 セメント 四〇〇袋(局給) 銀百四拾四弗八拾仙也 銀參百六拾弗也 銀參千八百四拾八拾仙也</p> <p>5、民團事務所ボイラー室増設工事 構造 煉瓦造り平家建(地階付き) 坪數 總延坪 二四四、九六平方 内 譯</p> <p>事務所一階 一〇〇、〇八平方 地下室 七七、四〇〇 便所其他一階 四四、八〇〇 ボイラー室地下室 二二、六八〇 總延坪 二四四、九六平方</p> <p>工事方法 請負 請負人 秋本 京松(公入札) 工事施工 昭和十二年五月廿六日着手 九月卅日竣工(事件のため五十日延期) 工事概要 本工事は在來建物に増築するものにして在來にならひ施工するものとす</p> <p>1、事務所増築 基礎割栗石「コンクリート」打ち壁体「B」外部化粧目地一部「モルタル」塗り床鐵筋「コ ンクリートモルタル」塗り「リノリューム」敷き陸屋根鐵筋コンクリート防水層施工間仕 切木造木樑階段一ヶ所木造。一ヶ所鐵筋コンクリート内部壁及天井漆喰塗り木部「ベ ンキ」塗り天窓取設 2、ボイラー室増築 基礎割栗石「コンクリート」壁体一、五B外部化粧目地仕上内部白灰塗一部「モルタル」 塗り一階床鐵筋「コンクリートモルタル」塗り屋根洋小屋木造支那瓦葺き壁天井、漆 喰塗り木部「ベンキ」塗り仕上とす 3、改 造 木造階段及鐵製階段、間仕切其他 1、立 關 改 造 在來石段を前方に出し出入口扉三ヶ所新設外部人造石洗出し内部漆喰塗りとす</p> <p>工事費内譯 請負附託額 銀壹萬參千八百八拾弗也 追加工事 銀四千九百參拾九弗貳仙也 煉瓦配管其他 銀九百六拾壹弗五拾五仙也 ボイラー修繕其他 一式 銀壹千六百貳拾九弗七拾參仙也 ボイラー増設(局給) 金四百五拾圓也 セメント一、五〇〇袋(局給) 銀壹千參百五拾弗也</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(324)

(323)

<p>請負附託額 追加工事 一式 セメント 二五袋(局給) 銀百貳拾五弗也 銀壹千五百七拾貳弗貳拾仙也</p> <p>6、クラツンヤ上家新築工事 構造 煉瓦造り平家建 坪數 建坪 二五、三三坪 工事方法 請負 請負人 星野順次郎(指名入札) 工事施工 昭和十二年六月十九日着手 七月卅日竣工 工事概要 基礎「コンクリート」二方煉瓦積家築下柱煉瓦一、五B積内外共「モルタル」塗り「セ メント」刷毛引床地均し屋根木造洋小屋組化粧波形亜鉛引鐵板「ミ」葺き</p> <p>工事費内譯 請負附託額 銀九百四拾弗也 煉瓦 瓦 三二、一〇〇枚(局給) 銀壹百六拾八弗貳拾仙也 セメント 一五〇袋(局給) 銀壹百參拾五弗也 總計 銀壹千貳百四拾壹弗貳拾仙也</p> <p>7、土倉倉庫新築工事 構造 煉瓦造り平家建 坪數 建坪 二〇、〇〇平方 工事方法 請負 請負人 齋藤新三郎(指名入札) 工事施工 昭和十二年七月廿日着手 十月六日竣工(事件のため遅延)</p> <p>工事概要 基礎灰土打ち煉瓦一、五B化粧積内部刷毛引、床地均し屋根木造丸太小屋波形亜鉛 引鐵板「ミ」葺き庇鐵筋「コンクリートモルタル」塗り</p> <p>工事費内譯 請負附託額 銀壹千貳百弗也 煉瓦 瓦 四五、〇〇〇枚(局給) 銀百參拾五弗八拾仙也 セメント 一〇〇袋(局給) 銀九拾弗也 總計 銀壹千五百貳拾五弗八拾仙也</p> <p>8、渡廊下新築工事 構造 木造 坪數 建坪 一四、三〇平方 工事方法 請負 請負人 北岡工程所(指名入札) 工事施工 昭和十二年十一月廿日着手 十二月廿日竣工 工事概要 基礎「コンクリート」一米高柱下煉瓦一、五B積「モルタル」塗り廊下椽子板張り 側、板張り階段木造、小屋化粧小屋根、屋根裏板打ち亜鉛引鐵板「ミ」葺きとす 木部「ベンキ」塗り</p> <p>工事費内譯 請負附託額 銀壹千參百四拾七弗貳拾仙也 セメント 二五袋(局給) 銀百貳拾五弗也 總計 銀壹千五百七拾貳弗貳拾仙也</p>	<p>請負附託額 追加工事 一式 セメント 二五袋(局給) 銀百貳拾五弗也 銀壹千五百七拾貳弗貳拾仙也</p> <p>6、クラツンヤ上家新築工事 構造 煉瓦造り平家建 坪數 建坪 二五、三三坪 工事方法 請負 請負人 星野順次郎(指名入札) 工事施工 昭和十二年六月十九日着手 七月卅日竣工 工事概要 基礎「コンクリート」二方煉瓦積家築下柱煉瓦一、五B積内外共「モルタル」塗り「セ メント」刷毛引床地均し屋根木造洋小屋組化粧波形亜鉛引鐵板「ミ」葺き</p> <p>工事費内譯 請負附託額 銀九百四拾弗也 煉瓦 瓦 三二、一〇〇枚(局給) 銀壹百六拾八弗貳拾仙也 セメント 一五〇袋(局給) 銀壹百參拾五弗也 總計 銀壹千貳百四拾壹弗貳拾仙也</p> <p>7、土倉倉庫新築工事 構造 煉瓦造り平家建 坪數 建坪 二〇、〇〇平方 工事方法 請負 請負人 齋藤新三郎(指名入札) 工事施工 昭和十二年七月廿日着手 十月六日竣工(事件のため遅延)</p> <p>工事概要 基礎灰土打ち煉瓦一、五B化粧積内部刷毛引、床地均し屋根木造丸太小屋波形亜鉛 引鐵板「ミ」葺き庇鐵筋「コンクリートモルタル」塗り</p> <p>工事費内譯 請負附託額 銀壹千貳百弗也 煉瓦 瓦 四五、〇〇〇枚(局給) 銀百參拾五弗八拾仙也 セメント 一〇〇袋(局給) 銀九拾弗也 總計 銀壹千五百貳拾五弗八拾仙也</p> <p>8、渡廊下新築工事 構造 木造 坪數 建坪 一四、三〇平方 工事方法 請負 請負人 北岡工程所(指名入札) 工事施工 昭和十二年十一月廿日着手 十二月廿日竣工 工事概要 基礎「コンクリート」一米高柱下煉瓦一、五B積「モルタル」塗り廊下椽子板張り 側、板張り階段木造、小屋化粧小屋根、屋根裏板打ち亜鉛引鐵板「ミ」葺きとす 木部「ベンキ」塗り</p> <p>工事費内譯 請負附託額 銀壹千參百四拾七弗貳拾仙也 セメント 二五袋(局給) 銀百貳拾五弗也 總計 銀壹千五百七拾貳弗貳拾仙也</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(325)

(326)

本年度に於て保潔課事務所及倉庫車庫を埋立地伏見橋西に建築し六月一日移轉す
 七月七日蘆溝橋に於て火の手を發したる日支事變は高課に最も大なる影響を與へ七月八日天津第
 二聯隊より作業用トラック三台の徵費を受け内一台は全月十日に歸庫し他の二台は八月十二日十
 月二十日に返還を受けたり其間に於て廢品處分を受けたる三台を修繕して作業用として七月十
 三日より市内道路の撒水を中止し東機局及停車場等へ飲食水を送り現に猶飲料水を運搬しつゝあ
 り
 租界内の作業に對しては八月四日新規二台のトラックを買入れ作業に差支へなき場合は民間配給
 品の稅關碼頭よりの運搬天津兵站司令部の依頼により支那街の軍の病院及宿營地の保潔作業等一
 時間として休む間も無く現に猶繼續中なり

作 業 編 成

本年内當課の作業編成は左の如し

作業種別 道路掃除及除雪 道路撒水 公私設下水道掃除及汚水泥土排泄 塵芥除去 屎尿汲取
 塵芥箱及函便器の消毒

係人員 書記一名(主任) 雇員四名 巡捕四名 苦力頭五名 自動車運轉手一〇名 全助手四名
 揚水場監視八三名 使丁一名 炊事夫二名 夜番一名 大工一名 自動車附人夫一六名
 道路掃除夫五〇名 塵芥除去夫六〇名 下水掃除夫四四 消毒其他雜役夫一〇名 便所

掃除三名 屎尿汲取夫(請負人供給)六〇名

作業區域

第一區 福島街以北花園街以東
 第二區 福島街以南花園街以東
 第三區 花園街以西明石街以東
 第四區 明石街以西任吉街以東
 第五區 海光寺兵營

各區編成

現場監督員(雇員)一名、巡捕一名、苦力頭一名、道路掃除、下水道掃除、塵芥除去
 屎尿除去、各人夫約五〇名

主要器具

運搬用トラック七輛、塵芥自動車三輛、道路掃除用箱車二七台、塵芥運搬用箱車三五台
 汚泥運搬用手押車一五台、汚水運搬用箱車三台、塵芥運搬箱二〇〇、除雪籠一七〇、下
 水道管掃除用卷揚機ワイヤロープ及泥土運搬籠等

作 業 狀 態

各種作業を作業別に記述すれば左の如し

(一) 道 路 掃 除

(327)

(328)

道路掃除 全街路(延長六里四八間)並公私設胡同
 道路掃除夫 五〇名
 塵芥運搬車 二七台

掃除方法及狀態

前年の通り道路全般に互り午前午後一往復宛竹帚及草帚スコップを使用し掃除を行へり、全般的
 に清潔状態を見るはときは年々人車道の舗装完成せられ作業は著しく進捗し年々清潔状態は向上
 しつゝ、あり然れども本年七月に入つて日支事變突發以來本租界内は軍隊の出入に加へて異數の内
 地人増加となり家庭の造作電々会社の地下線敷設等の爲め作業甚だ困難にて努力に對する充分の
 効果を得られざる状態に終せり

(二) 道 路 撒 水

撒水道路 全街路(三十三街路)
 撒水自動車 大型一輛、小型二輛、積載數大形チガロン、小型各五百ガロン
 從 業 員 運轉手三、全助手三、揚水夫三

撒水方法及狀態

撒水の方法は時季天候に應じ變更しつゝありて一定せざるも最も必要なるは五六七の三ヶ月にし
 て同期間は日出より日没に至る迄全車輛を運轉せり然る處七月十四日より東停車場にて軍馬及出
 征軍車に飲料水の供給及飛行場に送水等軍用に供する事となり撒水を中止せり爾後今日に至るも
 猶各水道敷設なきヶ所に飲料水を運搬しつゝあり

(三) 除 雪 作 業

回轉刷毛附自動車 壹輛(大型撒水自動車)
 運搬自動車 五輛(塵芥運搬自動車)
 手 引 車 六二台(塵芥道路用箱車)
 除 雪 籠 一七〇個

除雪方法及狀態

本年内の降雪は一月に一回二月に一回三月に入つて一回にして降雪量も多からず除雪作業に要せ
 し臨時人夫は延數二四六一名にして例年より少なし

(四) 公 私 設 下 水 道 掃 除

汚泥運搬車 一五台
 汚水運搬車 三台
 通管卷揚機 二台
 下水掃除夫 四三名

掃除方法及狀態

私設下水道は溜槽の汚泥濃濃と流通管内の掃除を順次行ひつゝ、不時の故障申出に對しては都度退

(330)

昭和十二年度塵芥石灰和運搬月別表
(但シ自動車一台ニ付塵芥箱四〇個分積載 一個分約八貫目)

一月	1,291
二月	1,219
三月	1,279
四月	1,070
五月	1,060
六月	979
七月	845
八月	1,101
九月	1,081
十月	1,045
十一月	1,094
十二月	1,336
計	13,400

塵芥の収去は毎日一回以上各戸より収去す、収去時間は日出より開始し午後夏期は二時より五時迄冬期は一時より四時過ぎ迄とせり、本収去の方法は中継所中心作業方法なれど租界發展に従つて改良の必要ありと認め
塵芥収去数左の如し

(329)

速を旨とし要求に應じ居れり然れども私設下水道は不完全の爲めと亂暴に使用する爲めか家に依つては月に數回の故障を生ずる所多く租界内に於て一日平均七件の故障申出あり之等は各家庭に於て注意を要すべきものと認め

公設下水道は春秋二回定期掃除を行ひ奮揚機を以て管内の汚泥を濃濁す、春季掃除は四月下旬より着手し五月中に終了春季掃除は事變中に交通の妨害となる恐れありたる爲め本年は中止し汚泥の多きケ所のみ施行せり、又下水道暗渠内の濃濁は七月初めより着手全十五日終了せり

汚水汲取りは下水道の設備なき家々の汚水を毎日汲取り運搬するものにて此の戸數二百餘戸は汚水汲取りにて運搬しつゝあり

(五) 塵芥 収去

運搬自動車 七輛
運搬箱車 五〇台
運搬箱 二〇〇個
塵芥収去人夫 六〇名
自動車附人夫 一六名

塵芥収去方法及状態

(332)

第四、業 務 部

一、上 水 道

(一) 給 水 工 事

イ、新設工事 總延長 二、七八〇米にして内譯左の如し

給水工事總數	一三七件	總延長	二、七八〇米
同 所 要 鋼 管	經六五耗		一一九件
同 同 鉛 管	經三五耗		三六二米
同 同 鉛 管	經二五耗		七八四米
同 同 鉛 管	經二〇耗		一、三三九米
同 同 鉛 管	經一三耗		一、七七七米
計			二、五六二米

ロ、敷設替工事 一八件

同 所 要 鉛 管	經三五耗		六二米
同 同 鉛 管	經二〇耗		一五六米
計			二一八米

(二) 配水管敷設及敷設替工事 配水管敷設及敷設替工事總數三件總延長一、〇八一米にして内譯左記の通り

(331)

水洗式便所設備戸數 二三四戸
屎尿汲取人夫 五〇名(但し請負人供給)

作業方法及状態
作業方法は明石街以西の地域を日出より午前八時迄全街以東の地域は各戸起床及戸締の關係上日没前後三時間中にて汲取りを行ふ

(七) 防疫消毒薬水の撒分

手挽水車 一台
手押し水車 三台
マコチン調合ドラム 五個
消毒液撒分人夫 一〇名

作業方法及状態
四月中旬より殺菌用として各區胡同濕地帯及塵芥箱等へ一週間一回宛マコチン調合液を撒分し又二週間に一回宛便器及小便所等に撒分し十一月中にて作業終了せり此の作業は防疫部の作業なりしも當課に於て施行することとし本年度の如きコレラ患者発生時は特に一日一回宛患者發生附近數町に亘つて各戸の大小便器道路等マコチン五〇倍液にて患家の交通遮断期中消毒を施行せり

昭和十二年水道管敷設工事実施表

工 事 名	施 工 區 間	延 長	工 事 精 算 額	施 工 期 間
福島街配水管敷設替工事	山口花園間	四七七米	七〇三三五〇	五月一日着手 五月六日竣工
埠頭配水管敷設替工事	福島秋山間	四八四米	一、六四一〇〇	四月十日着手 五月十一日竣工
蓬萊街配水管敷設替工事	壽旭間	一一〇米	一、一五五〇〇	七月六日着手 七月十九日竣工
計		一、〇八一米	九、八二九五〇	
イ、福島街配水管敷設替工事				
壽街花園街間	延長	三五三米	一五〇耗管	
山口街壽街間	延長	一二四米	一〇〇耗管	
計		四七七米		
工事方法 直營				
工事期間 五月一日着手 七月六日竣工				
工事概要 本配水管は爾來四時管を以て車道下に敷設しありしが管の接手に緩みを生じ屢々漏水し之れが修繕に勉め居りしが道路舗装施工に伴ひ歩道下に敷設せり				
因に旭街は昨年二百耗管に敷設せし爲め流量倍加せるを以て支管たるべき壽街花園街間				

(333)

を百五十耗管にて敷設せり
而して該百五十耗管は旭街よりの掘出品中検査合格のものを使用せり
施工方法 爾來配水管の敷設は管の接合工法極めて不完全にして漏水の一原因をなし居るを以て此點特に注意し斯る虞れなき様完全に施工せり
尚工事中管内に泥土泥水等の混入することは工事の性質上免れざるものなれば之れに對しては一區間の敷設を終る毎に假制水弁を取り付け四十封度乃至五十封度の水壓を以て充分管内の洗滌を行ひつゝ、施工完了せり、又各戸に引込みある給水瓦斯管は配水管敷設替と同時に適宜鉛管に敷設せり

工 事 費 銀四千貳百貳拾五兩五拾仙也
計 銀七千〇參拾參兩五拾仙也
本年支出額 旭街ヨリ掘出鐵管

鑄鐵管 經壹百五十耗 一一七本
鑄鐵管 經百耗 四〇本
鑄鐵管 經百耗 四〇本
異形管類 銀壹千百貳拾五兩也 八三個

(334)

給水管切替 二八個所

鐵管敷設費	銀參百八拾六兩四拾仙也
鐵管掘出費	銀壹千貳百〇八兩貳拾五仙也
路面復舊費	銀壹千〇貳拾兩也
雜工費	銀參百六拾七兩九拾七仙也
埠頭配水管敷設替工事	銀壹百拾七兩八拾八仙也
福島街秋山街間	延長 四八四米 七十五耗管
壽街花園街間	延長 一二四米 一〇〇耗管
計	
工事方法 直營	
工事期間 四月十日着手 六月十一日竣工	
工事概要 本配水管は埠頭岸壁に沿ひ敷設しありたるを以て冬季凍結して使用に堪へざるに付山口街道路側に移設し消火栓及船舶給水栓の完備を期せり	
施工方法 在來敷設の配水管を掘出し焼取り鑄落しをなしたる上更に防蝕用「コールドター」を塗布したる後福島街同様の工法をなせり	

(335)

工 事 費 銀壹千六百四拾兩也
工 事 費 內 譯 九二個

異形管類 銀九百七拾兩拾仙也
鐵管掘出及敷設費 銀六百貳拾四兩七拾八仙也
雜工費 銀四拾六兩拾貳仙也

ハ、蓬萊街配水管敷設工事
壽街旭街間 延長 一一〇米 百耗管

工事方法 直營
工事期間 七月六日着手 七月十九日竣工

工事概要 爾來蓬萊街通りの山口街旭街間は配水管の敷設なかりしを以て本年度に於て該區域全部に配水管を敷設すること、なり七月六日工事に着手せしも偶日支事變動發の爲め山口街壽街間の工事を中止す

工 事 費 銀壹千壹百五拾兩也
工 事 費 內 譯

(336)

(341)

調査區域	漏水調査成績表			昭和十二年		結果
	壹ヶ月配水量	壹ヶ月給水量	壹ヶ月漏水量	漏水率	漏水防止量	
一	1,100,000	1,100,000	0	0.00%	1,100,000	漏水率 0.00%
二	1,100,000	1,100,000	0	0.00%	1,100,000	漏水率 0.00%
三	1,100,000	1,100,000	0	0.00%	1,100,000	漏水率 0.00%
四	1,100,000	1,100,000	0	0.00%	1,100,000	漏水率 0.00%
五	1,100,000	1,100,000	0	0.00%	1,100,000	漏水率 0.00%
六	1,100,000	1,100,000	0	0.00%	1,100,000	漏水率 0.00%
七	1,100,000	1,100,000	0	0.00%	1,100,000	漏水率 0.00%
八	1,100,000	1,100,000	0	0.00%	1,100,000	漏水率 0.00%
九	1,100,000	1,100,000	0	0.00%	1,100,000	漏水率 0.00%
一〇	1,100,000	1,100,000	0	0.00%	1,100,000	漏水率 0.00%
一一	1,100,000	1,100,000	0	0.00%	1,100,000	漏水率 0.00%

(342)

拾七ヶ所	二埠頭					計
	白河	河	狀	態	二埠頭	
一	10,000	10,000	0.01%	10,000	0.01%	10,000
二	10,000	10,000	0.01%	10,000	0.01%	10,000
三	10,000	10,000	0.01%	10,000	0.01%	10,000
四	10,000	10,000	0.01%	10,000	0.01%	10,000
五	10,000	10,000	0.01%	10,000	0.01%	10,000
六	10,000	10,000	0.01%	10,000	0.01%	10,000
七	10,000	10,000	0.01%	10,000	0.01%	10,000
八	10,000	10,000	0.01%	10,000	0.01%	10,000
九	10,000	10,000	0.01%	10,000	0.01%	10,000
一〇	10,000	10,000	0.01%	10,000	0.01%	10,000
一一	10,000	10,000	0.01%	10,000	0.01%	10,000
一二	10,000	10,000	0.01%	10,000	0.01%	10,000
計	1,100,000	1,100,000	0.01%	1,100,000	0.01%	1,100,000

白河の状態は昨冬以來何等變化なく通航制限吃水十三呎を持續し來れるが雪解けの爲の三月初旬

(343)

本年天津塘沽及大沽へ入港せる船舶隻數左の如し

(一) 天津入港船舶統計

より河床は次第に淺くなり通航制限吃水十二呎に變更せらるる解水後天津に通航せし大連汽船會社の定期船も再び塘沽止りとなり六月に入り奥地より獨流白河に流入する事甚しく尙一層の泥塞を見測航制限吃水十呎に變更せられたり其後七八月の雨期を迎へしが増水は平時より二呎位にして本年は三十年來未曾有の雨量と云はるる割合には増水少く一時は非常に樂觀し居たりしが支那兵の西河及南運河築堤を破壊せる結果九月中旬より急に白河は増水し平時より六呎以上の水量を増すに至れり爲に白河の河床は洗滌せられ良好となり日界埠頭附近は水深十六呎以上にも及びしが其の反面大沽パリの基準水深五呎は四呎となり十月下旬に至りては三呎六吋までに變更せらるる程淺くなり因に汐昇量八呎ありとするも吃水十二呎位までの船の出入に止り大型汽船の通航は不能となる

斯く一年を通じて白河の状態は前年に比して意外に變化多かりし爲め大型船は塘沽止め或は大沽沖止め最も多く天津への通航船舶は主として千噸内外の小型汽船なりしなり従つて日界碼頭にも大型汽船の入港は皆無なりしが輕船は却つて多く僅か數ヶ月間に壹百貳拾隻の多きに達し近來に無き活況を呈するに至れり正に埠頭利用の軌道に乗らむとせしが今回の日支事變突發と共に忽ち挫折せり其後今日に至るまで軍の利用する所となり其の策戰根據地として最も重要な役割を爲しつつあり

(344)

月別	天津	塘沽	大沽	計
一月	10	10	10	30
二月	10	10	10	30
三月	10	10	10	30
四月	10	10	10	30
五月	10	10	10	30
六月	10	10	10	30
七月	10	10	10	30
八月	10	10	10	30
九月	10	10	10	30
十月	10	10	10	30
十一月	10	10	10	30
十二月	10	10	10	30
計	120	120	120	360

(345) 本年中日租界埠頭へ通航船隻の汽船並に艇隻数次の如し

種別	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
汽船	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
艇船	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
計	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24

(346) 本年中日租界埠頭に繋留せる民船隻数次の如し

種別	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
大型	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
中型	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
小型	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
軸板	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
計	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	48

(五) 雑件
 イ、七月廿五日より國際運輸會社へ貸與中の埠頭倉庫一部は軍の倉庫として使用せらるる事となり、七月廿九日午前二時支那兵の日本租界襲撃以來日界より伊界へ結ぶ渡船は三井前官島街福島街大和街の四ヶ所共全部中止せらる。
 ロ、八月六日より福島街三井間に至る埠頭用地は全部軍需品積卸に使用せられ一般人の通行すら嚴禁せらる。
 ハ、八月十七日砲兵中佐加藤忠義氏來訪せられ埠頭事務所一部貸與方申込あり翌十八日より海關事務所とに第五砲台司令部を設置せらる司令部設置と共に小汽船快速艇軍用民船等無慮數百隻の繋留を見埠頭初まつて以來の一大偉觀を呈せり斯く本年度の埠頭は軍によりも効果的に使用せられしものと云ふ可し。
 ニ、九月廿八日白河の水位を見る爲めに福島街渡船場船橋に水位表を取付けたり。
 ホ、中止中なりし三井前の渡船は事變稍落付きをみせたる爲め十月廿日より開始せり。
 ト、引續き十一月一日よりは福島街大和街の渡船も開始せしが官島街のみは依然中止中なり。
 テ、十一月六日三井前埠頭に於て獨立工兵第十一聯隊第三中隊戦死者の葬儀舉行せられたり。
 リ、日支事變發生以來奥地との交通杜絶により冬期を控へ燃料不足を補充緩和する爲め其益會は塘沽より石炭を輸送し來り一般居留民に便宜を計り此等の石炭置場として富民團は十一月十四日より福島街埠頭地を一時無料貸與を爲し大に援助せり。

第五、衛生部

一、傳染病

(一) 昭和十二年法定傳染病患者發生の概況
 本年は近年稀有の降雨續きのため傳染病發生に關し最も憂慮され居たりしに不幸幾期に反せず例年に見ざる多きに達したるは遺憾とす、即ち本年中に於ける法定傳染病患者總數は二五五名にして之を發生月別に表示すれば左の如し

昭和十二年法定傳染病患者發生數月別表(第一表)

病名	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
腸チフス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
猩紅熱	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
痘瘡	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
チフテリア	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
赤痢	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
コレラ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
計	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	60

備考 一、本表には軍部に於ける患者を含まず
 二、本表外中國人にしてコレラ患者の發生を見たるも租界外に付表示せず
 (二) 法定傳染病患者轉歸及治療成績

昭和十二年法定傳染病患者轉歸及治療日數表(第二表)

病名	舊患者數	新患者數	計	治療日數	患者一人平均治療日數
腸チフス	10	10	20	100	5.0
猩紅熱	10	10	20	100	5.0
痘瘡	10	10	20	100	5.0
チフテリア	10	10	20	100	5.0
赤痢	10	10	20	100	5.0
コレラ	10	10	20	100	5.0
計	60	60	120	600	5.0

(350)

(349)

街別	本年度法定傳染病患者發生街區別表(第三表)					計
	腸チフス	赤痢	猩紅熱	痘瘡	コレラ	
明石街	三	二	一	五	一	八
春日街	二	一	一	一	一	五
桃山街	一	一	一	一	一	五
淡路街	一	一	一	一	一	五
伏見街	一	一	一	一	一	五
興津街	一	一	一	一	一	五
三島街	一	一	一	一	一	五
住吉街	一	一	一	一	一	五
榮吉街	一	一	一	一	一	五
計	八	四	五	一	五	四

昭和十二年法定傳染病患者發生街區別表(第三表)

本年度法定傳染病患者發生街區別表(第三表)

昭和三十二年法定傳染病患者發生街區別表(第三表)

備考 一、本表には軍部及中國人患者を含みず
二、舊患者は昨年より本年に繰越したるものを示し繰越は本年未治療に至らず翌年に繰越したるものを示す
三、治療日数は腸チフスの約三十七日間最も長く最短は痘瘡の二日半なり

死亡者は腸チフス一〇名、猩紅熱五名、赤痢三名、天然痘二名計二〇名にして死亡率の最も多かりしは腸チフスの一〇名中死亡者一〇名なり

腸チフス患者發生は近年稀有の率なるも死亡率は昨年比し尙だ低率なるは喜ぶべき現象なり

(352)

(351)

街別	本年度法定傳染病患者發生街區別表(第三表)					計
	腸チフス	赤痢	猩紅熱	痘瘡	コレラ	
法界	一	一	一	一	一	五
特別三區	一	一	一	一	一	五
特別二區	一	一	一	一	一	五
特別一區	一	一	一	一	一	五
海光寺	一	一	一	一	一	五
開光	一	一	一	一	一	五
華北街	一	一	一	一	一	五
北旭街	一	一	一	一	一	五
扶桑街	一	一	一	一	一	五
橋立街	一	一	一	一	一	五
吾妻街	一	一	一	一	一	五
秋山街	一	一	一	一	一	五
吉野街	一	一	一	一	一	五
須磨街	一	一	一	一	一	五
計	一	一	一	一	一	五

昭和十二年法定傳染病患者發生街區別表(第三表)

本年度法定傳染病患者發生街區別表(第三表)

昭和三十二年法定傳染病患者發生街區別表(第三表)

備考 一、本表には軍部及中國人患者を含みず
二、舊患者は昨年より本年に繰越したるものを示し繰越は本年未治療に至らず翌年に繰越したるものを示す
三、治療日数は腸チフスの約三十七日間最も長く最短は痘瘡の二日半なり

死亡者は腸チフス一〇名、猩紅熱五名、赤痢三名、天然痘二名計二〇名にして死亡率の最も多かりしは腸チフスの一〇名中死亡者一〇名なり

腸チフス患者發生は近年稀有の率なるも死亡率は昨年比し尙だ低率なるは喜ぶべき現象なり

病名		昭和八年		昭和九年		昭和十年		昭和十一年		昭和十二年		計	計	特別四區	英界
コレラ	赤痢	患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡				
コレラ	赤痢	一	一	一八	二	一八	一	一一	一	一一	三	三	九	一	一
疑似	赤痢	七	一	九	二	五	八	一	一	一	一	一	一	一	一
腸チフス	赤痢	七	一	九	二	五	八	一	一	一	一	一	一	一	一
バラチフス	赤痢	六	一	五	二	五	八	一	一	一	一	一	一	一	一
發疹チフス	赤痢	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	計	二五	一七	四九	一〇	二二	一	三八	五	二七	四	九	一	二	二

病名		昭和三年		昭和四年		昭和五年		昭和六年		昭和七年		計	計	特別四區	英界
コレラ	赤痢	患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡				
コレラ	赤痢	一六	二	一七	一	八〇	四	四	四	三	一	一〇	二	一	一
疑似	赤痢	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
腸チフス	赤痢	二八	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	一	一
バラチフス	赤痢	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	一	一
發疹チフス	赤痢	七	一	八	一	九	一	一〇	二	一一	三	一二	一	一	一
猩紅熱	赤痢	七	一	八	一	九	一	一〇	二	一一	三	一二	一	一	一
チフス	赤痢	四	一	五	一	六	一	七	一	八	一	九	一	一	一
計	計	二五	一七	四九	一〇	二二	一	三八	五	二七	四	九	一	二	二

(362)

的とし警察官の援助を得て先づ概ね華人下層階級即ち苦力等より豫防注射を助行支那飲食店料理店、飯店、果物店等には半強制的に行ひ邦人接客業者及其使用支那人は各組合に集め施行又一方租界境界に看護婦一名を派し日界出入の口華人に對し注射を行ひ求めに應じては租界外にも出張施行せし事数あり此間の當豫防注射の努力は特筆すべきものあり。

一方患者發生地に於ける豫防注射は論を俟たず保衛者検査も亦防疫上重大なる役割を演ずるものなれば該検査に大重なり晝夜の別なく検査に従事せり。

豫防宣傳としてはコレラ豫防に關する「パンフレット」を作成し一般に配布し租界の所々に添附せり又「コレラの話」なる小冊を發行し一般に配布し該病に對する認識を深めたり。

一方該病は生魚及河川に關係あるものなれば總領事館に依頼し生魚の使用禁止魚釣及河水の使用禁止を告示せり。然して検査所に於ては塘沽及太沽より持ち來れる蟹の販賣者の通行を禁止せり。斯の如き防疫的措置に於ても一時大流行の兆ありし該病の發生も十一月中旬に至り漸次消滅し漸く小康を得たり。

二、消毒班は田中技手主任となり保淨課員の援助を得て日界に於ける路地不潔場所及汲取便所の消毒のため各家庭を訪問嚴重なる消毒を行ひ患者發生地域の消毒は最も嚴重を極め該病防疫の第一要素を完全に遂行せり。

右防疫期間に於ける豫防注射検査等統計表示すれば左の如し

コレラ豫防注射人員統計表(第七表ノ二)

(361)

消毒班 田中技手主任

一、路地、汲取便所、不潔場所の消毒

右各班を基礎として療病院關係職員全般に亘り晝夜の別なく不潔の努力を拂ひたり。

口、検査は防疫に對する最も必要にして此點を重視し總領事館の指令に基き直ちに検査員及二十六名を臨時雇出し日支、日佛境界線に各五箇所宛の検査所を設け之れに配備し租界出入者の検査に當らしめ該病の租界侵入を極力防止せり十月十八日に至り遂に租界内にて邦人一名の患者發生せるにより直ちに軍側の援助を得て豫て萬一の場合を考慮し軍醫部に依頼しありたる河北野戰豫備病院に收容越へて十一月十一日又々邦人二名の新患者發生するに至りたるを以て再び右野戰豫備病院に隔離收容し前發生區域同様附近居住者には強制豫防注射を施行し患者家族は勿論附近一帯の大消毒を行へり。

其後は幸に該病患者の發生を見ず依て十一月二十四日各境界線の検査箇所全部を撤廢せり租界内發生のコレラ患者は三名にして幸ひ一名の死亡者もなく各人約二十日前後の入院にて全治退院せしは誠に慶ぶべき事なり。

此間軍醫部、野戰豫備病院より與へられたる援助は實に大にして感謝の極なり。

ハ、租界内検病的戸口調査

本作に關しては大塚技師主任となり租界内日支人の區別なく各戸を訪問豫防注射の施行を目

(364)

備考 本表中には軍部及支那人患者を含まず

(三) 腸チブス。バラチブス

昭和十年以來の流行に鑑み初夏の流行期以前に於て消化器、傳染病豫防に關し度々新聞に記事として記載し一般民衆に對し腸チブス。バラチブス等の消化器傳染病豫防知識の普及に努めたり。然れども九月初旬より該病患者の發生遂次増加し又軍部に於ても相當の該病罹患者あるに鑑み自十一月四日、至十三日の十日間及十一月二十九日より十二月十日まで十二日間の二回に亘り腸チブス豫防週間を施行(別表第七表ノ一)せり然して「チブス」防疫の徹底を期すべく十一月十八日領事館に於て軍官民主體部集合「チブス防疫」に就て協議し對策を講じ翌十九日領事館當局並に軍醫部及日本醫師會等領事館に會合し再び防疫方法に就て熟議せり此の會議により檢病的戸口調査の件、接客業者出來得べくんば全租界民に就ての保衛者検査と協力し全租界に亘り限なく件を議決せり。依つて十一月二十五日より十二月四日迄軍部及警察と協力し全租界に亘り限なく檢病的戸口調査を行ひ疑似患者ある時は直ちに往診し眞偽を確かめ防疫の萬全策をとれり、一方警察を通じて町内會等の手に依つて各戸につき豫防注射の有無を調査せしめ未注射者には極力注射の施行を勧誘せり。

接客業者の保衛者検査は多數なる爲め軍醫部に依つて之を行ひしが保衛者五名を發見し特に之を入院治療せしめ萬全策をとれり。一方警察當局に依頼し「腸チブス豫防に關する件」なる通牒を醫師會長宛提出し患者の取扱方を「層嚴にせり。然して腸チブス豫防に關する「パンフレット」

(363)

區別	邦人	支人	巡捕	計
一 般	二〇九三	六五二	二七四	三〇一九
接客業者	七三六	三七八		一一一四
各學校生徒	一、三九			一、三九
戸別訪問	二、三三七	二、〇二七		四、四〇四
街頭出張		八、四二二		八、四二二
會社工場		一、二二二		一、二二二
計	六、三四五	一、二、六九〇	二、七四	一九、三〇九

コレラ防疫に關する検査箇所及人員並に延日數(第七表ノ二)

検査箇所	検査員數	延日數	検査委員及囑託員數	延日數
日佛境界	五	一三	一六	八七二
日支境界	一〇	二六	一六	八七二
計	一五	三九	三二	一、七四四

を一般に配布すると共に新聞に掲載し之が豫防知識の向上に努めたるも尙もラチブス一七名計一二名罹患者を出したるは遺憾に堪へざる處なり。然れども死亡率より見れば昨年之二三%に比し本年は八、九%なるは慶ぶべき現象と言ふを得べし。本年は日支事變に依り邦人の天津進出者甚だ多く急激なる人口増加に關しては充分なる注意を拂ひ豫防醫學の普及徹底を計るべきなり。本年に於けるチブス豫防に關する施行事項を擧ぐれば左の如し

昭和十三年チブス豫防週間成績表(第八表ノ一)

施行日時	施行場所	邦人	支那人	計
自十一月四日	當院	一、三三三	一、四	一、三三七
自十一月十一日	當院	一、五六	二二	一、七七
自十一月廿九日	當院	三八四	二八	四一二
自十二月十日	醫學會	一一一九	—	一一一九
	學校	二、九八二	六三	三、〇四五

(366)

租界内チブス檢病的戸口調査成績表(第八表ノ二)

施行日時	調査戸數	調査人員	容疑者	計人員	備考
自十一月廿五日	五、二二四	三四、〇五三	一一	三四、〇五三	日鮮支人共
自十二月四日	—	—	—	—	—

租界内接客業者チブス菌保菌者検査成績表(第八表ノ三)

施行日時	戸數	人員數	菌保有者
十一月二十五日ヨリ	—	—	—
十二月一日ヨリ	七一	七三三	五

本病は當地方に於ける一種の風土病とも謂ひ得べく主として小兒を患ふ急性傳染病にして之が豫防に關しては遠年防疫に最大な努力を拂ひつゝ、あるも本年の如き六十八名の多數患者發生を見たるは遺憾に不堪然れども罹患者は大部分が豫防注射を施行せざるものにして死亡者は全部豫防注

(367)

射を受けざる四才以下の小兒なり。是如何に豫防注射が必要にして四才以下の小兒に對しては恐るべき傳染病なるかを物語るものなり。此件に關しては將來宣傳大いに努むると共に大衆の該病豫防知識の向上を要望して止ざるものなり。本年に於ける猩紅熱豫防注射成績左の如し

昭和十二年猩紅熱感受性試験成績(第九表)

施行期時	施行場所	感受性試験者	陽性者
春	小學校及各學校	一六〇	一四〇
(二)	醫院	四六八	三三九
計		六二八	四七九

(368)

(五) 藝妓及酌婦の健康診断

從來酌婦は富貴胡同在住の者のみに就て毎週一回健康診断を施行し他所に居住せる酌婦に就ては施行せず片手落ちの感ありしが日支事變を契機に當局も感する所あり關係區域全般に亘り施行する事となり従つて東站、總站に激増せる酌婦の檢査を開始したりしも酌婦のみの檢査は意義なきを以て内地に於けると同様藝妓の健康診断をも施行すべき事となりたれば其檢査人員數は從來の數倍を算し依つて檢査制度を尙詳細に調査向上を計る事の必要を認め門田技師は大連に出張其に該制度等を視察して其制度其他に就ての意見を民間長に提出し専門醫の招聘となるに至れり故に治療機關の設置、花柳病豫防宣傳等を行ひ益々健康診断の實を擧げ社會保健衛生の向上に努めんとするものなり。

曙街藝妓の健康診断は三業組合事務所にて毎月三回施行し日本租界居住の邦人酌婦は療病院に於て東站、總站の邦人酌婦は各所健診所に於て行ひ富貴胡同の鮮支人及盛德里、裕德里の支人等は各所屬健診所に於て毎週一回之を施行し尙有病者の治療は毎日右各所に於て行へり。但し東站總站の邦人は隨時療病院にて行へり。本年中に於ける藝妓及酌婦健康診断成績左の如し

場所	區分	検査回数	延人員	健康人員	延患人員	全治延人員	備考
富貴胡同	日人	四九	一〇八六	一〇一四	五〇	一九	富貴胡同、平樂園ヲ含ム
	朝鮮人	四九	二、八三九	二、四九二	二〇〇	一〇六	
盛德里	日人	四九	二、〇七〇	一、七六五	二〇六	一〇七	八月二十七日ヨリ施行 十二月二十四日ヨリ施行
	支那人	一八	五、九九五	五、二七一	四五六	二二二	
裕德里	日人	一四	一、九六一	一、六七二	三〇七	一三〇	九月八日ヨリ施行
	支那人	二	二〇三	一一六	八七	八	
東站	日人	一四	一〇七	五四六	三三	三三	九月八日ヨリ施行
	支那人	二八	六八五	六一四	七一	七一	
總站	日人	一四	一七六	一六五	一一	一一	九月八日ヨリ施行
	支那人	二八	一、〇九七	九九五	一〇三	一〇三	
計	日人	一四	一、〇九七	九九五	一〇三	一〇三	
計	支那人	二八	二、五五〇	二、〇八三	一、一三〇	四三九	

試験事項	件数	備考
清涼飲料水	一一〇	成績ハ稍良好ナルモ、人工着色料及原料水其他設備ノ不 完全ニ基ツキ不良ナルモノ多ク製造工程ノ觀察ノ監督 ヲ嚴重ニスル必要アルモ其機ヲ得ツルヲ遺憾トス

昭街	日人	朝鮮人	支那人	計
昭街	六	四七	八二八	七七〇
其他	四七	五七〇	四八〇	一、〇八七
總計	五三	六一七	一、三〇八	一、九七八

但し總站に於ける全治延人員は同所にて治療係員を雇入治療せしめたため確實なるを得ず依而記入せず。

(六) 昭和三十二年衛生試験成績

本年中施行せし衛生試験成績左の如し

昭和三十二年衛生試験成績表(第十一表)

検査事項	件数	備考
酒類	七	
水質検査	二四	
上水	二五	飲料用水ノ適、不適ヲ試験セルモ土地柄好結果得ラレ ザリキ
警井水	一五	
河水其他	一九一	
計	一九一	

検査事項	件数	備考
血液膽汁培養検査	一一八	
咽頭分泌物中細菌検査	二	
計	一二〇	

月別	男	女	計
一月	二二	一六	三八
二月	一七	一三	三〇
三月	二二	一五	三七
四月	二二	一八	四〇
五月	九	一三	二二
六月	一五	一三	二八
七月	二二	一八	四〇
八月	一八	一三	三一
九月	一一	一五	二六
十月	一五	一二	二七
十一月	二二	一三	三五
十二月	八	一五	二三
計	二〇二	一三一	三三三

月別	男	女	計
一月	二二	一六	三八
二月	一七	一三	三〇
三月	二二	一五	三七
四月	二二	一八	四〇
五月	九	一三	二二
六月	一五	一三	二八
七月	二二	一八	四〇
八月	一八	一三	三一
九月	一一	一五	二六
十月	一五	一二	二七
十一月	二二	一三	三五
十二月	八	一五	二三
計	二〇二	一三一	三三三

本年中邦人出生者は三三名にして之を性別及月別に表示すれば左の如し

昭和三十二年出生者性別及月別調査表(第十三表)

三、出生

四、死亡

(一) 死亡者月別 男女別

本年中邦人死亡者は二八名にして之を性別及月別に表示すれば左の如し

年別	死亡實數	居留人口ニ對スル千人人口比	居留人口	傳染病				外科											
				計	猩紅熱	喉頭結核	關節結核	肺結核	結核性腹膜炎	癩毒	微血核	敗血核	腸結核	自斃	他死	溺死	轢死	銃傷	丹毒
昭和三年	18,7	11.2	166,000	六															
昭和四年	18,3	11.1	165,000	四															
昭和五年	18,0	11.3	160,000	四															
昭和六年	17,6	11.9	147,000	八															
昭和七年	16,5	11.0	149,000	六															
昭和八年	16,5	11.1	147,000	六															
昭和九年	16,7	11.3	147,000	七															
昭和十年	18,7	11.3	164,000	九															
昭和十一年	14,2	10.6	133,000	三															
昭和十二年	21.2	12.6	168,000	六															

月別	患者數	新患者數	治癒延日數	傳染病				外科											
				計	猩紅熱	喉頭結核	關節結核	肺結核	結核性腹膜炎	癩毒	微血核	敗血核	腸結核						
一月	八二	二一	一三三	八															
二月	二一	一	三六	二															
三月	一八	一	四三	二															
四月	一五	一	四八	一															
五月	一七	一	五七	四															
六月	一八	一	三三	一															
七月	一八	一	四六	一															
八月	一三	一	三三	一															
九月	一七	一	四一	七															
十月	一三	一	二二	一															
十一月	二七	一	三三	二															
十二月	九一	一	三六	二															
計	一六四	一	一三三	九															

八、結核豫防

(一) 結核兒童の調査
 小學校虛弱兒童に對する身体検査を施行し家庭と連絡を密にし「レントゲン」並に赤血球沈降速度検査を行ひ以て之が保護に努めつゝあり

(二) 健康相談
 昭和九年以降毎週健康相談日を指定し相談及診察治療に應じ特に結核に對する患者の指導保護、患者に對する豫防指導並に咯痰、血液「レントゲン」其他検査を行ひ居るが該施設存在の意義をパンフレット其他を以て高唱しつゝあるも本機關を利用するもの稀にして遺憾ながら誠に寥々たるものなるを以て將來あらゆる機會に於て大眾普及に努めんとするものなり

(三) 結核患者の隔離收容
 本年中療養所收容患者は三名患者延人員三〇二六名にして其治病成績左の如し

昭和十二年療養所入院患者成績表(第十八表)

患者數	三三二	治癒	一八七	死亡	七	自由退院	四	現在患者數	三	計	三三二	治療延日數	三〇二六
-----	-----	----	-----	----	---	------	---	-------	---	---	-----	-------	------

(385)

九、其他

特別の事情ありと認むる患者の收容並に治療及總領事館警察署よりの依頼に依り收容並に治療せし患者は左の如し

昭和十二年行路病者別治療別表(第十九表)

種別	病名	患者數	治癒	死亡	計	延日數	摘要
行路病	眼毒自殺未遂	四	二	二	九	二九一	入院
赤痢	腸デブス	二	二	〇	二	〇	入院
結核性骨膜炎	肺結核	一	一	〇	一	〇	入院
モヒ中毒症	肺結核	一	一	〇	一	〇	入院
負傷	モヒ中毒症	一	一	〇	一	〇	入院
徴毒	負傷	三	三	〇	三	二二七	外來

(386)

一〇、清潔法施行

清潔法に依る清潔検査は例年は春秋二期之を施行せるを常とせるも本年は日支事變とコレラ流行に禍され春期一回のみ施行秋期は中止の止むなきに至れり其成績左の如し

昭和十二年清潔法検査施行成績表(第二十表)

區別	邦人	鮮人	支人	空家	計
自五月十一日 至五月十四日	二、〇七二	四七二	三、三〇一	一三九	五、九八四

(387)

(附) 民團財産明細書

一、土地

一、銀壹百貳拾貳萬七千四百拾四圓五拾四仙也

區分	面積	現在價格(時價)	摘要
埠頭用地並倉庫	三、三三坪	二四〇、〇〇〇圓	
埠頭用地	四、九八坪	八八、八〇〇圓	
埠頭用地	三、三三坪	三三、〇〇〇圓	
共同街所敷地	三、三三坪	三三、〇〇〇圓	
山口街所敷地	三、三三坪	三三、〇〇〇圓	
舊汚物集積場及朝鮮人會館敷地の一部	一、〇〇坪	九、〇〇〇圓	
民團吏員宿舍敷地	一、〇〇坪	九、〇〇〇圓	
住吉街水邊分場敷地	三、三三坪	三三、〇〇〇圓	
官島街換張道路敷地	三、三三坪	三三、〇〇〇圓	
計	九、三三坪	一、一三三、〇〇〇圓	本年買収せるもの旭街二四ノ一

(388)

(390)

(389)

二、建物及附属物		内訳		延坪		価格		摘要	
銀貳拾八萬參千五百參拾四弗五拾壹仙也									
事務所及附属家一式				三、四〇〇		三、四〇〇		増築す	
暖房装置一式				五、八〇〇		五、八〇〇		増築す	
正門及塀一式				一、九〇〇		一、九〇〇		増築す	
下水道敷設一式				六、九〇〇		六、九〇〇		増築す	
伏見街吏員宿舍				二、二〇〇		二、二〇〇		増築す	
計				一、九、一〇〇		一、九、一〇〇		以上事務所の部	
埠頭事務所				五、八〇〇		五、八〇〇		増築す	
倉庫				四、五〇〇		四、五〇〇		増築す	
浪速街宿舍				二、四〇〇		二、四〇〇		増築す	

(392)

(391)

三、水道		内訳		延坪		価格		摘要	
一、銀拾九萬八千八百參拾貳弗〇五仙也									
全機械器具一式				一、七〇〇		一、七〇〇		新築	
消防器具置場及宿舍				三、六〇〇		三、六〇〇		新築	
海光寺撤水唧筒所				六、四〇〇		六、四〇〇		以上整備の部	
自力車庫其他				一、〇〇〇		一、〇〇〇		新築	
橋立街撤水唧筒所				五、〇〇〇		五、〇〇〇		新築	
共同便所				五、〇〇〇		五、〇〇〇		新築	
保潔課車庫其他				五、〇〇〇		五、〇〇〇		新築	
計				三、三、六〇〇		三、三、六〇〇		以上保潔課の部	
支那人事務所及苦力宿舍				三、〇〇〇		三、〇〇〇		以上埠頭の部	
公衆便所				一、〇〇〇		一、〇〇〇		以上埠頭の部	
橋立街唧筒所				三、〇〇〇		三、〇〇〇		以上埠頭の部	
新唧筒所				六、〇〇〇		六、〇〇〇		以上埠頭の部	
唧筒所内舖人宿				二、〇〇〇		二、〇〇〇		以上埠頭の部	
舍及倉庫其他				二、〇〇〇		二、〇〇〇		以上埠頭の部	
住吉街唧筒所上家				二、八〇〇		二、八〇〇		以上埠頭の部	
舖人宿舍				二、〇〇〇		二、〇〇〇		以上埠頭の部	
ローラー置場				五、五〇〇		五、五〇〇		以上埠頭の部	
セメント倉庫及クラツ				四、五〇〇		四、五〇〇		以上埠頭の部	
シヤ小屋瓦塀其他				二、六〇〇		二、六〇〇		以上埠頭の部	
計				三、三、六〇〇		三、三、六〇〇		以上工務部の分	
第一分署廳舎				三、〇〇〇		三、〇〇〇		以上工務部の分	
消防器具置場				四、四〇〇		四、四〇〇		以上工務部の分	
全ホース洗場				二、四〇〇		二、四〇〇		以上工務部の分	

